

長野市監査委員告示 第1号

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、外部監査人 風間 孝三氏から、別紙のとおり平成23年度包括外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年2月21日

長野市監査委員	増	山	幸	一	
	同	轟	光	昌	
	同	寺	澤	和	男
	同	小	林	秀	子

平成 23 年度

長野市包括外部監査の結果に関する報告書

監査テーマ

長野市及び外郭団体等の消費税等の検証について

平成 23 年度長野市包括外部監査人

外部監査人	税 理 士	風間 孝三
補 助 者	税 理 士	鈴木 秀一
補 助 者	税 理 士	新木 淳彦
補 助 者	税 理 士	渡邊 典昭

目 次

I 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類	7
2. 選定した特定の事件	7
長野市及び外郭団体等の消費税等の検証について	7
（1）外部監査の対象	7
（2）外部監査対象期間	8
3. 事件を選定した理由	8
4. 監査の着眼点	8
5. 主な監査手続	9
6. 外部監査の手法	9
7. 外部監査人及び補助者	11
8. 利害関係	11
9. その他	12

II 消費税等の説明

1. 基本的な取扱い	13
2. 国・地方公共団体・公益法人等の取扱い	19

III 消費税等に関する問題点

1. 特別会計	30
（1）国民健康保険特別会計（直診勘定）	30
①概要	30
②決算諸表	31
③消費税等の申告書等（該当なし）	34
④監査の結果等	34
（2）駐車場事業特別会計	35
①概要	35
②決算諸表	37
③消費税等の申告書等	38
④監査の結果等	39

(3)飯綱高原スキー場事業特別会計.....	42
①概要	42
②決算諸表	42
③消費税等の申告書等（該当なし）.....	43
④監査の結果等	43
(4)介護保険特別会計	44
①概要	44
②決算諸表	44
③消費税等の申告書等（該当なし）.....	44
④監査の結果等	45
(5)授産施設特別会計	45
①概要	45
②決算諸表	46
③消費税等の申告書等	48
④監査の結果等	49
(6)鬼無里大岡観光施設事業特別会計	50
①概要	50
②決算諸表	52
③消費税等の申告書等	54
④監査の結果等	54
(7)公共料金等集合支払特別会計	55
①概要	55
②決算諸表	55
③消費税等の申告書等（該当なし）.....	56
④監査の結果等	56
(8)戸隠下水道事業特別会計（平成 20 年度）.....	56
①概要	56
②決算諸表	56
③消費税等の申告書等	59
④監査の結果等	60
(9)鬼無里下水道事業特別会計（平成 20 年度）.....	62
①概要	62
②決算諸表.....	62
③消費税等の申告書等	65
④監査の結果等	65
(10)農業集落排水事業特別会計（平成 20 年度）.....	66

①概要	66
②決算諸表	66
③消費税等の申告書等	68
④監査の結果等	69
(11)診療所特別会計（平成 20 年度）	70
①概要	70
②決算諸表	70
③消費税等の申告書等（該当なし）	73
④監査の結果等	73
2. 企業会計	75
(1)産業団地事業会計	75
①概要	75
②決算諸表	75
③消費税等の申告書等（該当なし）	78
④監査の結果等	78
(2)水道事業会計	79
①概要	79
②決算諸表	80
③消費税等の申告書等	89
④監査の結果等	90
(3)下水道事業会計	92
①概要	92
②決算諸表	93
③消費税等の申告書等	96
④監査の結果等	97
(4)病院事業会計	99
①概要	99
②決算諸表	102
③消費税等の申告書等	108
④監査の結果等	109
(5)戸隠観光施設事業会計	111
①概要	111
②決算諸表	112
③消費税等の申告書等	116
④監査の結果等	116

3. 法人	118
(1) 社団法人長野市開発公社	118
① 概要	118
② 決算諸表	119
③ 消費税等の申告書等	121
④ 監査の結果等	121
(2) 長野市土地開発公社	122
① 概要	122
② 決算諸表	123
③ 消費税等の申告書等	126
④ 監査の結果等	126
(3) 社会福祉法人長野市社会福祉協議会	129
① 概要	129
② 決算諸表	131
③ 消費税等の申告書等	136
④ 監査の結果等	136
(4) 社会福祉法人長野市社会事業協会	137
① 概要	137
② 決算諸表	139
③ 消費税等の申告書等	141
④ 監査の結果等	141
(5) 公益社団法人長野シルバー人材センター	142
① 概要	142
② 決算諸表	143
③ 消費税等の申告書等	145
④ 監査の結果等	146
(6) 財団法人長野市勤労者共済会	146
① 概要	146
② 決算諸表	148
③ 消費税等の申告書等 (該当なし)	150
④ 監査の結果等	150
(7) 財団法人ながの観光コンベンションビューロー	150
① 概要	150
② 決算諸表	153
③ 消費税等の申告書等 (該当なし)	155
④ 監査の結果等	155

(8)財団法人長野市体育協会	156
①概要	156
②決算諸表	158
③消費税等の申告書等（該当なし）	161
④監査の結果等	163
(9)財団法人長野市保健医療公社	164
①概要	164
②決算諸表	165
③消費税等の申告書等（該当なし）	170
④監査の結果等	171
(10)社団法人長野市農業公社	172
①概要	172
②決算諸表	173
③消費税等の申告書等	176
④監査の結果等	177
(11)社会福祉法人ながのコロニー	178
①概要	178
②決算諸表	179
③消費税等の申告書等	181
④監査の結果等	182
(12)長野森林組合	182
①概要	182
②決算諸表	184
③消費税等の申告書等	188
④監査の結果等	189
IV参考資料	190
資料1 消費税法別表第三	190
資料2 地方公共団体の特別会計が控除する仕入れに係る消費税額の計算における具体的な用途の特定方法等について(抄)	200
資料3 消費税及び地方消費税資本的収支調整額	204
資料4 国税庁消費税審理事例検索システム	204
資料5 消費税及び地方消費税の導入に伴う勘定科目の設定等について	205
資料6 消費税法・消費税法施行令・消費税基本通達抜粋	207

資料 7 消費税及び地方消費税の申告書	215
付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表	216
資料 8 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表 1～5	217

I 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び長野市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 11 年 3 月 30 日長野市条例第 4 号）の規定に基づく監査

2. 選定した特定の事件

長野市及び外郭団体等の消費税等の検証について

(1)外部監査の対象

①特別会計

1	国民健康保険特別会計（直診勘定）
2	駐車場事業特別会計
3	飯綱高原スキー場事業特別会計
4	介護保険特別会計
5	授産施設特別会計
6	鬼無里大岡観光施設事業特別会計
7	公共料金等集合支払特別会計
8	戸隠下水道事業特別会計（平成 20 年度）
9	鬼無里下水道事業特別会計（平成 20 年度）
10	農業集落排水事業特別会計（平成 20 年度）
11	診療所特別会計（平成 20 年度）

②企業会計

1	産業団地事業会計
2	水道事業会計
3	下水道事業会計
4	病院事業会計
5	戸隠観光施設事業会計

③法 人

1	社団法人長野市開発公社
2	長野市土地開発公社
3	社会福祉法人長野市社会福祉協議会
4	社会福祉法人長野市社会事業協会
5	公益社団法人長野シルバー人材センター
6	財団法人長野市勤労者共済会
7	財団法人ながの観光コンベンションビューロー
8	財団法人長野市体育協会
9	財団法人長野市保健医療公社
10	社団法人長野市農業公社
11	社会福祉法人ながのコロニー
12	長野森林組合

(2)外部監査対象期間

平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じ他の年度についても監査の対象とした。

3. 事件を選定した理由

消費税法上、地方公共団体や公益法人等については一般の法人と比べ種々の特例が認められており、その処理が複雑な仕組みとなっているが、その適用に誤りがある場合には、納税額に影響する可能性がある。今後、消費税率のアップが予想され、日本の税体系における消費税の重要性が増していくと考えられる中で、現段階において、消費税計算に対する正しい理解が行われ、正しい税計算が行われているかを監査することは意義のあることだと考えた。

4. 監査の着眼点

地方自治法第 2 条第 14 項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

地方自治法第 2 条第 15 項

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

包括外部監査人は、上記の規定の趣旨に則ってなされているかどうか、意を用いなければならないと定めている。

これは、包括外部監査が、経済性（Economy）と効率性（Efficiency）さらに有効性（Effectiveness）の見地から評価判定を行うべきことを求められている。そこで、長野市及び外郭団体等についても、一般の法人と同様に消費税の納税義務があるが、これらの事業者の行う事業活動は公共性が強く、法令上の制約を受け、あるいは財政的援助を受けるなど一般の法人に比べて特殊であるため、消費税計算が適正に処理されているか、特に過払いになっていないか、問題点の把握、検討を行う。

5. 主な監査手続

(1) 関係書類の閲覧

各団体及び団体を所管する市の課より関係書類や資料の提供を受け、主に決算諸表及び消費税等の申告書等を重点に消費税等を検証し、問題点を把握する。

(2) 関係者への質問

担当者に対して質問、確認を行う。

6. 外部監査の手法

上記 2 の事業者を対象に次の監査手続を実施。

(1) 本則課税適用事業者について

①収入支出の課否判定の網羅性

決算報告書における決算額と収入支出の課税・非課税・不課税区分の合計額の一致又は関連性を確かめることによって、主として全ての科目に対して課否の判定が行なわれたかについて確認。

②収入支出の課否判定区分の妥当性検討

収入支出の課税・非課税・不課税区分について各事業者の課否判定を閲覧し、区分誤りの可能性があると思われるものについて質問し、税区分の妥当性について検討。

③特定収入の使途の特定の妥当性検討

不課税収入を、特定収入と特定収入以外の収入に区分する過程が消費税法施行令第75条第1項各号及び消費税法基本通達16-2-2(1)、(2)に従って妥当かどうか検討。

消費税法基本通達16-2-2(1)、(2)は、後述するように、同通達に沿った処理が国の通知である「地方公共団体の特別会計が控除する仕入に係る消費税額の計算における具体的な使途の特定方法について」（自治企一第7号、自治導第9号）においても要請されているとおり、地方公共団体の消費税執行実務においては原則的とされる方法である。

他方、消費税法の観点から見ると、消費税法基本通達16-2-2(2)はその適用が任意とされ、これを適用しない場合には、消費税法の原則どおり消費税法施行令第75条第4項に従って、調整割合を用いて計算することとなるが、監査にあたっては、各事業年度が選択した方式を尊重して、その方式に従った処理が適切に行なわれているかについて検討。

④特定収入割合の計算の妥当性検討

特定収入割合の計算が適切か、5パーセント超の場合には特定収入に係る仕入税額控除の計算が行なわれているか検討。

⑤本則課税方式による計算の妥当性検討

上記①、②の課否判定の妥当性、上記③の特定収入の使途特定の妥当性を踏まえ、消費税額の計算が適切に行われているか。特に特定収入割合が5パーセント超の場合には、特定収入に係る仕入税額控除の計算が適切になされているかについて重点を置いて検討。

(2) 簡易課税適用事業者について

①収入の課否判定の網羅性

収入について歳入歳出決算書等における決算額と収入の課税・非課税・不課税区分の合計額の一致又は関連性を確かめることによって、収入の課否判定の網羅性について確認。

②収入の課否判定区分の妥当性検討

収入の課税・非課税・不課税区分について各事業者の課否判定を閲覧し、区分誤りの可能性があると思われるものについて質問し、区分の妥当性について検討。

③簡易課税方式による計算の妥当性検討

上記①及び②で妥当と認められた課税売上に基づいて、簡易課税による計算が正しく行なわれているかについて検討。申告書を閲覧して監査対象事業者の行う業種区分について質問し、みなし仕入率の妥当性についても検討。

④簡易課税方式による有利・不利の妥当性

簡易課税制度を選択できる事業者においても、本則課税適用事業者になることによって、消費税及び地方消費税の還付を受けることが出来る可能性の検討。

(3) 免税事業者について

基準期間の課税売上高が、1,000万円以下の公益法人等及び国・地方公共団体の特別会計は免税事業者となる。そこで、課税仕入等が課税売上に比べて多く、明らかに還付が生じる可能性があるものと認められるものについては、あえて課税事業者となることによって還付を受けることが出来るため、その妥当性について検討。

(4) その他

帳簿の記載事項及び保存状況
各種届出書等の確認

7. 外部監査人及び補助者

外部監査人	税 理 士	風間 孝三
補 助 者	税 理 士	鈴木 秀一
補 助 者	税 理 士	新木 淳彦
補 助 者	税 理 士	渡邊 典昭

8. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

9. その他

本報告書における金額の表示方法については、原則「千円未満切捨て」による表示方法を採用している。従って、合計欄の値が端数処理の関係上一致していない場合がある。

Ⅱ 消費税等の説明（平成 23 年 3 月 31 日現在の法令による）

1. 基本的な取扱い

（文末引用条文の略称：消法…消費税法、消令…消費税法施行令、消規…消費税法施行規則、消基通…消費税法基本通達）

（1）基本的な仕組み

① 消費税は間接税である

消費税は、消費一般に広く公平に課税する間接税である。ほぼすべての国内における商品の販売、サービスの提供及び保税地域から引き取られる外国貨物を課税対象とし、取引の段階ごとに 5%（うち 1%は地方消費税）の税率で課税される。

② 消費税の負担者

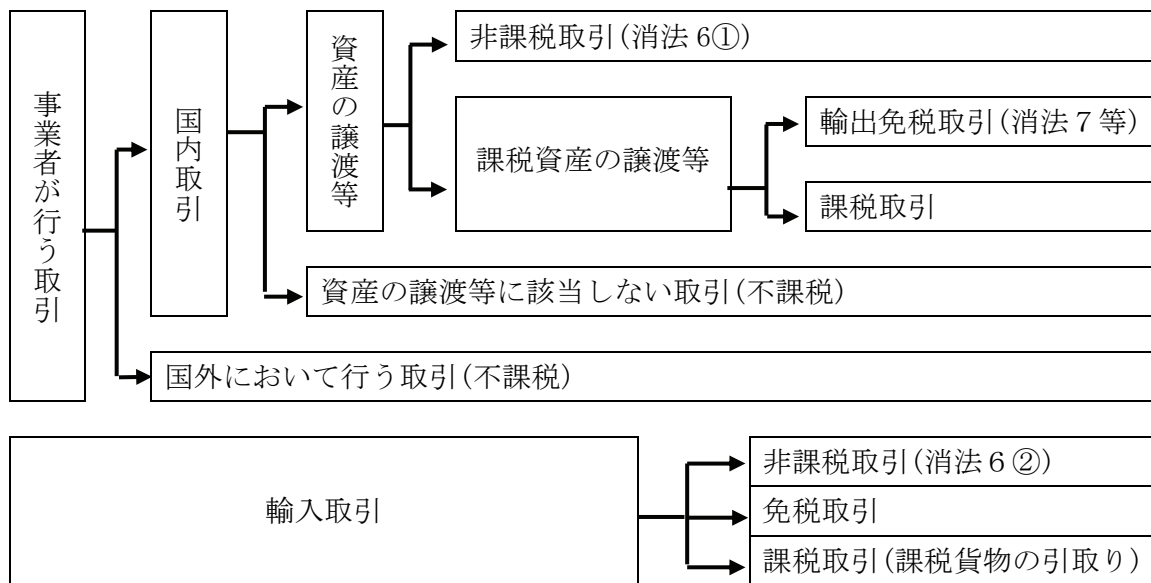
消費税は、事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて次々と転嫁され、最終的に商品を購入し又はサービスの提供を受ける消費者が負担することになる。消費税を負担するのは消費者であり、事業者は各段階で消費税を預かり、申告・納付するのであり、消費税を負担するものではない。

③ 課税の仕組み

生産、流通の各段階で二重、三重に税が課されることのないよう、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除し、税が累積しない仕組みとなっている。

（2）課税対象

消費税の課税対象は、①国内取引と②輸入取引に限られ、国外で行われる取引は課税対象にはならない。



① 国内取引の場合

次の要件をすべて満たす取引（消法4条1項・3項、消令6条1項一～九、2項一～七、3項）。

- (ア)国内において行なうものであること。
- (イ)事業者が事業として行うものであること。
- (ウ)対価を得て行うものであること。
- (エ)資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること。

② 輸入取引の場合

保税地域から引き取られる外国貨物であること（消法4条2項、2条1項十）。

(3) 非課税取引

消費税の消費一般に広く公平に負担を求める税の性格からみて、課税対象になじまないものや社会政策的な配慮から課税することが適当でない取引がある。以下の取引については、消費税を課税しない「非課税取引」としてしている（消法第6条第1項、消費税法別表第一）。

- 消費税の性格から課税することになじまないもの
 1. 土地の譲渡、貸付けなど
 2. 有価証券、支払手段の譲渡など

3. 利子、保証料、保険料など
4. 郵便切手、印紙などの譲渡
5. 商品券、プリペイドカードなどの譲渡
6. 住民票、戸籍抄本等の行政手数料など
7. 外国為替

■ 社会政策的な配慮に基づくもの

1. 社会保険医療など
2. 介護保険サービス、第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業など
3. 助産
4. 埋葬料、火葬料
5. 一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付けなど
6. 一定の学校の授業料、入学・入園検定料、入学金・入園料、施設設備費など
7. 教科用図書譲渡
8. 住宅の貸付け

(4) 納税義務者

① 納税義務者

(ア) 国内取引

課税資産の譲渡等を行う事業者。国、地方公共団体、公益法人等、人格のない社団等を含む。

(イ) 輸入取引

課税貨物を保税地域から引き取る者。事業者に限らず、消費者である個人が外国貨物を輸入する場合も納税義務者になる。

② 納税義務の判定

(ア) 免税事業者

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、その課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除される（消法9条1項）。

・課税期間とは、納付すべき消費税額の計算の基礎となる期間。原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度をいう。

・基準期間とは、ある「課税期間」において、消費税の納税義務が免除されるかどうか、簡易課税制度を適用できるかどうかを判断する基準となる期間。原則として個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいう。

・課税売上高とは、課税資産の譲渡等の対価の額（税抜き）の合計額から売上に係る対価の返還等の金額（税抜き）の合計額を控除した残額をいう。

(イ) 課税事業者の選択

基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者であっても、「消費税課税事業者選択届出書」を提出することにより課税事業者となることができる（消法 9 条 4 項）。

③ 納税義務が免除されない場合

その事業年度の基準期間がない法人は、原則として免税業者となるが、基準期間がない法人でも、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円以上である法人は、その課税期間の納税義務が免除されない（消法 12 条の 2）。

(5) 仕入控除税額

① 仕入控除税額の計算方法の選択

事業者は、課税期間における課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額（以下「仕入控除税額」）を控除した金額を納付するが、簡易課税制度を適用する事業者とその他の事業者とでは仕入控除税額の計算方法が異なる（消法 30 条 1 項、37 条）。

(ア) 一般課税

消費税の納付額＝課税売上げに係る消費税額－課税仕入れ等に係る消費税（実額）

(イ) 簡易課税

消費税の納付税額＝課税売上げに係る消費税額－課税売上げに係る消費税額×みなし仕入れ率

② 一般課税の場合の計算方法

課税売上割合が 95%以上	——	全額控除
課税売上割合が 95%未満	└──┬──	個別対応方式で計算
		一括比例配分方式で計算

(ア) 課税売上割合の計算方法

課税売上げに係る消費税額から控除する仕入控除税額の計算方法は、その課税期間の「課税売上割合」によって異なります。

課税売上割合＝課税期間の課税売上高（税抜き）／課税期間の総売上高（税抜き）

- ・分母の総売上高とは、国内における資産の譲渡等の対価の額の合計額をいう（課税売上高＋免税売上高＋非課税売上高）。
- ・分子の課税売上高とは、国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額をいう（課税売上高＋免税売上高）。
- ・売上げについて返品を受けたり、値引、割戻し等を行った場合はそれらに係る金額を控除する。

（イ）仕入控除税額の計算

■ 課税売上割合が 95%以上の場合

課税期間中の課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除する。

■ 課税売上割合が 95%未満の場合

課税期間中の課税売上げに係る消費税から、課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税売上げに対応する部分のみが控除される。課税売上げとの対応の仕方によって次の二つの方法がある。

・個別対応方式

課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額のすべてを次のように区分する。

- i 課税売上げにのみ対応するもの
- ii i と iii の両方に共通するもの
- iii 非課税売上げにのみ対応するもの

$$\text{仕入控除税額} = i + (ii \times \text{課税売上割合})$$

・一括比例配分方式

$$\text{仕入控除税額} = \text{課税仕入れ等に係る消費税額} \times \text{課税売上割合}$$

この方式は 2 年間継続して適用する必要がある。

（ウ）帳簿と請求書等の両方の保存

課税仕入れ等に係る消費税額等を控除するためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び事実を証する請求書等の両方の保存が必要となる（消法 30 条 7 項）。両方保存されていない場合は、保存されていない課税仕入れ等に係る消費税額は控除の対象とならない。

③ 簡易課税制度による計算方法

（ア）必要な条件

次の条件をすべて満たす必要がある。

- ・その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下で

あること

- ・「消費税簡易課税制度選択届出書」を事前に所轄税務署長に提出していること。

(イ) みなし仕入率

事業区分とみなし仕入率は次のとおりである（消法 37 条 1 項、消令 57 条 1 項）。

- 第一種事業（卸売業） 90%
他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで他の事業者に販売する事業。
- 第二種事業（小売業） 80%
他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで消費者に販売する事業。
- 第三種事業（製造業） 70%
農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業。
- 第四種事業 60%
第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業以外の事業。（飲食業、金融、保険業等）
- 第五種事業 50%
不動産業、運輸通信業、サービス業。（第一種事業から第三種事業までに該当しないもの）

(6) 申告・納税の手続き

① 確定申告及び納付の時期

個人事業者 —— 翌年の 3 月 31 日まで

法人 —— 課税期間の末日の翌日から 2 月以内

② 中間申告の期限と税額

直前の課税期間の確定申告額	48 万円以下	48 万円超～ 400 万円以下	400 万円超～ 4,800 万円以下	4,800 万円超
中間申告の回数	中間申告不要	年 1 回	年 3 回	年 11 回

中間申告・納付期限		各中間申告の対象となる課税期間の末日の翌日から2月以内		その課税期間開始後の1月分→その課税期間開始の日から2月を経過した日から2月以内。 それ以降の10月分→中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内。
中間納付額		直前の課税期間の確定消費税額の1/2	直前の課税期間の確定消費税額の1/4	直前の課税期間の確定消費税額の1/12
1年の合計申告回数	年1回	年2回	年4回	年12回

(7) 記帳事項・帳簿の保存（消法30条8項、消令50条1項、消規15の3、消基通11-6-7）

主な記載事項 —— 取引の年月日、取引内容、取引金額、取引相手の氏名または名称

保存期間 —— 閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日より2月を経過した日から7年間

2. 国、地方公共団体、公共・公益法人等の取扱い

(1) 特例制度の概要

消費税は国内において資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人を納税義務者としており、国、地方公共団体、公共・公益法人等も国内において資産の譲渡等を行う限りにおいては、営利法人と同様に消費税の納税義務がある。しかし、国、地方公共団体、公共・公益法人等の事業活動は公共性の強いものである。したがって、法令上各種の制約を受けることがあり、また、国又

は地方公共団体等の財政的な援助を受けるなど、営利法人と比べて特殊な面が多いことから、消費税法上、特例が設けられている。

	適用される特例			
	会計単位	資産の譲渡等の時期	仕入控除税額の計算	申告(納付)期間
国(一般会計)	○	○	課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなす	申告義務なし
地方公共団体(一般会計)	○	○	課税標準額に対する消費税額と仕入控除税額を同額とみなす	申告義務なし
国(特別会計)	○	○	○	○
地方公共団体(特別会計)	○	○	○	○
消費税法別表第三に掲げる法人	—	△(要承認)	○	△(要承認)
人格のない社団等	—	—	○	—

(2) 国、地方公共団体の会計単位による納税義務の特例

① 一般会計と特別会計

消費税は法人又は団体を単位として計算されるのが原則となる。しかし、国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は特別会計を設けて行う事業については、その行う事務の性質・内容が異なるため、一般会計又は個々の特別会計ごとに一つの法人が行う事業とみなして消費税計算を行うこととなっている(消法60条1項)。

② 専ら一般会計に対して資産の譲渡等を行う特別会計

国又は地方公共団体が特別会計を設けて行う事業であっても、その取引額の95%以上が一般会計に対して行う資産の譲渡等である場合には、その特別会計は消費税法上の一般会計とみなされる(消法60条1項ただし書、消令72条1項、消基通16-1-1)。

③ 一部事務組合の特例

次の事業を行う一部事務組合は消費税法上の特別会計とされる(消令72条2項一～四、消基通16-1-2)。

- ・地方財政法施行令第37条各号に掲げる事業その他法令において特別会計

を設けることが義務づけられている事業。

- ・地方公営企業法第2条第3項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している同項にかかる事業。
- ・対価を得て資産の譲渡又は貸付を主として行う事業。
- ・地方競馬、自転車競走、小型自動車競争及びモーターボート競争事業。

(3) 資産の譲渡等の時期の特例

① 国、地方公共団体

国内取引に係る消費税の納税義務は課税資産の譲渡等をした時に成立する。この場合の譲渡等をした時とは、原則として、i 資産の譲渡等については引渡しの日、ii 資産の貸付けについては使用料等の支払いを受けるべき日、iii 役務の提供については目的物の全部を完成して引き渡した日又は役務の提供の全部を完了した日とすることとされている。

国、地方公共団体の会計は、予算決算及び会計令又は地方自治法施行令の規定により、その歳入又は歳出の所属会計年度が定められている。これらの諸規定において一定の収入又は支出については、発生年度を基準として年度経過後の一定の期間（出納整理期間）内の収入又は支出をその発生年度の決算に計上し、これにより得ないものについては、現金の収支の事実の属する会計年度の所属として整理するなど、一般の民間企業とは異なる会計処理が行われている。

このため、資産の譲渡等の時期の原則を国、地方公共団体に適用することは、国、地方公共団体の会計処理の実情と著しくかけ離れたものになる。そこで、消費税法上は上記法令の規定により対価の収納又は費用の支出をすべき会計年度の末日に行われたものとする事ができる(消法60条2項、消令73条)。

② 公共・公益法人等

国又は地方公共団体に準ずる法人として次の要件を満たしたときは、上記の資産の譲渡等の時期に関する特例を受けることができる(消法60条3項、消令74条1項・2項)。

- ・消費税法別表第三に掲げる法人であること。
- ・法令又は定款等に定める会計処理の方法が国又は地方公共団体の会計処理に準ずること。
- ・特例の適用につき所轄税務署長の承認を受けたこと。

(4) 仕入控除税額の計算の特例

① 仕入控除税額の計算の原則

消費税の納付税額は、その課税期間の課税標準額に対する消費税額からその課税期間中の課税仕入れ等に係る税額（仕入控除税額）を控除して算出する。

② 特定収入に係る仕入控除税額の計算の特例

国、地方公共団体、公共・公益法人等は本来、市場経済の法則が成り立たない事業を行っていることが多く、通常は租税、補助金、会費、寄附金等の対価性のない収入を恒常的な財源としている実態にある。このような対価性のない収入によって賄われる課税仕入れ等は課税売上げのコストを構成せず、最終消費者的な性格を持つものと考えられる。また、消費税法における仕入税額控除制度は税の累積を排除するためのものであるから、対価性のない収入を原資とする課税仕入れ等に係る税額を、課税売上げに係る消費税の額から控除することは合理性がない。

そこで、国、地方公共団体、公共・公益法人等については、通常の方法により計算される仕入控除税額について調整を行い、補助金等の対価性のない収入（特定収入）により賄われる課税仕入れ等に係る税額について、仕入税額控除の対象から除外することとしている（消法 60 条 4 項）。

③ 特例計算の対象となる事業者

- (ア) 国の特別会計
- (イ) 地方公共団体の特別会計
- (ウ) 消費税法別表第三に掲げる法人
- (エ) 人格のない法人

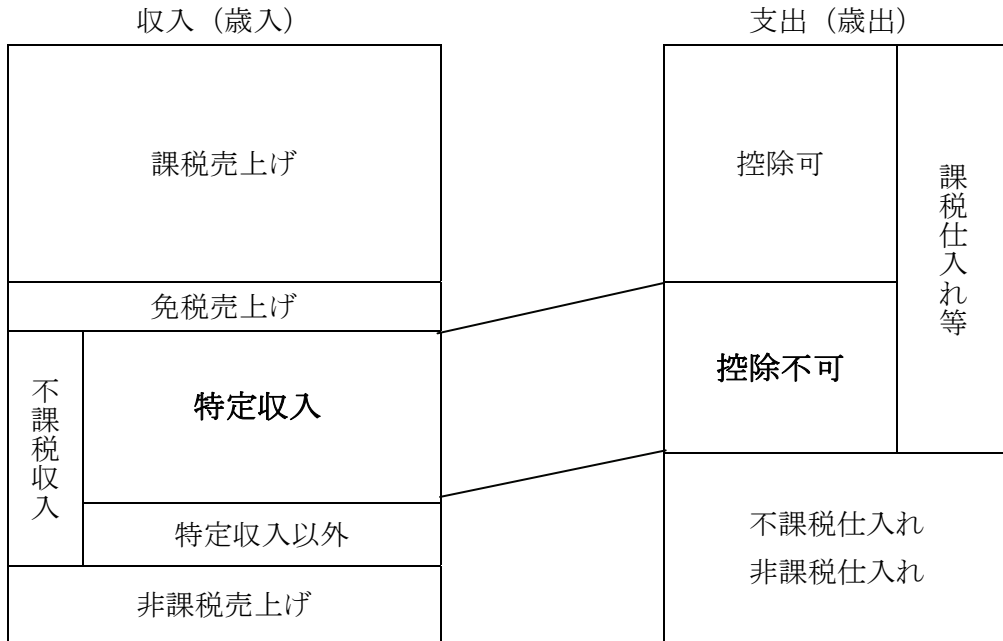
ただし、次に掲げる場合には仕入控除税額の調整を行う必要はない。

- (ア) 簡易課税制度を適用している場合
- (イ) 特定収入割合が 5% 以下である場合

特定収入割合とは、次の算式により計算した割合をいう。

$$\text{特定収入割合} = \frac{\text{その課税期間中の特定収入の合計額}}{\text{その課税期間中の（税抜課税売上高 + 免税売上高 + 非課税売上高 + 特定収入の合計額）}}$$

[仕入控除税額の計算の特例のイメージ]

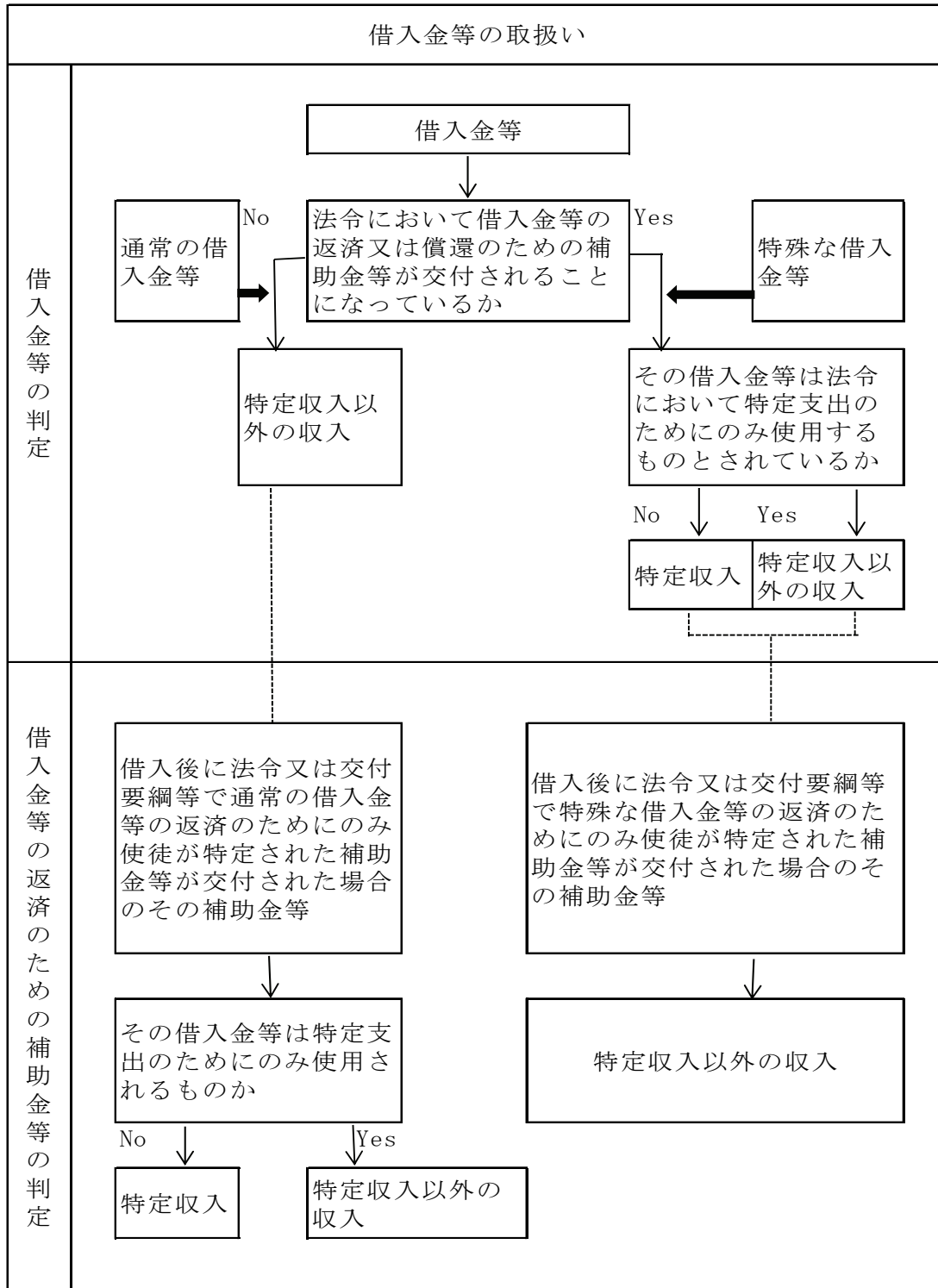


仕入税額控除の調整計算

仕入控除税額	=	調整前の仕入 控除税額	-	特定収入に係る 課税仕入れ等の 税額
--------	---	----------------	---	--------------------------

④ 特定収入の概要

	の資産 対価の譲 渡収入等	国内取引	課税売上げに係る収入	
			免税売上げに係る収入	
		国外取引	非課税売上げに係る収入	
国、 地方公共団体、 公共・公益法人等の収入（収入の源泉は国内・国外を問わない）	資産の譲渡等の対価以外の収入（対価性のない収入）	特定収入に該当しない収入（消法60条4項、消令75条1項）		特定収入以外の収入
		<p>1 通常の借入金等</p> <p>2 出資金</p> <p>3 預金・貯金及び預り金</p> <p>4 貸付回収金</p> <p>5 返還金及び還付金</p> <p>6-イ 法令又は交付要綱等において、次に掲げる支出以外の支出（特定支出）のためにのみ使用することとされている収入</p> <p>（イ）課税仕入れに係る支払対価の額に係る支出</p> <p>（ロ）課税貨物の引取価額に係る支出</p> <p>（ハ）通常の借入金等の返済金又は償還金に係る支出</p> <p>6-ロ 国又は地方公共団体が合理的な方法により資産の譲渡等の対価以外の収入の使徒を明らかにした文書において、特定支出のためにのみ使用することとされている収入</p> <p>（6の例示 人件費補助金、利子補給金、土地購入のための補助金、特殊な借入金等の返済のための負担金）</p>		
		上記以外の収入（消法60条4項、消令75条1項・2項・4項）		特定収入
		<p>（例示）</p> <p>①租税</p> <p>②補助金</p> <p>③交付金</p> <p>④寄附金</p> <p>⑤出資に対する配当金</p> <p>⑥保険金</p> <p>⑦損害賠償金</p> <p>⑧負担金</p> <p>⑨他会計からの繰入金（国、地方公共団体に限る）</p> <p>⑩会費等</p> <p>⑪喜捨金</p> <p>⑫特殊な借入金等</p>		
			定課 税 仕 入 れ 等 に 係 る 特 定 収入	
			特 定 収入 （ 使 徒 以 外 の 特 定 の 特 定 収入）	



- ⑤ 補助金等（資産の譲渡等の対価以外の収入）の使途の特定方法
 補助金等の「資産の譲渡等の対価以外の収入」については、特定支出の

ためにのみ使用することとされている収入は特定収入に該当しない。また、特定収入に該当する収入であっても、その用途によって仕入税額控除の計算方法が異なるため、補助金等の資産の譲渡等の対価以外の収入について、その用途の特定を行う必要がある。

■ 国、地方公共団体の特別会計における補助金等の用途の特定方法

(ア) 法令又は交付要綱等により補助金等の用途が明らかにされている場合

法令又は交付要綱等により用途が明らかにされているものは、その明らかにされているところによる。交付要綱等とは、補助金等を交付する者が作成したその補助金等の用途を定めた文書をいい、補助金等交付要綱、補助金等交付決定書のほか、これらの附属書類である補助金等の積算内訳書、実績報告書も含まれる。

(イ) 国、地方公共団体が合理的な方法により補助金等の用途を明らかにした文書において用途を特定する場合

A) 法令又は交付要綱等において用途の細部が特定されていないものの、その用途の大要が判明する補助金等は、その補助金等の交付を受ける国の特別会計の所管大臣又は地方公共団体の長（公営企業にあつては公営企業の管理者）が用途の大要の範囲内で合理的計算に基づき細部を特定する。

「その用途の大要が判明する補助金等」とは、たとえば、法令又は交付要綱等において「・・・の建設に要する費用に充てる」等の記載があるものをいう。また、「用途の大要の範囲内で合理的な計算」とは、たとえば、「・・・の建設に要する費用」のうち占める課税仕入れ等の支出の額と課税仕入れ等以外の支出の額で按分することをいう。

B) A) により用途が特定できない場合であっても、予算書若しくは予算関係書類又は決算書若しくは決算関係書類で用途が明らかとなるものについては、これらにより用途を特定する。

「明らかになるもの」とは、たとえば、決算書の備考欄に補助金等が何の費用に充てられたかが記載されているものや、決算書の項目名で何の費用に充てられたかが明らかとなるものなどをいう。

C) 法令、交付要綱等、予算書、予算関係書類、決算書、決算関係書類において、借入金等の返済費又は償還費のための補助金等とされているものは、次の算式で按分する方法により、特定収

入（課税仕入れ等に係る特定収入）と特定収入以外の収入に用途を特定する。なお、地方公営企業法第 20 条（経理の方法）の適用がある公営企業については、損益的取引、資本的取引の区分ごとにこの計算を行う。

$$\begin{aligned} \text{特定収入} &= \text{借入金等返済のための補助金等の額} \times \frac{\text{分母の課税期間における課税仕入れ等の支出の額}}{\text{借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出}} \\ \\ \text{特定収入以外の収入} &= \text{借入金等返済のための補助金等の額} \times \frac{\text{分母の課税期間におけるその他の支出の額}}{\text{借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出}} \end{aligned}$$

D) A)から C)までによっては用途の特定ができない補助金等は、次の算式で按分する方法により、特定収入（課税仕入れ等に係る特定収入）と特定収入以外の収入に用途を特定する。なお、地方公営企業法第 20 条（経理の方法）の適用がある公営企業については、損益的取引、資本的取引の区分ごとにこの計算を行う。

$$\begin{aligned} \text{特定収入} &= \text{補助金等の額} \times \frac{\text{当課税期間における課税仕入れ等の支出の額}}{\text{当課税期間における支出}} \\ \\ \text{特定収入以外の収入} &= \text{補助金等の額} \times \frac{\text{当課税期間におけるその他の支出の額（借入金等返済額を除く。）}}{\text{当課税期間における支出}} \\ \\ \text{通常の借入金等の返済費又は償還費に用途が特定された収入} &= \text{補助金等の額} \times \frac{\text{当課税期間における借入金等返済額（C)で用途が特定された額を除く。）}}{\text{当課税期間における支出}} \end{aligned}$$

■ 公共・公益法人等における補助金等の用途の特定方法

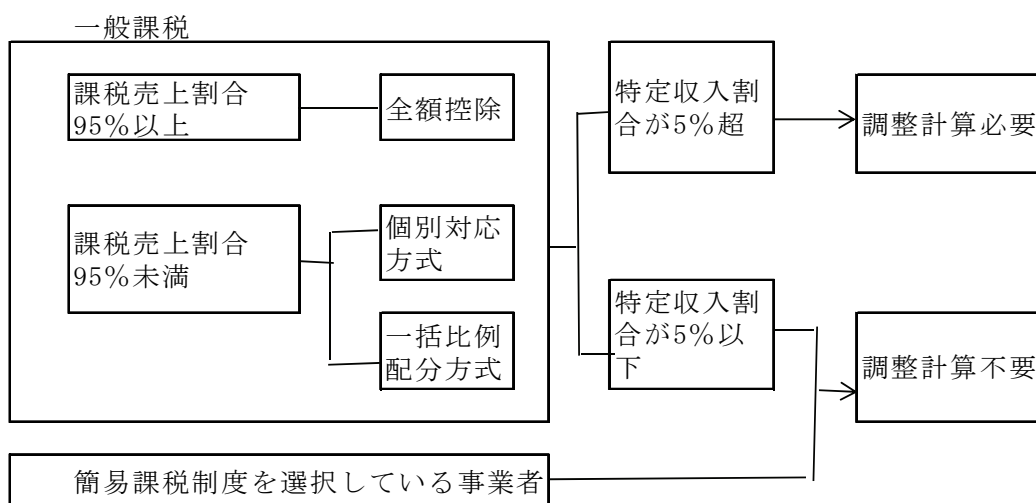
法令又は交付要綱等によりその用途が明らかにされている補助金等については、その明らかにされているところにより用途を特定する。また、公共・

公益法人等が国又は地方公共団体から交付を受ける補助金等の使途は、交付要綱等でその使途が明らかにされていないまでも、その多くが予算又は決算において明らかにされているので、公共・公益法人等においても②の方法により補助金等の使途を特定することができる。

ただし、公共・公益法人等が②の方法により使途を特定する場合には、補助金等の交付元である国、地方公共団体がその補助金等の使途を明らかにした文書を確定申告書とともに納税地の所轄税務署長に提出する必要がある。

⑥ 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算

特定収入に係る課税仕入れ等の税額の調整計算の要否判定表



[その課税期間中の特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算方法]

イ 課税売上割合が95%以上の場合

特定収入に係る課税仕入れ等の税額＝①＋②

$$\text{① 特定収入のうち課税仕入れ等へのみ使途が特定されている部分の金額（課税仕入れ等に係る特定収入の額）} \times \frac{4}{105}$$

$$\text{② （調整前の仕入控除税額－①の金額）} \times \text{調整割合}$$

②の下線部分の金額がマイナスとなる場合

特定収入に係る課税仕入れ等の税額＝

$$\text{①} - \left(\text{①} - \text{調整前の仕入控除税額} \right) \times \text{調整割合}$$

課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の合計額（使途不特定の特定収入）

$$* \text{調整割合} = \frac{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額} + \text{課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の合計額（使途不特定の特定収入）}}{\text{課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の合計額（使途不特定の特定収入）}}$$

ロ 課税売上割合が 95%未満で個別対応方式により計算する場合

特定収入に係る課税仕入れ等の税額 = ③ + ④ + ⑤

$$\begin{aligned} & \text{③ 特定収入のうち課税資産の譲渡等} \\ & \text{のみ要する課税仕入れ等のための} \\ & \text{み使用することとされている部分の} \\ & \text{金額} \quad \times \quad \frac{4}{105} \\ & \text{④ 特定収入のうち課税資産の譲渡等と} \\ & \text{非課税資産の譲渡等に共通して要す} \\ & \text{る課税仕入れ等のためのみ使用す} \\ & \text{ることとされている部分の金額} \quad \times \quad \frac{4}{105} \quad \times \quad \text{課税売上割合} \end{aligned}$$

$$\text{⑤ } \{ \text{調整前の仕入控除税額} - (\text{③} + \text{④}) \} \times \text{調整割合}$$

⑤の下線部の金額がマイナスとなる場合

$$\begin{aligned} & \text{特定収入に係る課税仕入れ等の税額} = \\ & \text{③} + \text{④} - \{ (\text{③} + \text{④}) - \text{調整前の仕入控除税額} \} \times \text{調整割合} \end{aligned}$$

ハ 課税売上割合が 95%未満で一括比例配分方式により計算する場合

特定収入に係る課税仕入れ等の税額 = ⑥ + ⑦

$$\begin{aligned} & \text{⑥ 特定収入のうち課税仕入れ等} \\ & \text{のみに} \\ & \text{⑥ 使途が特定されている部分の金額} \\ & \text{（課税仕入れ等に係る特定収入の} \\ & \text{額）} \quad \times \quad \frac{4}{105} \quad \times \quad \text{課税売上割合} \end{aligned}$$

$$\text{⑦ } (\text{調整前の仕入控除税額} - \text{⑥}) \times \text{調整割合}$$

⑦の金額がマイナスとなる場合

$$\begin{aligned} & \text{特定収入に係る課税仕入れ等の税額} = \\ & \text{⑥} - (\text{⑥} - \text{調整前の仕入控除税額}) \times \text{調整割合} \end{aligned}$$

Ⅲ 消費税等に関する問題点

1. 特別会計

(1) 国民健康保険特別勘定（直診勘定）

① 概要

長野市国民健康保険診療所設置条例により下記の診療所を設置している。

施設名	所在地	面積		開設年月 日	開設状 況	職員数		
		敷地	建物			医師	看護師	その他
小田切	大字山田 中 2488-1	農村環 境改善 センター 一内	37 m ²	S46. 10. 5	歯科	1(1)	0	0
信里	篠ノ井有 旅 1192-1	信里合 同庁舎 内	42 m ²	S49. 10. 2	内科、歯 科	3(3) 交代勤 務	2(2)	2(2)
信更	信更町氷 ノ 田 2915-1	803 m ²	187 m ²	S28. 10. 1	内科、歯 科	10(10) 交代勤 務	2(2) 信里兼 務	2(2) 信里兼 務
戸隠	戸隠豊岡 1554	戸隠支 所内	585 m ²	S32. 8. 1	内科、歯 科	2(1)	4(2)	2(1)
鬼無里	鬼無里日 影 2750-1	鬼無里 支所内	208 m ²	S14. 10. 1	内科	1	2	3(1)
大岡	大岡乙 254-1	522 m ²	294 m ²	S47. 4. 1	内科	1	3(1)	1(1)
中条	中条 2626	1,070 m ²	390 m ²	S31. 7. 1	内科	1	2(0)	1(0)
鬼無里 歯科	鬼無里 218	市営鬼 無里駐 車場内	128 m ²	H5. 10. 20	歯科	2(2) 交代勤 務	0	2(0)
大岡 歯科	大岡甲 4438-1	472 m ²	174 m ²	H元. 4. 1	歯科	1	0	1(1)

平成17年1月1日より旧豊野町、旧戸隠村、旧鬼無里村、旧大岡村の編入合併に伴い国民健康保険戸隠診療所を「国民健康保険特別会計（直診勘定）」とし、鬼無里診療所、鬼無里歯科診療所、大岡診療所及び大岡歯科診療所は新設の診療所特別会計としている。平成21年4月1日より鬼無里診療所、鬼無里

歯科診療所、大岡診療所及び大岡歯科診療所について、「国民健康保険直営診療施設」へ移行統合することに伴い、「国民健康保険特別会計（直診勘定）」に会計を統合した。平成22年1月1日より旧中条村の編入合併に伴い中条診療所が加わった。

② 決算諸表

平成22年度 長野市国民健康保険特別会計(直診勘定)

歳入

(単位：千円)

款	項	目	節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1	診療収入			348,667	348,667		
	1	外来収入		327,529	327,529		
		1	国民健康保険診療報酬収入	54,670	54,670		
			1 現年度分	54,670	54,670		
		2	社会保険診療報酬収入	26,555	26,555		
			1 現年度分	26,555	26,555		
		3	後期高齢者医療診療報酬収入	187,055	187,055		
			1 現年度分	187,055	187,055		
		4	老人保健診療報酬収入				
			1 現年度分				
		5	一般負担金収入	47,444	47,444		
			1 現年度分	47,408	47,408		
			2 過年度分	36	36		
		6	その他診療報酬	4,794	4,794		
			1 現年度分	4,794	4,794		
		7	介護報酬収入	7,011	7,011		
			1 現年度分	7,011	7,011		
	2	その他診療収入		21,138	21,138		
		1	諸検査等収入	21,138	21,138		
			1 現年度分	21,138	21,138		

		2 過年度分			
2	使用料及び手数料		2,633	2,633	
	1 使用料		2,633	2,633	
	1 文書料		2,633	2,633	
	1 文書料		2,633	2,633	
3	財産収入		320	320	
	1 財産運用収入		320	320	
	1 財産貸付収入		320	320	
	1 土地建物貸付収入		320	320	
4	繰入金		89,189	89,189	
	1 他会計繰入金		68,617	68,617	
	1 一般会計繰入金		68,617	68,617	
	1 一般会計繰入金		68,617	68,617	
	2 事業勘定繰入金		20,572	20,572	
	1 事業勘定繰入金		20,572	20,572	
	1 事業勘定繰入金		20,572	20,572	
5	繰越金		1,000	1,000	
	1 繰越金		1,000	1,000	
	1 繰越金		1,000	1,000	
	1 前年度繰越金		1,000	1,000	
6	諸収入		3,275	3,245	30
	1 雑入		3,275	3,245	30
	1 雑入		3,275	3,245	30
	1 雑入		3,275	3,245	30
7	市債		3,700	3,700	
	1 市債		3,700	3,700	
	1 診療所事業費		3,700	3,700	
	1 診療所整備費		3,700	3,700	
	歳入合計		448,784	448,754	30

歳出

(単位：千円)

款	項	目	節	支出済額		
1	総務費			264,623		
	1	施設管理費		264,623		
		1	一般管理費	264,623		
			1 報酬	17,993		
			2 給料	93,992		
			3 職員手当等	77,687		
			4 共済費	30,088		
			7 賃金	19,602		
			9 旅費	663		
			1 1 需用費	8,077		
			1 2 役務費	2,450		
			1 3 委託料	8,940		
			1 4 使用料及び賃借料	1,528		
			1 5 工事請負費	328		
			1 8 備品購入費	94		
			1 9 負担金補助及び交付金	3,113		
			2 7 公課費	68		
2	医業費			177,467		
	1	医業費		177,467		
		1	医業用機械器具費	19,461		
			1 1 需用費	740		
			1 2 役務費	351		
			1 3 委託料	2,501		
			1 4 使用料及び賃借料	7,910		
			1 8 備品購入費	7,959		
		2	医業用消耗器材費	1,185		
			1 1 需用費	1,185		
			1 8 備品購入費			
		3	医薬品衛生材料費	148,927		

	1 1 需用費		148,927		
	4 医療委託費		7,894		
3 公債費			5,694		
	1 公債費		3,731		
	1 元金		3,731		
	2 3 償還金利子及び割引料		3,731		
	2 利子		1,963		
	2 3 償還金利子及び割引料		1,963		
歳 出 合 計			447,784		

③ 消費税等の申告書等

「消費税課税事業者届出書」は提出されておらず、申告書は作成されていない。

④ 監査の結果等

医療機関の医業収益のうち、一定の療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等については、社会政策的な配慮のもと消費税を課さないこととされている。しかし、保険外併用療養費制度における評価療養と保険外の金属床総義歯等の選定療養部分は消費税の課税対象とされる。また予防接種の委託料や窓口負担金、特定健診・特定保健指導、健康診断・人間ドック、診断書他文書料（長野市国民健康保険診療所使用手数料条例）、産業医の委託料は課税とされる。平成23年度は課税売上高から納税義務があると判断されるため、適正で最小な納税額となる方法を検討し手続きされたい。

ア 「消費税課税事業者届出書」の提出について（意見）

平成21年度の諸検査等収入20,266千円、文書料1,951千円、雑入1,598千円平成22年度の諸検査等収入21,137千円、文書料2,632千円、雑入3,275千円となっておりそれぞれの年度で課税売上高が1,000万円を超えていると言える。従って平成23年度は基準期間となる前々事業年度の平成21年度の課税売上高から納税義務があると判断できる。

消費税法第57条第1項第1号では基準期間における課税売上高が1,000万円超となった事業者は「消費税課税事業者届出書」を速やかに提出しなければならないとされており、同届出書を提出されたい。

イ 「簡易課税選択届出書」の提出について (意見)

簡易課税制度による納税額と原則課税額の比較計算を試算し、簡易課税を選択すべきと判断されれば次年度の課税年度開始前に簡易課税選択届出書を提出すべきであると判断される。

ウ 特別会計の区分について (意見)

長野市国民健康保険特別会計は内部で事業勘定と直診勘定と区分経理されている。上記の消費税の納税義務は直診勘定で発生するため今後それぞれの勘定を分離して個別の特別会計とし明瞭に区分することを推奨する。

(2) 駐車場事業特別勘定

①概要

第四次長野市総合計画の都市整備分野としての「多様な都市活動を支えるまち」の「いきいきと暮らせるまちづくりの推進」と「まちを結ぶ快適なネットワークの形成」の2つの政策の基に、交通体系の整備、効率的な交通環境の整備として下記の駐車場事業を行っている。

区分	長野駅東口地下駐車場	長野駅前立体駐車場
位置	大字栗田 992-12	大字南長野南石堂町 1308
供用開始	平成 9 年 10 月 1 日	平成 5 年 6 月 1 日
面積	敷地 10,300 m ²	敷地 1,088.69 m ²
構造	地下自送式	立体機械式
収容台数	198 台 (うちユニバーサルデザインスペース 6 台)	185 台
営業時間	24 時間	7 時～23 時
料金	最初の 30 分以内無料 以降 150 円/30 分 1 日につき最高 3,000 円 定期 18,000 円/月 共通駐車券 (長野まちなか P) 利用可能	最初の 30 分以内無料 以降 150 円/30 分 夜間 (21:00～翌朝 8:00 まで) 上限 600 円 定期 16,000 円/月、8,000 円/ 15 日間 共通駐車券 (長野まちなか P) 利用可能

区分	緑町駐車場	長野駅前善光寺口駐車場
位置	大字鶴賀緑町 1619-1	大字南長野末広町 1344-8
供用開始	昭和 47 年 8 月 1 日	昭和 61 年 10 月 1 日
面積	延べ 3,898.2 m ²	敷地 113 m ²
構造	立体駐車場	パーキングメーター
収容台数	178 台	9 台
営業時間	24 時間	24 時
料金	時間制 100 円/30 分 夜間 (17:00~翌朝 8:00 まで) 上限 1,000 円 月ぎめ (屋内) 12,000 円/月 (屋外) 10,500 円/月 定期 (全日) 12,000 円/月 (夜間) 6,000 円/月 夜間 17 時~翌朝 8 時	最初の 30 分以内無料 30 分を超え 1 時間まで 300 円 1 時間を超えた場合 200 円/30 分
区分	長野市東口駐車場	
位置	大字栗田 992-12	
供用開始	昭和 62 年 4 月 10 日	
面積	敷地 363 m ²	
構造	パーキングメーター	
収容台数	16 台	
営業時間	24 時間	
料金	最初の 30 分以内無料 30 分を超え 1 時間まで 300 円 1 時間を超えた場合 200 円/30 分	

平成 4 年 4 月 1 日より特別会計に移行し、平成 4 年度から平成 6 年度は免税事業者となっている。平成 7 年 4 月 1 日からは平成 10 年 3 月 31 日まで本則課税を採用し、平成 10 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで簡易課税制度を採用している。そして平成 16 年 4 月 1 日以降本則課税を採用している。

②決算諸表

平成 22 年度 長野市駐車場事業特別会計

歳入

(単位：千円)

款	項	目	節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額					
								2 使用料及び手数料	157,010	156,894	95	21
								1 使用料	157,010	156,894	95	21
								1 駐車場使用料	157,010	156,894	95	21
1 駐車場使用料	157,010	156,894	95	21								
3 繰入金				129,365	129,365							
1 他会計繰入金				129,365	129,365							
1 一般会計繰入金				129,365	129,365							
1 一般会計繰入金				129,365	129,365							
4 繰越金				11	11							
1 繰越金				11	11							
1 繰越金				11	11							
1 前年度繰越金				11	11							
4 諸収入				277	277							
1 雑入				277	277							
1 雑入				277	277							
1 雑入				277	277							
歳入合計				286,663	286,547	95	21					

歳出

(単位：千円)

款	項	目	節											
								1 駐車場事業費						
								1 駐車場管理費					122,430	
								1 駐車場管理費					122,430	
1 駐車場管理費					122,430									

	2 給料		2,976		
	3 職員手当等		1,523		
	4 共済費		915		
	9 旅費		29		
	1 1 需用費		173		
	1 2 役務費		240		
	1 3 委託料		86,771		
	1 4 使用料及び賃借料		12,331		
	1 5 工事請負費		10,977		
	2 7 公課費		6,495		
2 公債費			164,107		
1 公債費			164,107		
1 元金			137,348		
2 3 償還金利子及び割引料			137,348		
2 利子			26,759		
2 3 償還金利子及び割引料			26,759		
歳 出 合 計			286,537		

③消費税等の申告書等

平成22年4月1日～平成23年3月31日

単位：千円

ア課税標準額	149,423	(a) 課税売上高 (税抜)	149,423
		(b) 非課税売上高	133
		(c) 不課税収入	129,508
		(d) 内特定収入	89,744
		課税売上割合 (a)/(a) + (b)	99.9%
		特定収入割合 (d)/(a) + (b) + (d)	37.5%
イ消費税額 (ア×4%)	5,976		
ウ仕入控除税額 (a) - (b)	779	(a) 課税仕入れに係る税額	4,198
		(課税仕入れ 110,211×4/105)	
		(b) 特定収入に係る税額	3,418

		(特定収入 89,744×4/105)
エ 差引消費税納税額 (イーウ)	5,197	
地方消費税額 (エ×25%)	1,299	

④監査の結果等

当該年度について収入支出の課否判定の網羅性、課否判定区分の妥当性について留意して監査した結果、確認した範囲では指摘すべき事項は認められなかった。特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算過程には地方公共団体・公益法人等の消費税仕入税額控除の特例の仕組みの適用にあたり改善の余地があった。また請求書等の保存期間については適切な管理でない事例があった。

ア 特定収入に係る課税仕入れ等の税額計算過程について (意見)

資産の譲渡等の対価以外の収入である一般会計繰入金 129,365 千円、保険金 143 千円の資産の譲渡等の対価以外の収入のうち、一般会計繰入金は全て起債償還額に充当するとし、免税期間の借入金の償還元金 42,065 千円と課税期間の償還元金 95,282 千円を区分し、全償還元金の課税期間の償還元金に相当する割合 69.37%を一般会計繰入金に乗じた額 89,744 千円を特定収入としている。

一般会計繰入金の使途を公債費の償還元金に 89,744 千円 (特定収入)、39,621 千円を特定収入に該当しないものとして取り扱っている。これは特定収入に係る課税仕入れ等の消費税額を仕入れ消費税額から控除する原則的な方法である。しかし地方公共団体の特別会計においては、この計算に替えて「消費税法基本通達 16-2-2」に定める方法によって、補助金等の不課税収入について、特定収入 (課税仕入れに充当されたもの) と特定収入以外の収入 (課税仕入れ以外に充当されたもの) に区分し、区分された特定収入に係る消費税相当額を特定収入に係る課税仕入れ等の消費税額として仕入控除税額から控除する方法の適用が認められている。

同通達に沿った処理が国の通知である「地方公共団体の特別会計が控除する仕入れに係る消費税額の計算における具体的な使途の特定方法等について」(自治企一第7号、自治指導第9号)においても要請されており、「消費税法基本通達 16-2-2」(2)の適用を検討すべきである。

この通達に沿って「消費税法基本通達 16-2-2」(2)ロ「補助金等の使途が予算書若しくは予算関係書類又は決算書若しくは決算書類で明らかなもの」は「地方公共団体の長がこれらの書類で明らかにされるところにより消費税法施行令

第75条第1項第6号ロに規定する文書においてその用途を特定する。」及びハ「法令又は交付要綱等」又は「予算書、予算関係書類、決算書、決算関係書類」において、借入金等の返済費又は償還費のための補助金等とされているものは、「当該補助金等の額に、当該借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出のうちの課税仕入れ等の支出の額とその他の支出の額の割合を乗じて、課税仕入れ等の支出に対応する額とその他の支出に対応する額とにあん分する方法によりその用途を特定し、これらの計算過程を消費税法施行令第75条第1項第6号ロに規定する文書において明らかにする。」を適用する。

「消費税法基本通達 16-2-2」(2)の方法を選択し、特定収入の用途を決算書で特定した場合は納税額が変わってくる。例えば、用途を償還利息と償還元金に区分し決算書に用途を特定した場合、公債費の償還元金に71,180千円(特定収入)、31,426千円(特定収入以外)、償還利息に26,759千円(特定収入以外)にそれぞれ充当したとすると、消費税の計算と納税額は次のようになる。

一般会計繰入金の用途を「消費税法基本通達 16-2-2」により適用した場合の計算例

平成22年4月1日～平成23年3月31日 (単位:千円)

ア課税標準額	149,423	(a) 課税売上高 (税抜)	149,423
		(b) 非課税売上高	133
		(c) 不課税収入	129,508
		(d) 内特定収入	71,180
		課税売上割合 (a)/(a) + (b) 99.9%	
		特定収入割合 (d)/(a) + (b) + (d) 32.3%	
イ消費税額 (ア×4%)	5,976		
ウ仕入控除税額 (a) - (b)	1,487	(a) 課税仕入れに係る税額 (課税仕入れ 110,211×4/105)	4,198
		(b) 特定収入に係る税額 (特定収入 71,180×4/105)	2,711
エ差引消費税納税額 (イ-ウ)	4,489		
地方消費税額 (エ×25%)	1,122		

現行の申告消費税額 6,496千円
 「消費税法基本通達 16-2-2」を選択適用した場合の計算例 5,611千円

結果 885 千円消費税が減額される。

イ 帳簿及び請求書等の保存について（指摘）

消費税法で規定されている請求書等の保存年数の通りに保存されていない事例があるので法定の請求書等の保存期間を維持されたい。帳簿については消費税法で規定している期間と整合する保存期間を明示するとともに、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の保存年数について整備されたい。また帳簿を電磁的記録で保存する場合は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「電子帳簿保存法」という。）の承認を受けることを検討されたい。帳簿の保存を7年間としている場合は請求書等の保存は5年間、請求書等の保存を7年間としている場合には帳簿の保存期間は5年間でもよく併せて検討されたい。

消費税法第30条第7項において、課税事業者は課税仕入れ等の税額控除を受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等を保存しなければならないと規定し、帳簿については、帳簿の閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、請求書等については受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間とされている。

消費税法第30条第8項では、仕入税額控除の規定を受けるためには、帳簿に次の事項が記載されてなければならない。

- イ) 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ロ) 課税仕入れを行なった年月日
- ハ) 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
- ニ) 課税仕入れに係る支払い対価の額

帳簿については長野市財務規則により整備されている歳入、歳出の帳簿により準用されている。消費税法では紙ベースの作成と保存を求めており、現状は電磁的記録で作成され保存されている。この場合は別に電子帳簿保存法の承認を受ける必要があり現状の運用では消費税法の仕入税額控除の適用を受ける要件を満たさない恐れがある。

請求書等については長野市行政情報取扱規程に定められており、一般文書が該当すると考えられる。文書の整理、保存及び廃棄についてはファイル基準表を作成し、文書はキャビネットに保管するとし、法令その他別に定めのあるものを除き、30年、10年、5年、3年及び1年と定めている。そして文書分類・保存年限の手引（平成10年3月）では別表1において資産の譲渡等又は課税仕入れ等に係る消費税における法令指定（消費税法施行令第71条2）の保存年限

を7年としている。

請求書等について監査した所、様式第14号平成23年3月31日建設部監理課作成の平成22年度ファイル基準表における保存年限は個別フォルダー別で消費税5年、物品購入3年、委託管理5年、パーキングメーターリース料5年としており、法令指定の保存期間と異なっており適切な管理ではなかった。

(3) 飯綱高原スキー場事業特別会計

① 概要

飯綱高原に所在する観光施設事業を行っている。

飯綱高原スキー場					
所在地	大字富田1-1				
管理運営	指定管理業者 (社)長野市開発公社				
施設概要等	10コース 第1～第7リフト ナイター設備 人工降雪設備				
利用状況等	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	入込者数 (人)	58,140	35,520	55,978	39,389
	リフト使用 料収入(円)	54,376,565	24,792,950	51,030,610	47,647,096
	管理運営委 託料(円)	121,219,000	102,827,000	93,343,000	93,343,000

② 決算諸表

平成22年度 飯綱高原スキー場事業特別会計

歳入

(単位：千円)

款 項 目 節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	
	1 繰入金	95,402	95,402		
	1 他会計繰入金	95,402	95,402		
	1 一般会計繰入金	95,402	95,402		
1 一般会計繰入金	95,402	95,402			

2 繰越金	237	237		
1 繰越金	237	237		
1 繰越金	237	237		
1 前年度繰越金	237	237		
3 諸収入	109	109		
1 雑入	109	109		
1 雑入	109	109		
1 雑入	109	109		
歳入合計	95,748	95,748		

歳出

款	項	目	節	支出済額		
1 スキー場事業費				95,531		
1 スキー場管理費				95,531		
1 スキー場管理費				95,531		
1 2 役務費				103		
1 3 委託料				93,343		
1 4 使用料及び賃借料				2,084		
歳出合計				95,531		

③ 消費税等の申告書等

本特別会計は、消費税法第9条第1項の規定により、消費税の課税事業者とならないため、申告書の作成は該当しない。

④ 監査の結果等

平成22年3月期と平成23年3月期の科目の明細を監査した。歳入のほとんどは一般会計からの繰入金である。これを指定管理者への委託料として支払っている。雑入があるが、金額はわずかであり、内容は土地の貸付収入であるので非課税売上である。したがって、課税売上げはないので特に問題はない。

(4)介護保険特別会計

①概要

介護保険は、21世紀の本格的な高齢社会の到来に備え、高齢者の介護を社会全体で支え合う社会保険制度として、平成12年4月1日からスタートした制度である。

平成21年度から平成23年度までの3年間の高齢社会対策の推進計画を定めた『あんしんいきいきプラン21』（第5次長野市高齢者福祉計画・第4期長野市介護保険事業計画）に基づき、事業を進めている。

②決算諸表

(保険事業勘定)

[歳入] (単位：千円)

区 分	23年度予算額	22年度決算額
介護保険料	4,588,000	4,492,121
使用料・手数料	960	809
国庫支出金	6,416,722	5,913,664
支払基金交付金	7,933,704	7,315,855
県支出金	3,878,731	3,589,843
財産収入	2,719	3,428
繰入金	4,627,246	3,896,281
繰越金	2,832	120,444
諸収入	21,086	27,159
合 計	27,472,000	25,359,604

[歳出] (単位：千円)

区 分	23年度予算額	22年度決算額
総務費	752,647	683,634
保険給付費	26,301,559	24,071,846
地域支援事業費	402,866	463,975
基金積立金	2,719	3,428
公債費	6,154	6,154
予備費	100	0
諸支出金	5,955	50,393
合 計	27,472,000	25,279,430

(サービス事業勘定)

[歳入] (単位：千円)

区 分	23年度予算額	22年度決算額
介護予防サービス 計画費収入	68,899	65,995
繰越金	1	0
合 計	68,900	65,995

[歳出] (単位：千円)

区 分	23年度予算額	22年度決算額
総務費	5,836	4,685
サービス事業費	63,063	57,236
予備費	1	0
諸支出金	-	4,074
合計	68,900	65,995

③消費税等の申告書等

本特別会計は、消費税法第9条第1項の規定により、消費税の課税事業者と

ならないため、申告書の作成は該当しない。

④監査の結果等

介護保険の規定に基づくサービスに係る収入であるため、非課税扱いとなり、消費税に関して問題はない。

(5) 授産施設特別会計

①概要

長野市は社会福祉法及び障害者自立支援法の規定に基づき、身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている者に対して、就労又は技能の習得のために必要機会及び便宜を与えて、その自立の助長を図るため、下記の授産施設を設置している。戸隠福祉企業センター及び戸隠福祉企業センター東の原分場は平成17年1月1日より編入に伴い開始し、信州新町授産センター及び中条社会就労センターは平成22年1月1日より編入により開始している。

授産施設の事業は、社会福祉法第2条第2項第7号に規定する授産施設に関する事業を行っている。戸隠福祉企業センター及び戸隠福祉企業センター東の原分場においては障害者自立支援法第5条第15項に規定する就労継続支援（障害者自立支援法施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型支援に限る。）事業を行っている。

名称	位置	定員
戸隠福祉企業センター	長野市戸隠豊岡 1492 番 6 号地	25 人
戸隠福祉企業センター東の原分場	長野市戸隠栃原 3425 番地	15 人
信州新町授産センター	長野市信州新町山上条 1377 番地 1	30 人
中条社会就労センター	長野市中条 4449 番地 1	30 人

信州新町授産センター及び中条社会就労センターの管理は、平成23年4月1日より地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせている。

開館時間 午前8時30分～午後5時15分

休館日 日曜日及び土曜日、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日

平成16年度から旧戸隠村編入に伴い戸隠2施設について授産施設特別会計を設け処理されていた。また平成22年1月からは旧信州新町、旧中条村の編入に伴い2施設を加え特別会計で運営されている。

社会福祉法に規定する社会福祉事業及び更生保護事業として行われる資産の譲渡等は非課税とされているが、授産施設等を経営する事業において授産活動としての作業に基づき行われる活動は課税対象になる（消費税法別表第一7号ロ）。また事業において行われる就労又は技能の習得のために必要な訓練等の過程において制作等される物品の販売その他の資産の譲渡等は課税されることになる。

②決算諸表

平成22年度 長野市授産施設特別会計

歳入

(単位：千円)

款	項	目	節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額					
								1 事業収入	30,519	30,519		
								1 委託加工収入	30,519	30,519		
								1 委託加工収入	30,519	30,519		
1 作業収入	27,783	27,783										
		2 管理費収入	2,736	2,736								
2 分担金及び負担金	54,135	54,135										
1 負担金	54,135	54,135										
1 負担金	54,135	54,135										
1 保護施設事務費負担金	50,793	50,793										
2 障害者自立支援給付負担金	2,626	2,626										
3 授産施設就労奨励費負担金	149	149										
4 高齢者授産施設就労奨励費負担金	567	567										
3 使用料及び手数料	476	476										
1 使用料	476	476										
1 授産施設使用料	476	476										
1 授産施設使用料	476	476										
4 繰入金	2,600	2,600										

1 他会計繰入金	2,600	2,600		
1 一般会計繰入金	2,600	2,600		
1 一般会計繰入金	2,600	2,600		
4 繰越金	200	200		
1 繰越金	200	200		
1 繰越金	200	200		
1 前年度繰越金	200	200		
5 諸収入	1,944	1,944		
1 雑入	1,944	1,944		
1 雑入	1,944	1,944		
1 消費税収入	1,526	1,526		
1 雑入	418	418		
歳入合計	89,874	89,874		

歳出

(単位：千円)

款	項	目	節	支出済額		
1 授産施設事業費				86,591		
1 授産施設事業費				86,591		
1 授産施設管理費				57,115		
2 給料				8,546		
3 職員手当等				3,542		
4 共済費				6,816		
7 賃金				29,457		
9 旅費				30		
1 1 需用費				4,019		
1 2 役務費				870		
1 3 委託料				164		
1 4 使用料及び賃借料				1,844		
1 9 負担金補助及び交付金				521		
2 0 扶助費				782		

		2 7 公課費		524		
		2 授産施設事業費		29,476		
		7 賃金		27,783		
		1 1 需用費		1,693		
	2 公債費			3,090		
	1 公債費			2,635		
		1 元金		2,635		
		2 3 償還金利子及び割引料		2,635		
	2 利子			455		
		2 3 償還金利子及び割引料		455		
	歳 出 合 計			89,681		

③消費税等の申告書等

平成21年4月1日～平成22年3月31日

(単位:千円)

ア課税標準額	18,932	(a) 課税売上高 (税抜)	18,932
		(b) 非課税売上高	483
		(c) 不課税収入	27,702
		課税売上割合(a)/(a) + (b)	97%
イ消費税額 (ア×4%)	757	事業収入の委託加工収入であり、 作業収入と管理費収入の合計額で ある。	
ウ仕入控除税額 (イ×50%)	378	基準期間の課税売上高が5000万円 以下であり簡易課税制度を選択 し、第5種事業(サービス業等) のみなし仕入れ率50%を適用して いる。	
エ差引消費税納税額(イ－ ウ)	378		
地方消費税額 (エ×25%)	94		

平成22年4月1日～平成23年3月31日

単位：千円

ア課税標準額	30,518	(a)課税売上高(税抜)	30,518
		(b)非課税売上高	417
		(c)不課税収入	56,735
		課税売上割合(a)/(a)+(b) 99%	
イ消費税額 (ア×4%)	1,220	事業収入の委託加工収入であり、作業収入と管理費収入の合計額である。	
ウ仕入控除税額 (イ×50%)	610	基準期間の課税売上高が5000万円以下であり簡易課税制度を選択し、第5種事業(サービス業等)のみなし仕入れ率50%を適用している。	
エ差引消費税納税額(イ-ウ)	610		
地方消費税額 (エ×25%)	152		

④ 監査の結果等

平成21年度と22年度について収入支出の課否判定の網羅性、課否判定区分の妥当性及び簡易課税について留意して監査した結果、確認した範囲では指摘すべき事項は認められなかった。平成21年度の消費税の課税標準及び経理処理については改善の余地があった。

平成22年度の決算書では委託加工収入は30,519千円であり税抜き金額で計上されている。消費税は消費税収入として諸収入の雑収に1,525千円として区分し計上されている。消費税の支払は公課費として支出されている。また支出については税込みの経理処理がされている。

消費税申告の課税標準額は消費税額の計算の特例の適用はなく法令に従った計算がされており簡易課税の事業区分を第5種事業のサービス事業(みなし仕入れ率50%)としていることも妥当と判断される。

ア 課税標準の計算について (意見)

平成21年度の決算書では委託加工収入18,932千円であり税抜き金額で計上されている。消費税については消費税収入として諸収入の雑収に979千円として区分して計上されている。また消費税の支払は公課費で支出されている。支出については税込みの経理処理がされている。

消費税申告の課税標準は平成22年度と異なり税抜き計算による積み重ね額によって計上されているが、確定申告書の参考事項では課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用はなしとしている。課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用がない場合の課税標準額は（税抜き価額の合計額＋消費税等の合計額）×100/105であり、この方法で算出した課税標準額は18,929千円となる。

イ 税込金額での表示（意見）

社会福祉法人では課税事業者となった場合でも、原則として税込み方式で経理処理されている。作業収入及び管理費収入について税込で表示し、雑収に消費税収入として区分しない方法を推奨する。この場合は、税込方式による課税標準額の計算となる。

(6) 鬼無里大岡観光施設事業特別会計

① 概要

鬼無里と大岡に所在する観光施設事業を行っている。

奥裾花自然園					
所在地	鬼無里日影 11130 - 1				
管理運営	長野市 直営				
施設概要等	自然園 120ha 水芭蕉約 81 万本 ブナ原生林他				
利用状況等	年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	利用者数（人）	34,772	33,777	33,768	28,947
	使用料収入（円）	12,831,600	12,269,900	0	9,255,200

奥裾花観光センター					
所在地	鬼無里日影 11130 - 1				
管理運営	長野市 直営				
施設概要等	木造 2 階建 奥裾花自然園の管理 キャンプ場の管理等				
利用状況等	年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
	利用者数（人）	135	46	165	2
	使用料収入（円）	58,200	16,400	33,000	400

奥裾花キャンプ場	
所在地	鬼無里日影 11130 - 1

管理運営	長野市 直営				
施設概要等	営業期間 7月～9月 オートキャンプ場 30台 貸テント 50張				
利用状況等	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	利用者数(人)	205	60	0	0
	使用料収入(円)	105,800	32,300	0	0

聖山パノラマホテル					
所在地	大岡 540-2				
管理運営	指定管理者 聖山高原リゾート共同企業体				
施設概要等	宿泊棟 木造2階建 大広間 木造平屋				
利用状況等	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	宿泊者数(人)	3,114	4,513	4,156	3,024
	使用料収入(円)	27,017,318	25,528,161	24,641,745	17,043,475

聖山パノラママレットゴルフ場					
所在地	大岡 540-2				
管理運営	指定管理者 聖山高原リゾート共同企業体				
施設概要等	4コース・36ホール				
利用状況等	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	利用者数(人)	3,114	3,615	3,682	2,648
	使用料収入(円)	1,611,750	1,728,800	1,554,580	1,310,300

聖山パノラマオートキャンプ場					
所在地	大岡 540-2、中牧 280				
管理運営	指定管理者 聖山高原リゾート共同企業体				
施設概要等	38区画コテージ等				
利用状況等	年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	①利用者数(組)				
②利用料収入(円)	オートキャンプ	370	386	831	835
	コテージ	104	86	168	172
②利用料収入(円)	オートキャンプ	340,650	287,600	698,500	606,900
	コテージ	338,000	261,000	520,800	431,800

② 決算諸表

平成 22 年度 鬼無里大岡観光施設事業特別会計

歳入

(単位：千円)

款	項	目	節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1	使用料及び手数料			9,332	9,332		
	1	使用料		9,332	9,332		
		1	使用料	9,332	9,332		
			1	鬼無里観光施設使用料	9,268	9,268	
			2	大岡観光施設使用料	64	64	
2	財産収入			32	32		
	1	財産運用収入		32	32		
		1	財産貸付収入	32	32		
			1	財産貸付収入	32	32	
3	繰入金			46,300	46,300		
	1	他会計繰入金		46,300	46,300		
		1	一般会計繰入金	46,300	46,300		
			1	一般会計繰入金	46,300	46,300	
4	繰越金			210	210		
	1	繰越金		210	210		
		1	繰越金	210	210		
			1	繰越金	210	210	
4	諸収入			3,307	3,133		174
	1	雑入		3,307	3,133		174
		1	雑入	3,307	3,133		174
			1	雑入	3,307	3,133	174
				歳入合計	59,182	59,008	174

歳出

款	項	目	節	支出済額		
1	総務費			778		
	1	総務管理費		778		
		1	総務管理費	778		
			1 1 需用費	30		
			1 2 役務費	10		
			1 3 委託料	728		
			2 7 公課費	8		
2	事業費			57,956		
	1	施設事業費		57,956		
		1	施設管理費	56,992		
			4 共済費	317		
			7 賃金	3,813		
			8 報償費			
			1 1 需用費	2,640		
			1 2 役務費	2,392		
			1 3 委託料	41,138		
			1 4 使用料及び賃借料	3,309		
			1 5 工事請負費	2,261		
			1 6 原材料費	241		
			1 8 備品購入費	773		
			1 9 負担金補助及び交付金	104		
		2	施設整備費	963		
			1 5 工事請負費	963		
	歳 出 合 計			58,734		

③ 消費税等の申告書等

(単位：千円)

ア課税標準額	11,872	(a)課税売上高(税抜)	11,872
		(b)非課税売上高	32
		(c)不課税収入	46,300
		(d)うち特定収入	42,896
		課税売上割合 (a)/(a)+(b)	99.73%
		特定収入割合 (d)/(a)+(b)+(d)	78.28%
イ消費税額 (ア×4%)	474		
ウ仕入控除税額 (a)－(b)	299	(a)課税仕入れに係る税額	1,930
		課税仕入れ $50,672 \times 4/105 = 1,930$	
		(b)特定収入に係る課税仕入れの税額	1,630
エ差引消費税納付額(イ－ウ)	175		
オ地方消費税額 (エ×25%)	43		

④ 監査の結果等

公園入園料及び施設賃貸料の収入が1,000万円を超えるため、課税事業者となっている。

一般会計からの繰入金の用途は多岐にわたっている。その支出の内訳について、課税、非課税、不課税の区分を適正に行っている。したがって、特定収入の計算は適正である。

基準期間の課税売上高は5,000万円以下である。したがって、簡易課税制度を選択できる。課税売上高は公園入園料及び施設賃貸料であるので、簡易課税制度では第5種事業のサービス事業(みなし仕入率50%)に当たる。簡易課税制度を適用して税額を計算すると、本則課税を上回る。前期分を計算しても同様である。歳入歳出の内容が現状のままだとすると、本則課税の方が税額は少なく済むので本則課税のままよいといえる。

(7)公共料金等集合支払特別会計

① 概 要

公共料金等集合支払特別会計は、公共料金（電気・上水道・ガス・電話・下水道）の立替払いをしている特別会計である。

② 決 算 諸 表

歳入				(単位:千円)									
款	項	目	節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額						
								1	繰替金収入	1,607,368	1,607,368		
									1	繰替金収入	1,607,368	1,607,368	
		1	繰替金収入	1,607,368	1,607,368								
			1	繰替金収入	1,607,368	1,607,368							
			歳入合計	1,607,368	1,607,368								

歳出				(単位:千円)									
款	項	目	節		支出済額								
								1	集合支払費		1,607,368		
									1	集合支払費		1,607,368	
		11	需用費		1,181,335								
		12	役務費		231,539								
		14	使用料及び賃借料		194,492								
			歳出合計		1,607,368								

平成 22 年度公共料金等集合支払特別会計

電 気	・ ・ ・ 828,632,514 円	44,076,820K w h	3,642 件
上水道	・ ・ ・ 251,783,455 円	1,023,583 m ³	887 件
ガ ス	・ ・ ・ 100,919,970 円	1,146,379 m ³	104 件
電 話	・ ・ ・ 231,539,847 円		2,169 件
下水道	・ ・ ・ 194,492,231 円	765,857 m ³	481 件
合 計	・ ・ ・ ・ 1,607,368,017 円		

③ 消費税等の申告書等

消費税等に関し対象外であるため該当なし

④ 監査の結果等

公共料金等集合支払特別会計は、公共料金（電気・上水道・ガス・電話・下水道）の立替払いをしている特別会計であり、立替受払いは、消費税法上、課税売上及び課税仕入に該当せず、消費税等に関し対象外であるため何ら問題はない。

(8) 戸隠下水道事業特別会計（平成20年度）

① 概要

平成17年1月1日付で上水内郡豊野町、戸隠村、鬼無里村、更科郡大岡村の1町3か村の編入に伴い旧戸隠村の特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、戸別浄化槽事業を引き継ぎ法非適の戸隠下水道事業として平成20年度まで実施され平成21年4月1日付で長野市下水道事業に移管した。

② 決算諸表

平成20年度 戸隠下水道事業特別会計

歳入

(単位：千円)

款	項	目	節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額					
								1 分担金及び負担金	8,112	2,826	739	4,547
								1 負担金	8,112	2,826	739	4,547
	1 特定環境保全公共下水道事業負担金	6,181	1,204	739	4,238							
		1 特定環境保全公共下水道事業負担金	6,181	1,204	739	4,238						
	2 農業集落排水事業負担金	1,603	1,418		185							
		1 農業集落排水事業負担金	1,603	1,418		185						
	3 戸別浄化槽事業負担金	328	204		124							
		1 戸別浄化槽事業負担金	328	204		124						

2 使用料及び手数料	76,817	67,568		9,249
1 使用料	76,784	67,535		9,249
1 特定環境保全公共下水道使用料	56,228	47,502		8,726
1 特定環境保全公共下水道使用料	56,228	47,502		8,726
2 農業集落排水処理施設使用料	18,390	18,058		332
1 農業集落排水処理施設使用料	18,390	18,058		332
3 戸別浄化槽施設使用料	2,166	1,975		191
1 戸別浄化槽施設使用料	2,166	1,975		191
2 手数料	33	33		
1 督促手数料	33	33		
1 督促手数料	33	33		
3 繰入金	353,273	353,273		
1 他会計繰入金	353,273	353,273		
1 一般会計繰入金	353,273	353,273		
1 一般会計繰入金	353,273	353,273		
4 繰越金	2,541	2,541		
1 繰越金	2,541	2,541		
1 繰越金	2,541	2,541		
1 前年度繰越金	2,541	2,541		
5 市債	1,100	1,100		
1 市債	1,100	1,100		
1 借換債	1,100	1,100		
1 借換債	1,100	1,100		
歳入合計	441,843	427,308	739	13,796

歳出

(単位：千円)

款	項	目	節	支出済額		
1	総務費			27,832		
	1	総務管理費		27,832		
		1	下水道事業一般管理費	27,832		
			2 給料	4,698		
			3 職員手当等	2,697		
			4 共済費	1,290		
			1 3 委託料	10,900		
			1 4 使用料及び賃借料	179		
			2 7 公課費	8,068		
2	下水道事業費			78,615		
	1	特定環境保全公共下水道事業費		48,239		
		1	下水道施設管理費	47,661		
			8 報奨費	138		
			1 1 需用費	10,898		
			1 2 役務費	2,303		
			1 3 委託料	29,101		
			1 4 使用料及び賃借料	129		
			1 5 工事請負費	4,190		
			1 9 負担金補助及び交付金	887		
			2 3 償還金利子及び割引料	6		
			2 7 公課費	9		
		2	下水道施設建設費	578		
			1 5 工事請負費	578		
	2	農業集落排水施設管理費		25,969		
		1	農業集落排水施設管理	25,969		

	費				
	1 1 需用費		7,050		
	1 2 役務費		1,410		
	1 3 委託料		13,631		
	1 5 工事請負費		3,650		
	1 9 負担金補助及び 交付金		228		
	3 戸別浄化槽事業費		4,407		
	1 戸別浄化槽施設管理費		2,612		
	1 1 需用費		177		
	1 2 役務費		369		
	1 3 委託料		2,032		
	1 9 負担金補助及び 交付金		34		
	2 戸別浄化槽施設建設費		1,795		
	1 3 委託料		84		
	1 5 工事請負費		1,711		
	3 公債費		314,784		
	1 公債費		208,899		
	1 元金		208,899		
	2 3 償還金利子及び割引 料		208,899		
	2 利子		105,885		
	2 3 償還金利子及び割引 料		105,885		
	歳 出 合 計		421,231		

③ 消費税等の申告等

平成20年4月1日～平成21年3月31日

(単位:千円)

ア課税標準額	64,309	(a) 課税売上高 (税抜)	64,309
		(b) 非課税売上高	10
		(c) 不課税収入	359,773
		(d) 内特定収入	191,276
		課税売上割合(a)/(a) + (b)	99.9%

		特定収入割合 (d)/(a) + (b) + (d) 74.9%	
イ消費税額 (ア×4%)	2,572		
ウ控除過大調整税額	3,051	(調整前の課税仕入等の税額の合計額)4,235 - (課税仕入れにのみ用途が特定される特定収入)7,286	
エ仕入控除税額 (a)-(b)	0	(a) 課税仕入れに係る税額	3,388
		課税仕入れ 88,947×4/105	
		(b) 特定収入に係る税額	7,286
		191,276×4/105	
オ差引消費税納税額 (イ+ウ)	5,623		
地方消費税額 (エ×25%)	1,405		

④ 監査の結果等

収入支出の課否判定区分の妥当性、特定収入の用途の特定の妥当性について検討した結果は指摘すべき事項はなかった。課税売上高の計上年度及び消費税の過大調整税額の計算については不適切な処理があった。

ア 課税売上高の計上年度が不適切(指摘)

法非適の戸隠下水道事業特別会計の最終年度の収入未済額は戸隠下水道事業特別会計の課税売上とすべきであり、移管した翌年度の長野市下水道事業の課税売上としたことは、課税売上の計上年度が異なっており適切ではなかった。

平成20年度の歳入歳出決算では課税売上高となる使用料について調定額が76,784千円、収入済額が67,535千円、収入未済額が9,248千円となっている。消費税の課税売上高は消費税法第60条第2項を適用し、収入済額を基礎に課税標準額を64,309千円としている。そして収入未済額は平成21年4月1日付で長野市下水道事業に移管している。長野市下水道事業では平成21年度に入金した未済額を長野市下水道事業の課税売上高とみなし消費税の申告をしている。戸隠下水道事業特別会計の最終年度の収入未済額は平成20年度の課

税売上とすべきであり、移管した長野市下水道事業の平成21年度の課税売上とすべきではないと判断される。

イ 過大調整税額の計算誤り(平成20年度の過少申告額1,059千円)(指摘)
 控除過大調整税額の計算に誤りがあり修正申告の必要があると判断される。
 消費税申告書「計算表5調整後税額の計算表」(1)課税売上割合95%以上の場合①調整前の課税仕入等の税額の合計額4,235,600円は5%相当の調整前の課税仕入等の税額を過大に計上していると判断される。正しくは4%相当の3,388,486円が調整前の課税仕入等の税額であり消費税等の計算は下記のようなになる。再計算の結果1,059,000円過少申告となる。

平成20年4月1日～平成21年3月31日 (単位:千円)

ア課税標準額	64,309	(a)課税売上高(税抜)	64,309
		(b)非課税売上高	10
		(c)不課税収入	359,773
		(d)内特定収入	191,276
		課税売上割合(a)/(a)+(b)	99.9%
		特定収入割合(d)/(a)+(b)+(d)	74.9%
イ消費税額 (ア×4%)	2,572		
ウ控除過大消費税額	3,898	(調整前の課税仕入等の税額の合計額)3,388-(課税仕入れにのみ用途が特定される特定収入)7,286	
エ仕入控除税額 (a)-(b)	0	(a)課税仕入れに係る税額	3,388
		(課税仕入れ88,947×4/105)	
		(b)特定収入に係る税額	7,286
		191,276×4/105	
オ差引消費税納税額 (イ+ウ)	6,470		
地方消費税額 (エ×25%)	1,617		

(9) 鬼無里下水道事業特別会計（平成20年度）

①概要

平成17年1月1日付で上水内郡豊野町、戸隠村、鬼無里村、更科郡大岡村の1町3か村の編入に伴い旧鬼無里村の特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、戸別浄化槽事業を引き継ぎ法非適の鬼無里下水道事業として平成20年度まで実施され平成21年4月1日付で長野市下水道事業に移管した。

②決算諸表

平成20年度 長野市鬼無里下水道事業特別会計

歳入

(単位：千円)

款	項	目	節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額					
								1 分担金及び負担金	1,634	1,334		300
								1 負担金	1,634	1,334		300
	1 特定環境保全公共下水道事業負担金	1,050	950		100							
	1 特定環境保全公共下水道事業負担金	1,050	950		100							
	2 農業集落排水事業負担金	400	200		200							
	1 農業集落排水事業負担金	400	200		200							
	3 戸別浄化槽事業負担金	184	184									
	1 戸別浄化槽事業負担金	184	184									
2 使用料及び手数料		33,703	33,150		553							
	1 使用料	33,691	33,138		553							
	1 特定環境保全公共下水道使用料	16,135	15,827		308							
	1 特定環境保全公共下水道使用料	16,135	15,827		308							
	2 農業集落排水処理施設使用料	7,527	7,418		109							

	1 農業集落排水処理 施設使用料	7,527	7,418		109
	3 戸別浄化槽施設使用料	10,029	9,893		136
	1 戸別浄化槽施設使 用料	10,029	9,893		136
	2 手数料	12	12		
	1 督促手数料	12	12		
	1 督促手数料	12	12		
	3 繰入金	148,471	148,471		
	1 他会計繰入金	148,471	148,471		
	1 一般会計繰入金	148,471	148,471		
	1 一般会計繰入金	148,471	148,471		
	4 繰越金	3,553	3,553		
	1 繰越金	3,553	3,553		
	1 繰越金	3,553	3,553		
	1 前年度繰越金	3,553	3,553		
	歳 入 合 計	187,361	186,508	0	853

歳出

(単位：千円)

款	項	目	節	支出済額		
1 総務費				13,404		
	1 総務管理費			13,404		
		1 下水道事業一般管理費		13,404		
			2 給料	3,078		
			3 職員手当等	1,789		
			4 共済費	931		
			1 3 委託料	3,118		
			1 4 使用料及び賃借 料	332		
			2 7 公課費	4,156		
2 下水道事業費				37,918		

1 特定環境保全公共下水道事業費		17,260		
1 下水道施設管理費		17,260		
1 1 需用費		3,343		
1 2 役務費		702		
1 3 委託料		11,738		
1 4 使用料及び賃借料		12		
1 5 工事請負費		1,003		
1 9 負担金補助及び交付金		462		
2 農業集落排水施設管理費		8,650		
1 農業集落排水施設管理費		8,650		
1 1 需用費		2,579		
1 2 役務費		646		
1 3 委託料		4,084		
1 4 使用料及び賃借料		3		
1 5 工事請負費		1,331		
1 9 負担金補助及び交付金		7		
3 戸別浄化槽事業費		12,008		
1 戸別浄化槽施設管理費		10,165		
1 1 需用費		828		
1 2 役務費		1,260		
1 3 委託料		8,045		
1 5 工事請負費		30		
1 9 負担金補助及び交付金		2		
2 戸別浄化槽施設建設費		1,843		
1 3 委託料		100		
1 5 工事請負費		1,743		
3 公債費		132,635		
1 公債費		93,309		

	1 元金		93,309		
	2 3 償還金利息及び割引料		93,309		
	2 利子		39,326		
	2 3 償還金利息及び割引料		39,326		
	歳 出 合 計		183,957		

③消費税等の申告等

平成20年4月1日～平成21年3月31日 (単位:千円)

ア課税標準額	31,560	(a) 課税売上高 (税抜)	31,560
		(b) 非課税売上高	0
		(c) 不課税収入	153,369
		(d) 内特定収入	88,723
		課税売上割合 (a)/(a) + (b)	100%
		特定収入割合 (d)/(a) + (b) + (d)	73.8%
		イ消費税額 (ア×4%)	1,262
ウ控除過大調整税額	1,808		
エ仕入控除税額 (a)-(b)	0	(a) 課税仕入れに係る税額	1,571
		課税仕入れ $41,257 \times 4/105$	
		(b) 特定収入に係る税額	3,379
		$88,723 \times 4/105$	
オ差引消費税納税額 (イ+ウ)	3,070		
地方消費税額 (エ×25%)	767		

④監査の結果等

収入支出の課否判定区分の妥当性、特定収入の用途の特定の妥当性について検討した結果は指摘すべき事項はなかった。課税売上高の計上年度については

て不適切な処理があった。

ア 課税売上高の計上年度が不適切 (指摘)

法非適の鬼無里下水道事業特別会計の最終年度の収入未済額は鬼無里下水道事業特別会計の課税売上とすべきであり、移管した翌年度の長野市下水道事業の課税売上としたことは、課税売上の計上年度が異なっており適切ではなかった。

平成 20 年度の歳入歳出決算では課税売上高となる使用料について調定額が 33,692 千円、収入済額が 33,138 千円、収入未済額が 553 千円となっている。消費税の課税売上高は消費税法第 60 条第 2 項を適用し、収入済額を基礎に課税標準額を 31,560 千円としている。そして収入未済額は平成 21 年 4 月 1 日付で長野市下水道事業に移管している。長野市下水道事業では平成 21 年度に入金した未済額を長野市下水道事業の課税売上高とみなし消費税の申告をしている。鬼無里下水道事業特別会計の最終年度の収入未済額は平成 20 年度の課税売上とすべきであり、移管した長野市下水道事業の平成 21 年度の課税売上とすべきではないと判断される。

(10) 農業集落排水事業特別会計 (平成 20 年度)

①概要

農業集落排水事業は平成 6 年に信田東部地区を供用開始して以来、平成 17 年 1 月 1 日付で上水内郡豊野町、戸隠村、鬼無里村、更科郡大岡村の 1 町 3 か村の編入に伴い、豊野地区を編入し、平成 20 年度まで実施され平成 21 年 4 月 1 日付で長野市下水道事業に移管した。

②決算諸表

平成 20 年度 長野市農業集落排水事業特別会計

歳入

(単位：千円)

款	項	項	節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
	1	分担金及び負担金		5,537	5,537		
		1	負担金	5,537	5,537		
			1 農業集落排水事業負担金	5,537	5,537		

	1 農業集落排水事業負担金	5,537	5,537		
2	使用料及び手数料	116,129	111,320	112	4,697
	1 使用料	116,102	111,293	112	4,697
	1 排水処理施設使用料	116,102	111,293	112	4,697
	1 排水処理施設使用料	116,102	111,293	112	4,697
	2 手数料	27	27		
	1 督促手数料	27	27		
	1 督促手数料	27	27		
3	繰入金	448,209	448,209		
	1 他会計繰入金	448,209	448,209		
	1 一般会計繰入金	448,209	448,209		
	1 一般会計繰入金	448,209	448,209		
4	繰越金	486	486		
	1 繰越金	486	486		
	1 繰越金	486	486		
	1 前年度繰越金	486	486		
4	諸収入	228	228		
	1 雑入	228	228		
	1 雑入	228	228		
	1 雑入	228	228		
5	市債	10,900	10,900		
	1 市債	10,900	10,900		
	1 借換債	10,900	10,900		
	1 借換債	10,900	10,900		
歳入合計		581,489	576,680	112	4,697

歳出

(単位：千円)

款	項	目	節	支出済額	
1	農業集落排水事業費			120,537	
	1 農業集落排水事業費			120,537	
	1 排水処理施設管理費			120,537	

	2 給料		4,739		
	3 職員手当等		2,368		
	4 共済費		1,291		
	9 旅費				
	1 1 需用費		24,202		
	1 2 役務費		3,921		
	1 3 委託料		46,988		
	1 4 使用料及び賃借料		2,122		
	1 5 工事請負費		14,813		
	1 6 原材料費				
	1 7 公有財産購入額		5		
	1 9 負担金補助及び交付金		5,043		
	2 3 償還金利子及び割引料		21		
	2 7 公課費		15,024		
	2 公債費		443,114		
	1 公債費		276,661		
	1 元金		276,661		
	2 3 償還金利子及び割引料		276,661		
	2 利子		166,453		
	2 3 償還金利子及び割引料		166,453		
	歳 出 合 計		563,651		

③消費税等の申告等

平成20年4月1日～平成21年3月31日

(単位:千円)

ア課税標準額	105,992	(a) 課税売上高 (税抜)	105,992
		(b) 非課税売上高	1
		(c) 不課税収入	465,387
		(d) 内特定収入	243,204
		課税売上割合 (a)/(a) + (b)	99.9%
		特定収入割合 (d)/(a) + (b) + (d)	69.7%
イ消費税額	4,239		

(ア×4%)			
ウ控除過大調整税額	5,641		
エ仕入控除税額 (a)-(b)	0	(a)課税仕入れに係る税額	3,623
		(課税仕入れ 95,121×4/105)	
		(b)特定収入に係る税額	9,264
		88,723×4/105	
オ差引消費税納税額 (イ+ウ)	9,880		
地方消費税額 (エ×25%)	2,470		

④監査の結果等

収入支出の課否判定区分の妥当性、特定収入の用途の特定の妥当性について検討した結果、指摘すべき事項はなかった。課税売上高の計上年度については不適切な処理があった。

ア 課税売上高の計上年度が不適切 (指摘)

法非適の農業集落排水事業特別会計の最終年度の収入未済額は農業集落排水事業特別会計の課税売上とすべきであり、移管した翌年度の長野市下水道事業の課税売上としたことは、課税売上の計上年度が異なっており適切ではなかった。

平成20年度の歳入歳出決算では課税売上高となる使用料について調定額が116,102千円、収入済額が111,293千円、不納欠損額が111千円、収入未済額が4,696千円となっている。消費税の課税売上高は消費税法第60条第2項を適用し、収入済額を基礎に課税標準額を105,992千円としている。そして収入未済額は平成21年4月1日付で長野市下水道事業に移管している。長野市下水道事業では平成21年度に入金した未済額を長野市下水道事業の課税売上高とみなし消費税の申告をしている。農業集落排水事業特別会計の最終年度の収入未済額は平成20年度の課税売上とすべきであり、移管した長野市下水道事業の平成21年度の課税売上とすべきではないと判断される。

(11) 診療所特別会計（平成20年度）

①概要

施設名	所在地	面積		開設年月日	開設状況	職員数		
		敷地	建物			医師	看護師	その他
鬼無里	鬼無里日影 2750-1	鬼無里支所内	208 m ²	S14. 10. 1	内科	1	2	3 (1)
大岡	大岡乙 254-1		522 m ²	S47. 4. 1	内科	1	3 (1)	1 (1)
鬼無里 歯科	鬼無里 218	市営鬼無里駐車場内	128 m ²	H5. 10. 20	歯科	2 (2) 交代勤務	0	2 (0)
大岡 歯科	大岡甲 4438-1		472 m ²	H元. 4. 1	歯科	1	0	1 (1)

平成17年1月1日より旧豊野町、旧戸隠村、旧鬼無里村、旧大岡村の編入合併に伴い鬼無里診療所、鬼無里歯科診療所、大岡診療所及び大岡歯科診療所は新設の診療所特別会計としている。平成21年4月1日より鬼無里診療所、鬼無里歯科診療所、大岡診療所及び大岡歯科診療所について、「国民健康保険直営診療施設」へ移行統合することに伴い、「国民健康保険特別会計（直診勘定）」に会計を統合した。

②決算諸表

平成20年度 長野市診療所特別会計

歳入

(単位：千円)

款	項	目	節	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1	診療収入			180,817	180,817		
	1	外来収入		172,296	172,296		
		1	国民健康保険診療報酬収入	29,218	29,218		
			1 現年度分	29,218	29,218		
		2	社会保険診療報酬収入	16,125	16,125		

	1 現年度分	16,125	16,125		
	3 後期高齢者医療診療報酬 収入	92,354	92,354		
	1 現年度分	92,354	92,354		
	4 老人保健診療報酬収入	468	468		
	1 現年度分	468	468		
	5 一般負担金収入	26,334	26,334		
	1 現年度分	26,334	26,334		
	2 過年度分				
	6 その他診療報酬	2,646	2,646		
	1 現年度分	2,646	2,646		
	7 介護報酬収入	5,151	5,151		
	1 現年度分	5,151	5,151		
	2 その他診療収入	8,521	8,521		
	1 諸検査等収入	8,521	8,521		
	1 現年度分	8,521	8,521		
	2 過年度分				
2	使用料及び手数料	1,050	1,050		
	1 使用料	1,050	1,050		
	1 文書料	1,050	1,050		
	1 文書料	1,050	1,050		
3	県支出金	2,047	2,047		
	1 県補助金	2,047	2,047		
	1 設備整備費補助金	2,047	2,047		
	1 設備整備費補助金	2,047	2,047		
4	繰入金	45,584	45,584		
	1 他会計繰入金	45,584	45,584		
	1 一般会計繰入金	45,584	45,584		
	1 一般会計繰入金	45,584	45,584		
5	繰越金	1,000	1,000		
	1 繰越金	1,000	1,000		
	1 繰越金	1,000	1,000		
	1 前年度繰越金	1,000	1,000		
6	諸収入	420	420		
	1 雑入	420	420		

	1 雑入	420	420		
	1 雑入	420	420		
7 市債		7,500	7,500		
	1 市債	7,500	7,500		
	1 診療所事業費	7,500	7,500		
	1 診療所整備費	7,500	7,500		
	歳入合計	238,418	238,418		

歳出

(単位：千円)

款	項	目	節	支出済額		
1 総務費				121,977		
	1 施設管理費			121,977		
		1 一般管理費		121,977		
			1 報酬	9,589		
			2 給料	43,190		
			3 職員手当等	35,128		
			4 共済費	11,825		
			7 賃金	11,481		
			9 旅費	332		
			1 1 需用費	2,974		
			1 2 役務費	4,331		
			1 3 委託料	1,233		
			1 4 使用料及び賃借料	705		
			1 5 工事請負費	0		
			1 8 備品購入費	0		
			1 9 負担金補助及び交付金	1,142		
			2 7 公課費	47		
2 医業費				114,167		

1 医業費		114,167		
1 医業用機械器具費		23,154		
1 1 需用費		235		
1 2 役務費		32		
1 3 委託料		1,576		
1 4 使用料及び賃借料		6,457		
1 8 備品購入費		14,855		
2 医業用消耗器材費		409		
1 1 需用費		409		
1 8 備品購入費				
3 医薬品衛生材料費		86,156		
1 1 需用費		86,156		
4 医療委託費		4,448		
3 公債費		2,274		
1 公債費		1,823		
1 元金		1,823		
2 3 償還金利子及び割引料		1,823		
2 利子		451		
2 3 償還金利子及び割引料		451		
歳 出 合 計		238,418		

③消費税等の申告書

本特別会計は、消費税法第9条第1項の規定により、消費税の課税事業者とならないため、申告書の作成は該当しない。

④監査の結果等

医療機関の医業収益のうち、一定の療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等については、社会政策的な配慮のもと消費税を課さないこととされている。しかし、保険外併用療養費制度における評価療養と保険外の金属床総義歯等の選定療養部分は消費税の課税対象とされる。また予防接種の委託料や窓口負担金、特定健診・特定保健指導、健康診断・人間ドック、診断書他文書料、産業医の委託料は課税とされる。平成19年度及び平成20年度の消費税の申告について検討されたい。

ア 納税申告を検討 (意見)

平成17年度の諸検査等収入 8,999 千円、文書料 1,262 千円、雑入 454 千円、平成18年度の諸検査等収入 11,437 千円、文書料 1,219 千円、雑入 131 千円となっており課税売上が 1000 万円を超えていると考えられる。平成19年度及び平成20年度は課税事業年度と推測されるので消費税の納税義務者に該当するか検討されたい。また納税義務者に該当する場合は申告納税を検討されたい。

2 企業会計

(1) 産業団地事業会計

① 概要

産業団地事業は、企業が立地するための環境整備としての産業用地等の取得や造成を行うとともに、企業誘致の促進により、地域の産業集積や雇用創出を図ることを主な事業としている。

機構 産業振興部 産業政策課

職員

職名	部長	産業政策課	計	備考
	人	人	人	
事務吏員	1	9	10	
技術吏員		2	2	
計	1	11	12	

(注) 上表のうち、産業団地事業会計支弁職員 2名
 損益勘定職員 1人支弁
 資本勘定 1人支弁

平成22年度期末残高

産業団地事業貸付特約付土地 面積 49,328.94 m² 金額 1,577,448 千円

産業団地事業事業用定期借地権設定土地

面積 16,245.19 m² 金額 775,054 千円

産業団地事業完成土地 面積 862.20 m² 金額 34,457 千円

産業団地事業未成土地 面積 103,263.16 m² 金額 2,157,112 千円

② 決算諸表

平成22年長野市産業団地事業損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益

(1) 用地売上収益	70,106	
(2) 用地貸付収益	18,231	88,337

2 営業費用

(1) 用地売上原価	65,603
------------	--------

(2) 一般管理費	9,786	75,389	
営業利益			12,947
3 営業外収益			
(1) 受取利息	2,219		
(2) 雑収益	0	2,219	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	2,560		
(2) 雑支出	0	2,560	△ 340
経常利益			12,607
当年度純利益			12,607
前年度繰越利益剰余金			0
当年度未処分利益剰余金			12,607

平成 22 年度長野市産業団地事業剰余金計算書
(平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで)
(単位：千円)

利益剰余金の部

I 利益積立金

1 前年度末残高	105,608		
2 前年度繰入額	0		
3 前年度処分量	14,168		
4 当年度末残高		91,439	
積立金合計			91,439

II 欠損金

(1) 前年度未処理欠損金			14,168
(2) 前年度欠損金処理額			
1 利益積立金繰入額		14,168	14,168
繰越欠損金年度末残高			0
(3) 当年度純利益			12,607
当年度未処分利益剰余金			12,607

平成 22 年度長野市産業団地事業剰余金処分計算書

1 当年度未処分利益剰余金		12,607
2 利益剰余金処分額		
(1) 利益積立金	12,607	12,607
3 翌年度繰越利益剰余金		<u>0</u>

平成 22 年度長野市産業団地事業貸借対照表

(平成 23 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

資 産 の 部		
1 固 定 資 産		
(1) 有形固定資産		
イ 工具器具及び備品	609	
ロ 減価償却累計額	<u>411</u>	
有形固定資産合計		198
(2) 投 資		
イ 貸付特約付土地	1,577,448	
ロ 事業用定期借地権設 定土地	<u>775,055</u>	
投資合計		2,352,503
固定資産合計		2,352,701
2 産 業 用 地 資 産		
(1) 完 成 土 地	34,457	
(2) 未 成 土 地	<u>2,157,112</u>	
産業用地資産合計		2,191,569
3 流 動 資 産		
(1) 現金預金	49,600	
(2) 定期預金	400,000	
(3) 未 収 金	<u>0</u>	
流動資産合計		449,600
資 産 合 計		<u>4,993,870</u>

		負 債 の 部	
4	流 動 負 債		
	(1) 未 払 金	308	
	(2) 預 り 金	296,315	
	流動負債合計		296,623
	負 債 合 計		296,623
		資 本 の 部	
5	資 本 金		
	(1) 自己資本金	1,516,200	
	(2) 借入資本金		
	イ他会計借入金	3,077,000	
	借入資本金合計	3,077,000	
	資 本 金 合 計		4,593,200
6	剰 余 金		
	(1) 利益剰余金		
	イ利益積立金	91,439	
	ロ当年度未処分利益		
	剰余金	12,606	
	利益剰余金合計	104,046	
	剰 余 金 合 計		104,046
	資 本 合 計		4,697,246
	負債資本合計		4,993,870

③ 消費税等の申告書等

本会計は、消費税法第9条第1項の規定により、消費税の課税事業者にならないと判断しているため、申告書は作成されていない。

④ 監査の結果等

用地売上収益、用地貸付収益、受取利息は非課税取引に該当し基準期間の課税売上高が1,000万円以下となり免税事業者となると判断される。また還付の可能性を検証したが、結果は還付すべき事実はなかった。基準期間の課税売上高が、1,000万円以下の免税事業者であっても還付が生じる可能性がある場合は、課否判定を行いその妥当性を留意されたい。

(2)水道事業会計

①概要

長野市の水道事業は、明治 41 年に水道調査部を設置し本格的な水道布設事業に着手した。

水源調査の結果、明治 44 年 4 月に市の北西部に位置する戸隠村瑠璃沢川に水源を求め、大正 2 年 3 月には工事実施認可を受け、大正 4 年 4 月 1 日、往生地浄水場から長野市街地への給水を開始した。

その後、市勢の拡大に伴う人口の増加、高速交通網の整備による都市化や産業の発展、及び下水道の普及等により需要が増加し、これに対応するために 7 期に及ぶ拡張事業を進めてきている。

平成 17 年 1 月には豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村の 1 町 3 村との合併により豊野町の水道事業を譲り受け、平成 21 年度から戸隠、鬼無里、大岡地区の簡易水道事業を上下水道局に一元化し、平成 22 年 1 月には信州新町、中条村との合併に伴い、両地区の簡易水道事業を含めて運営している。

バブルの崩壊以降、長引く景気の低迷と節水意識の定着によりオリンピック開催の平成 9 年度をピークに水需要は減少しており、今後も需要の増加が見込めないことから第 7 期拡張事業の計画を下方修正し、計画給水人口 270,300 人、計画最大給水量 118,900 m³とし、平成 24 年度の完了を目標にしている。

平成 22 年度末の水道普及率は 99.88%に達しているが、水道に対する要求はより多様化し、安全で安定した水を安心して使用できることが求められている。

今後の大きな課題として、企業のコスト削減による水需要の低迷、加えて、施設の老朽化に伴う修繕、更新経費の増加が予測される。これらの課題に対応するべく、平成 22 年 3 月 24 日の 3 月定例会において原案可決をもって、平成 22 年 6 月 1 日施行により水道料金の改定を実施している。

水道事業の目的

市民生活に欠かすことのできない水を安全でおいしく安定的に供給するため、水道水源の確保をはじめ、施設の計画的な整備や安全性の向上に努める目的を遂行するための事業。

②決算諸表

平成 22 年度長野市水道事業損益計算書

(平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで)

(税抜き)

(単位千円)

1 営業収益			
(1)給水収益	5,836,616		
(2)その他営業収益	40,489	5,877,106	
2 営業費用			
(1)原水費	210,653		
(2)浄水費	763,600		
(3)配水及び給水費	995,475		
(4)量水器管理費	99,931		
(5)業務費	194,224		
(6)総係費	268,558		
(7)減価償却費	2,277,474		
(8)資産減耗費	126,354	4,936,273	
営業利益			940,832
3 営業外収益			
(1)受取利息及び配当金	12,364		
(2)他会計負担金	258,993		
(3)加入金	82,402		
(4)雑収益	15,456	369,216	
4 営業外費用			
(1)支払利息及び企業債取扱諸費	673,552		
(2)雑支出	20,190	693,743	△ 324,527
経常利益			616,305

5 特別利益			
(1)固定資産売却益	208		
(2)その他特別利益	56,279	56,487	
6 特別損失			
(1)その他特別損失	55,207	55,207	1,279
当年度純利益			617,585
前年度繰越利益剰余金			0
当年度未処分利益剰余金			617,585

平成 22 年度長野市水道事業剰余金計算書

(平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで)

(税抜き)

(単位千円)

利益剰余金の部

1 減債積立金			
(1)前年度末残高		0	
(2)前年度繰入額		326,598	
(3)当年度処分額		326,598	
(4)当年度末残高			0
積立金合計			0
2 未処分利益剰余金			
(1)前年度未処分利益剰余金			326,598
(2)前年度利益剰余金処分額			
減債積立金		326,598	326,598
繰越利益剰余金年度末残高			0
(3)当年度純利益			617,585

当年度未処分利益剰余金

617,585

資本剰余金の部

1 受贈財産評価額

(1)前年度末残高	1,869,418
(2)前年度処分額	0
(3)当年度発生高	33,972
(4)当年度処分額	0

(5)当年度末残高

1,903,390

2 建設改良補助金

(1)前年度末残高	3,841,532
(2)前年度処分額	0
(3)当年度発生高	30,426
(4)当年度処分額	8,953

(5)当年度末残高

3,863,006

3 工事負担金

(1)前年度末残高	15,284,034
(2)前年度処分額	0
(3)当年度発生高	193,576
(4)当年度処分額	0

(5)当年度末残高

15,477,611

4 他会計負担金

(1)前年度末残高	7,140
(2)前年度処分額	0
(3)当年度発生高	0
(4)当年度処分額	0

(5)当年度末残高

7,140

5 その他の資本剰余金

(1)前年度末残高	547
(2)前年度処分額	0
(3)当年度発生高	0

(4)当年度処分額	0	
(5)当年度末残高 翌年度繰越資本剰余金		547
		21,251,695

平成 22 年度長野市水道事業剰余金処分計算書

		(税抜き)
		(単位千円)
1 当年度未処分利益剰余金		617,585
2 利益剰余金処分額		
(1)減債積立金	432,585	
(2)建設改良積立金	185,000	617,585
3 翌年度繰越利益剰余金		0

平成 22 年度長野市水道事業貸借対照表

(平成 23 年 3 月 31 日)

		(税抜き)
		(単位千円)
	資 産 の 部	
1 固定資産		
(1)有形固定資産		
イ 土地	2,291,050	
ロ 立木	1,840	
ハ 建物	1,770,040	
減価償却累計額	580,640	1,189,399
ニ 構築物	77,885,827	
減価償却累計額	29,731,738	48,154,089
ホ 機械及び装置	12,248,165	
減価償却累計額	6,349,113	5,899,051
ヘ 車両運搬具	63,451	

減価償却累計額	40,891	22,560	
ト 工具器具及び備品	276,928		
減価償却累計額	176,314	100,613	
チ 建設仮勘定		5,118,915	
有形固定資産合計			62,777,522
(2)無形固定資産			
施設利用権		1,814,734	
無形固定資産合計			1,814,734
固定資産合計			64,592,256
2 流動資産			
(1)現金預金		4,377,824	
(2)未収金		676,565	
(3)貯蔵品		42,161	
(4)仮払金		308	
流動資産合計			5,096,859
資産合計			69,689,116
負債の部			
3 固定負債			
(1)退職給与引当金		553,077	
(2)修繕引当金		1,097,985	
固定負債合計			1,651,062
4 流動負債			
(1)未払金		818,877	
(2)預り金		10,873	
流動負債合計			829,751
負債合計			2,480,813

資 本 の 部

5 資本金

(1)自己資本金		14,781,035	
(2)借入資本金			
企業債	30,557,985		
借入資本金合計	30,557,985		

		30,557,985	
資本金合計			45,339,021

6 剰余金

(1)資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	1,903,390		
ロ 建設改良補助金	3,863,006		
ハ 工事負担金	15,477,611		
ニ 他会計負担金	7,140		
ホ その他資本剰余金	547		
資本剰余金合計	21,251,695		

(2)利益剰余金			
当年度未処分利益剰余金	617,585		
利益剰余金合計	617,585		

		617,585	
剰余金合計			21,869,281

			67,208,302
資本合計			67,208,302

			69,689,116
負債資本合計			69,689,116

長野市水道料事業給水条例（平成 22 年 3 月 24 日定例会議決による新旧
対照表）

第 4 条の 2

新設又は改造後のメーターの口径	改正前	改正後
13 ミリメートル	44,100 円	44,100 円
20 ミリメートル	84,000 円	84,000 円
25 ミリメートル	203,700 円	203,700 円
30 ミリメートル	該当なし	316,000 円
40 ミリメートル	633,100 円	633,100 円

50 ミリメートル	1,086,700 円	1,086,700 円
75 ミリメートル	2,938,900 円	2,938,900 円
100 ミリメートル	6,000,700 円	6,000,700 円
150 ミリメートル	管理者が別に定める額	管理者が別に定める額

第 24 条

平成 22 年 5 月 31 日まで

種別	用途	メーターの口径（ミリメートル）	基本料金		水量料金				
			使用水量	料金（円）	使用水量（立方メートル）	料金（円）			
専用給水装置	一般用	13		800		1 立方メートルにつき			
		20		1,100					
		25		1,400					
					1～10		37		
					11～20		139		
					21～30		153		
					31～50		180		
					51～100		214		
					101 以上		234		
				40			2,900	1～50	161
				50			5,700	51～100	228
				75			11,700	101 以上	234
				100			22,000		
				150			57,000		
		200		113,000					
		350		459,000					
	公衆浴場用	一般用と同じ		一般用と同じ	1～	42			
					1,200				
					1,201 以上	94			

	別荘用	飯網高原地区	10立方メートルまで	3,550	11～20 21～40 41～100 101以上	185 210 240 270
		鬼無里簡易水道のうち品沢地域	12立方メートルまで	1,630	13以上	155
		聖山高原簡易水道	10立方メートルまで	1,500	11以上	150
		たらら簡易水道	10立方メートルまで	1500	11以上	150
供用給水装置	一般用		8立方メートルまで	300	9以上	48

平成 22 年 6 月 1 日から

種別	用途	メーターの口径（ミリメートル）	基本料金		水量料金			
			使用水量	料金（円）	使用水量（立方メートル）	料金（円）		
専用給水装置	一般用	13		903		1立方メートルにつき		
		20		1,239				
		25		1,585.5				
		30		1,921.5				
							1～10	49.35
							11～20	156.45
							21～30	171.15
							31～50	199.5
							51～100	235.2
							101以上	256.2
				40		3,255	1～50	179.55
				50		6,405	51～100	249.9
				75		13,230	101以上	256.2
				100		24,885		
		150		64,470				
		200		127,785				
		350		519,120				
	公衆浴場用	一般用と同じ		一般用と同じ	1～1,200	44.1		
					1,201以上	98.7		
	別荘用	飯網高原地区	10立方メートルまで	3,727.5	11～20	194.25		
					21～40	220.5		
					41～100	252		
					101以上	283.5		

		飯網 高原 地区 以外 の地 区		10立 方メ ートル まで	1,701	11以上	170.1
供 用 給 水 装 置	一般用			8立 方メ ートル まで	315	9以上	50.4

③消費税等の申告書等

消費税等の申告書等

(単位：千円)

ア課税標準額	5,948,170	(a)課税売上高(税抜)	5,948,170
		(b)非課税売上高	34,914
		(c)不課税収入	2,147,036
		(d)うち特定収入	226,205
		課税売上割合 (a)/(a)+(b)	99.41%
		特定収入割合 (d)/(a)+(b)+(d)	3.7%
イ消費税額 (ア×4%)	237,926		
ウ仕入控除税額 (a)-(b) 課税売上割合、特定 収入割合、ともに全 額控除の条件充足	143,525	(a)課税仕入れに係る税額	143,160
		①課税仕入れ $3,757,960 \times 4/105$ = 143,160 ②返還等対価に係る税額 0 ①+②= 143,160	
		(b)特定収入に係る課税仕入 れの税額	0
		(c)貸倒れに係る税額	364
エ差引消費税納付 額(イ-ウ)	94,401		
オ地方消費税額 (エ×25%)	23,600		

④監査の結果等

水道事業が消費税の課税事業者であり、納税義務者となるか否かについては、消費税の説明項目で述べたように、消費税法第5条において定められており、さらに消費税法第9条の規定により、水道事業の基準期間（平成20年4月1日から平成21年3月31日）の課税売上高が1千万円を超えているか否かが判定の要件となる。基準期間の課税売上高は、平成22年4月1日から平成23年3月31日課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書において記載されている基準期間の課税売上高により確認できるところである。その金額は5,989,804,381円となっており、この金額から判断すれば、納税義務は免除されないことが理解できる。

また、消費税法第37条において、消費税法で定められている基準期間の課税売上高が五千万円以下である場合には、簡易的な「みなし仕入れ率」を利用したの申告方法を認めている。しかし、水道事業の基準期間における課税売上高はその金額を超えており、簡易的申告方法により申告をすることは出来ない。よって、消費税法の定めるところにより、原則的に計算され申告されるものでなければならない。

消費税法第30条では、課税期間における課税売上割合が95%に満たないときは、通常とは異なる特別の方法により計算した金額とすると規定されており、この規定からすると課税売上割合の金額の算定が消費税の申告に大きな影響を与えることになる。

加えて、消費税法第60条では、国若しくは地方公共団体に対する幾つかの特例的措置を認めており、この特例を踏まえた上での申告内容になっている。

ア 水道料金の改定による影響（意見）

水道料金については、平成22年6月1日（以後基準日という。）を基準に料金改定がなされている。つまり5月31日までの使用料と、6月1日以降の使用料について、決算諸表に表示したように単価を変えている。この基準日を含む水道料金の賦課の方法は、長野市水道事業給水条例第25条第2項の規定により2ヶ月ごとの検針による賦課方式を採用し、5月分と6月分の料金単価の異なる月の合算を行っており、同項の「みなす規程」により料金単価の違いを反映させるため、検針による2ヶ月間の利用量から1ヶ月の平均を算出し、それぞれに改定前単価と改定後単価で計算し合算して賦課している。水道料金の検針業務の大変さは理解できるが、長野市水道事業給水条例第25条第1項の規定によれば、「料金は、毎月の定例日にその日の属する月分として、管理者が計量した使用水量をもって算定する」と定められている。

本件に関しては、徴収コストの負担軽減を図る目的から通常行われている計量と算定を行なったと認識されるが、その結果基準日を含む水道料金の徴収額については、利用単価と使用水量の関係が正確であるか否かの疑問が発生することになる。確かに、水道料金の徴収コストの軽減を図ることは重要な課題であると思われるが、奇しくも現在国会では消費税率の増税問題が議論され、近い将来においては、消費税率の改定が実行される可能性がある。万が一、料金改定や消費税率の改定がなされるとした時に、正確に水道料金に反映されなければ、市民個々の家計に影響を及ぼす重要な問題となるものであり、また課税の公平性を阻害することにもつながる可能性があること懸念されるところである。従って、今後の消費税率改定を視野に入れた料金改定等に厳格に対応するためにも、対応策について十分な検討を行なうべきと考える。

イ 郵便切手類の費用化について（意見）

郵便切手類の購入費用に対する消費税の原則的取扱いは、購入時点では、非課税扱いとし、その郵便切手類を貼付し投函した時点で消費税法上の課税取引に該当させることとなっている。当事業でもこの原則的取扱いによって処理されているが、投函後に課税扱いの処理を忘れて非課税処理のままになっていることが判明した。現状としての対応策としては、切手類について受払台帳による管理を行う方法が考えられるが、それは業務の煩雑さを招くことであり、今後においては、この様な処理忘れを防止するために、継続適用を条件に、購入時に課税仕入扱いをする処理が好ましいと思われる。

ウ 課税・非課税・不課税の判定について（意見）

当事業は、消費税の申告の方法を基準期間の課税売上高が 5,000 万円を超えていることから、原則的方法により申告している。申告内容で注意しなければならないのが、課税、非課税、不課税の判定の問題である。消費税の課税要件は、「日本国内において、事業者が事業として、対価を得て行なわれる、資産の譲渡及び貸付並びに役務の提供をいう」とされており、この要件に 1 つでも外れると、それは消費税の対象外となり、不課税を意味する。また、消費税法では、この要件には全て該当するが、政策的配慮から非課税項目を明確にし、混乱を防止している。よって、不課税でもない、非課税でもない取引は、課税取引となると考えられる。

当事業の取引に関して、課税、非課税、不課税の判断に誤りがないか確認したところ、数点誤りが見受けられた。特に、非課税と不課税に対する考え方が不明確であり混在していることが判明した。今後において、消費税の改正により、課税売上割合の 95%ルールは撤廃されることから、より厳格に区分経理さ

れることが要求される。

(3) 下水道事業会計

①概要

長野市の下水道は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備事業により全戸水洗化を目指している。

このうち公共下水道事業は、単独公共下水道、千曲川流域関連公共下水道及び特定環境保全公共下水道により、整備を進めている。

単独公共下水道事業は、昭和6年に都市計画事業の一環として計画されたが、諸般の事情により中止となった。その後昭和28年3月に、文化都市・観光都市としての発展を期待し、JR長野駅から善光寺までの市街地中心部261.2haを対象に事業認可を取得、分流式による公共下水道第1期計画に着手した。昭和34年11月には、南部終末処理場が一部完成し、活性汚泥法による高級処理を開始した。

その後、市街地周辺の急速な都市化とそれに伴う河川汚濁に対するため、昭和49年9月東部終末処理場（東部浄化センター）の新設を含めた事業認可を取得、昭和56年8月に同処理場を供用開始した。なお、平成9年4月には、南部終末処理場が老朽化したことからこれを廃止し、東部終末処理場に統合された。現在の計画面積は、犀川以北の3,221.5haとなっている。

千曲川流域関連公共下水道事業は、下流処理区と上流処理区があり、長野市北部、東部、篠ノ井、川中島、更北、若穂、松代及び豊野地区を対象として、整備面積6,454.6haが計画されている。

下流処理区は昭和61年12月の190.0haの事業認可を取得、平成3年3月に下流処理終末処理場（クリーンピア千曲）を供用開始し、上流処理区は、平成4年7月に720.0haの事業認可を取得、平成8年10月に上流処理区終末処理場（アクアパル千曲）を供用開始した。なお旧豊野町の公共下水道事業（計画面積306.0ha）は、下流処理区に編入し上下水道局でその事業を所管している。

特定環境保全公共下水道事業には飯綱処理区のほか、若穂地区と松代区の一部を対象にした下流処理区、平成21年度より市長部局（産業振興部）より上下水道局へ一元化された旧戸隠高原処理区と豊岡処理区、旧鬼無里村処理区がある。また平成21年1月の合併により、旧信州新町の新町処理区と旧中条村の中条処理区も上下水道局へ移管された。飯縄処理区は、平成3年2月に103.0haの事業認可を取得、平成12年11月に一部を供用開始した。戸隠

高原処理区は、平成 4 年 1 月に 85.0ha の事業認可を取得、平成 11 年 3 月に一部を供用開始した。鬼無里処理区は、平成 7 年 1 月に 49.0ha の事業認可を取得、平成 10 年 3 月に一部を供用開始した。新町処理区は、平成 6 年 12 月に 49.0ha の事業認可を取得、平成 14 年 4 月に一部を供用開始した。新町処理区は、平成 9 年 12 月に 49.0ha の事業認可を取得、平成 11 年 4 月に一部を供用開始した。中条処理区は、平成 9 年 12 月に 57.0ha の事業認可を取得、平成 14 年 9 月に一部を供用開始した。計画面積は合計で 1,276.5ha となっている。

農業集落排水事業は、平成 6 年に信田東部地区を供用開始してから、平成 19 年に山布施地区を供用開始するまで、22 地区の整備を完了した。浄化槽整備事業は、市が設置管理する戸別浄化槽事業が、平成 7 年に鬼無里地区で開始され、戸隠、信州新町、中条地区で実施している。また、市が補助金を交付して設置を支援する設備補助金制度（合併処理浄化槽設置事業補助金・環境部所管）が旧長野市、豊野、大岡地区で実施されている。平成 21 年度末における下水道の普及率は長野市全体で 89.4%となっている。

②決算諸表

平成 22 年度長野市下水道事業損益計算書

(平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで)

(税抜き)

(単位千円)

1	営業収益		
	(1) 下水道使用料	6,909,885	
	(2) その他営業収益	26,502	6936387
		<hr/>	
2	営業費用		
	(1) 排水設備費	75,750	
	(2) 管渠費	278,554	
	(3) 処理場費	886,175	
	(4) ポンプ費	17,065	
	(5) 浄化槽費	45,531	
	(6) 業務費	1,312,008	
	(7) 総務費	165,472	
	(8) 減価償却費	4,564,989	

(9) 資産減耗費	5,799	7,351,343	
営業損失			414956
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	15,932		
(2) 他会計負担金	3,057,300		
(3) 雑収益	312,795	3386027	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	2,920,519		
(2) 雑支出	50,195	2970714	415313
経常利益			356
当年度純利益			356
前年度繰越利益剰余金			0
当年度未処分利益剰余金			356

平成22年度長野市下水道事業貸借対照表

(平成23年3月31日)

(税抜き)

(単位千円)

資産の部

1 固定資産		
(1) 有形固定資産		
イ 土地		3,170,818
ロ 建物	9,542,002	
減価償却累計額	1,239,235	8,302,767
ハ 構築物	267,181,754	
減価償却累計額	48,864,276	218,317,478
ニ 機械及び装置	14,319,309	
減価償却累計額	3,547,914	10,771,395
ホ 車両運搬具	89,885	
減価償却累計額	57,342	32,543
ヘ 工具器具及び備品	104,103	
減価償却累計額	94,539	9,564

ト 建設仮勘定	2,114,092		
有形固定資産合計		242,718,657	
(2) 無形固定資産			
施設利用券	10,489,223		
無形固定資産合計		10,489,223	
固定資産合計			253,207,880
2 流動資産			
(1) 現金預金		5,206,317	
(2) 未収金		3,304,408	
(3) 仮払金		202	8,510,927
流動資産合計			261,718,807
資産合計			
負債の部			
3 固定負債			
(1) 引当金			
退職給与引当金		237,684	
(2) 企業債		309,021	
固定負債合計			546,705
4 流動負債			
(1) 未払金		2,096,588	
(2) 預り金		1,568	
流動負債合計			2,098,156
負債合計			2,644,861
資本の部			
5 資本金			
(1) 自己資本金		5,316,370	
(2) 借入資本金			
企業債			
借入資本金合計	122,233,744		
資本金合計		122,233,744	
			127,550,114
6 剰余金			

(1) 資本剰余金			
イ	国庫補助金	82,169,365	
ロ	他会計負担金	29,211,364	
ハ	工事負担金	7,131,436	
ニ	受益者負担金	10,570,760	
ホ	受増財産評価額	2,030,640	
ヘ	貸付事業剰余金	36,871	
ト	その他資本剰余金	373,040	
	資本剰余金		131,523,476
(2) 利益剰余金			
	当年度未処分利益剰余金	356	
	利益剰余金合計		356
	剰余金合計		131,523,832
	資本合計		259,073,946
	負債資本合計		261,718,807

③消費税等の申告等

平成22年4月1日～平成23年3月31日 (単位:千円)

ア課税標準額	7,243,425	(a) 課税売上高 (税抜)	7,243,425
		(b) 非課税売上高	42,319
		(c) 不課税収入	11,775,544
		(d) 内特定収入	5,050,867
		課税売上割合 (a) / (a) + (b)	99.4%
		特定収入割合 (d) / (a) + (b) + (d)	40.9%
イ消費税額 (ア×4%)	289,737		
ウ仕入控除税額 (a)-(b)	120,713	(a) 課税仕入れに係る税額	313,126
		課税仕入れ 8,219,558×4/105	
		(b) 特定収入に係る税額	192,413
		5,050,867×4/105	

エ貸倒れに係る税額	371	不納欠損額 9,744×4/105
オ差引消費税納付額 (イーウーエ)	168,653	
地方消費税額 (オ×25%)	42,163	

④監査の結果等

平成21年度及び22年度についての課否判定の網羅性、課否判定区分の妥当性について特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算過程について監査した結果下記の課税区分、特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算過程、課税売上高の計上年度及び特別会計の計上区分に不適切な処理があった。また帳簿を電磁的記録で保存する場合は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（以下「電子帳簿保存法」という。）の承認を受けることを検討されたい。

ア 平成21年度の課税区分が適切でない処理（指摘）

雑収入（その他雑収入）で7千円不納欠損処理した下水道使用料の納付額を不課税として処理しているが課税売上となり課税区分が適切でない。

イ 平成21年度の町村合併及び特別会計統合処理の課税計算が不適切(指摘)

信州新町及び中条村の市町村合併及び法非適の戸隠下水道事業特別会計、鬼無里下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の特別会計統合に伴う引継未収入金について受益者分担金5,227千円の収入額を特例的収入として課税売上しているが、課税の対象外であり課税区分が適切ではない。また引継未払金の決算額を課税仕入等として特例的支出として課税仕入等の区分をしているが課税対象外であり適切ではない。

法非適の戸隠下水道事業特別会計、鬼無里下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計を公営企業会計に引き継ぐ際、これらの特別会計での使用料の未収入金を引き継いだ。それぞれの特別会計ではこれらの未収入金に対応する使用料について課税売上としていなかったため、未収入金の入金を課税売上とみなし消費税の申告をしていた。これらの未収入金はそれぞれの特別会計における課税売上とすべきであり、課税年度も平成20年度に計上すべきあり適切な処理ではない。また合併により引継いだ信州新町及び中条村からの引継未収入金の入金も被合併の信州新町及び中条村が負担すべき課税売上であると判断できる。引継未払金も同じく平成20年度のそれぞれの町村及び特別会計で課税仕入等として計算すべきであり適切ではなかった。

ウ 平成22年度特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算過程を消費税法基本通達16-2-2(2)二等により特定収入以外に按分 (意見)

特定収入と特定収入以外の区分については消費税法基本通達16-2-2(2)の方法により区分されるが用途が不明な金額については消費税法基本通達16-2-2(2)二等により按分することにより消費税額を減額できるので検討されたい。

一般会計繰入金の特定収入と特定収入以外の区分は平成22年積算内訳で特定されている。収益的収入の一般会計負担金3,057,300千円の内128,727千円を物件費(特定収入)に2,928,572千円を企業債利息、人件費(特定収入以外)に充当したとしている。上記特定収入とされる額の内には平成21年度に統合した事業の維持管理費の不足を補てんするもの(維持管理負担金)99,782千円が含まれ、この全て物件費等として課税仕入等に係る特定収入の額とする処理については、必ずしも維持管理の不足額の補てんが全て物件費だけでなく、人件費の補てん等課税仕入れのみに用途が特定されない維持管理負担金もあると考えられる。このため全てを課税仕入等に係る特定収入の額とする処理は適切ではないと判断される。この場合、例えば収益的収入の不明分の按分を消費税法基本通達16-2-2(2)二等により課税支出割合(0.307)により按分すると、課税仕入等以外に用途が特定される収入は69,149千円となり、結果として3,292千円節税することができる。

一方資本的収入の一般会計負担金2,224,700千円の内2,112,822千円については工事請負費等の企業債償還金(特定収入)に、111,877千円を補助金及び企業債償還金(特定収入以外)に充当したとしている。この特定収入とされる金額には汚水分資本費に対する繰出基準外の繰入金(企業債償還金負担金)1,196,558千円が含まれている。

この企業債償還金額を全て課税仕入れのための借入金の元金償還とし課税仕入等に係る特定収入の額とすることは仕入控除税額を過小にしており、消費税納税額を過大にする結果となり計算過程が適切ではないと判断される。例えば企業債償還金に充当された他会計補助金の用途を償還台帳の通算課税仕入財源割合(0.89)で按分すると課税仕入等以外に用途が特定される金額は131,621千円となり、結果として6,267千円節税することができる。

合理的に特定収入以外とできる部分を消費税法基本通達16-2-2(2)二等の方法で按分することで納付消費税額を軽減することを検討されたい。

エ 帳簿及び請求書等の保存について (意見)

消費税法第30条第7項において、課税事業者は課税仕入れ等の税額控除を

受けるためには、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等を保存しなければならないと規定し、帳簿については、帳簿の閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、請求書等については受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間とされている。

帳簿については上下水道局経営管理課の平成22年度ファイル基準表によると総勘定元帳兼内訳簿等は電磁的記録を含め保存年限を10年、請求書等の支払証拠書類(支払調書)も10年としており適法な保存がされている。実務では帳簿及び伝票(支払調書の表紙)は電磁的記録でも保存されている。電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の保存年数については必ずしも明示されていないので保存年数を明示することを検討されたい。また帳簿を電磁的記録で保存する場合は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下「電子帳簿保存法」という。)の承認を受けることを検討されたい。

オ 過年度の調定洩れによる課税売上の処理 (意見)

平成23年度で発表された過年度の調定洩れによる消費税の課税処理に当たっては、申告すべき課税年度に十分留意して申告されたい。

(4)病院事業会計

①概要

1 沿革

昭和51年	市制80周年記念事業の選定において、市民総合病院の建設が決定
昭和52年	「長野市医療施設整備協議会」設置
昭和54年	「長野市民病院建設基金条例」制定
昭和60年	「長野市医療施設調査研究委員会」設置
昭和62年	「長野市公的医療施設建設審議会」設置
平成02年	「長野市公的医療施設基本構想検討委員会」設置
平成03年	「長野市民病院」開設許可、「財団法人長野市保健医療公社」設立
平成04年	基本・実施設計決定、「法定長野市病院事業設置条例」制定

※建設財源 総額 213 億円(積立基金 111 億円、国庫補助 2 億円、起債 100 億円)

- 平成 07 年 長野市民病院建設工事竣工(1 月)
6 診療科・150 床で開院(6 月 1 日)
- 平成 08 年 10 診療科・254 床
- 平成 09 年 16 診療科・300 床
- 平成 10 年 19 診療科
- 平成 12 年 外来・手術部門等 増改築工事竣工(3 月)
20 診療科
- 平成 15 年 21 診療科
C T・MR 棟等 増改築工事竣工(3 月)
「財日本医療機能評価機構」病院機能評価 ver.4.0 認定(10 月)
臨床研修病院指定(10 月)
- 平成 18 年 財団法人長野市保健医療公社が長野市民病院の指定管理者となる(4 月)
7 : 1 看護体制取得(10 月)
- 平成 19 年 地域がん診療連携拠点病院指定(1 月)
新南病棟 1 階供用開始(4 月)
- 平成 20 年 南館(100 床)等 増改築工事竣工(2 月)
22 診療科・400 床(4 月)
「長野市民病院・医師会 急病センター」稼働(4 月)
「財日本医療機能評価機構」病院機能評価 ver.5.0 認定更新(1 月)
- 平成 21 年 28 診療科(7 月)
長野市景観賞(中央棟・南病棟)
- 平成 22 年 地域医療支援病院承認(9 月)
29 診療科(10 月)

2 基本理念

(1)長野市民病院の理念

私ども職員は、患者・市民の皆様と手を携え、地域に開かれた病院としての医療を実践します

ア 命のいとおしさを大切に、人間味あふれる医療を提供します

イ 医療水準の向上に努め、高度で良質、安全な医療を提供します

ウ 個人の人権と意思を尊重し、情報の開示、説明と同意を基本とす

る医療を提供します

エ 地域の保健、医療、福祉機関等との機能分担に配慮し、円滑な連携を図ります

(2)患者様の権利

私ども職員は、患者さま誰もが持つ権利を尊重する医療の実現に努めます

ア よりよい医療サービスを受ける権利

イ 常に人間としての尊厳を保つ権利

ウ 医療上の情報提供と十分な説明を受ける権利

エ 自分で選び、自分で決める権利

オ プライバシーが保護される権利

3 施設概要

(1)市民病院の概要

(平成 23.4.1)

病 院 の 名 称	長野市民病院
所 在 地	長野市大字富竹 1333 番地 1
敷 地 面 積	56,455.17 m ²
延 床 面 積	33,188.33 m ²
構 造	鉄筋コンクリート一部鉄骨鉄筋コンクリート造
階 数	地上 5 階 塔屋 1 階
診 療 科 目	内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎(じん)臓内科、神経内科、内分泌・代謝内科、緩和ケア内科、外科、呼吸器外科、消化器外科、脳神経外科、乳腺(せん)外科、整形外科、形成外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、病理診断科、救急科、歯科、歯科口腔(くう)外科、麻酔科、放射線診断科、放射線治療科
病 床 数	一般病床 400 床 (内 ICU 6 床 HCU 24 床)
病 棟 数	10 病棟 (3 階西 3 階東 4 階東 5 階西 5 階東 2 階南 3 階南 ICU HCU)
診 療 日	月曜日～金曜日。ただし祝日、年末年始を除く。
外 来 受 付 時 間	午前 8 時 30 分～午前 11 時 30 分
面 会 時 間	午後 3 時から午後 7 時 (土・日・休日午前 10 時から午後 7 時)
主な医療機器	リニアック (放射線深部治療装置) MR I (磁気共鳴断層撮影装置)

	血管撮影装置 C T スキャナーシステム 調剤自動化システム 高気圧酸素治療機 内視鏡検査システム 関節鏡下手術システム 腹腔鏡下・胸腔鏡下手術システム 対外衝撃波結石破碎装置 検体検査自動化システム 免疫検査測定システム 眼科硝子体手術システム 尿自動分析装置 定位放射線治療システム 前立腺癌密封小線源治療支援システム 脳神経外科用手術顕微鏡システム 乳房撮影装置（マンモグラフィ） 単純撮影装置 放射線 T V 装置 病理遠隔画像診断支援システム
--	--

市民病院は、長野市が開設したものであるが、民間の経営感覚を取り入れるため、開院当初から病院の管理は財団法人長野市保健医療公社に委託するとともに、経営の効率化を図るため、医療事務、清掃、患者給食、物流管理等の業務についても専門業者に委託して行っている。

なお、平成 18 年度からは、財団法人長野市保健医療公社を指定管理者としている。

(2) 市民病院の状況

区分 年度	外来患者数 (人)	入院患者数 (人)	手術件数 (件)	時間外救急外来患者数 (人)
22 年度	213,762	116,626	3,638	13,730
21 年度	211,692	112,182	3,529	16,017

② 決算諸表

平成 22 年度 長野市病院事業損益計算書

(平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで)

(税抜き)
(単位 千円)

1 医業収益			
(1) 入院収益	6,018,097		
(2) 外来収益	2,816,955		
(3) その他医業収益	<u>910,162</u>	9,745,214	
2 医業費用			
(1) 給与費	38,672		
(2) 経費	10,173,257		
(3) 減価償却費	924,508		
(4) 資産減耗費	<u>1,233</u>	<u>11,137,671</u>	
医業損失			1,392,456
3 医業外収益			
(1) 受取利息配当金	250		
(2) 他会計補助金	207,953		
(3) 他会計負担金	786,227		
(4) その他医業外収益	<u>445,584</u>	1,440,016	
4 医業外費用			
(1) 支払利息及び企業債 取扱諸費	440,797		
(2) 繰延勘定償却	17,170		
(3) 雑損失	<u>6,647</u>	<u>464,614</u>	<u>975,401</u>
経常損失			417,054
当年度純損失			417,054
前年度繰越欠損金			<u>2,142,469</u>
当年度未処理欠損金			<u><u>2,559,524</u></u>

平成 22 年度 長野市病院事業剰余金計算書

(平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで)

(税抜き)
(単位 千円)

利益剰余金の部

I 欠損金		
1 前年度未処理欠損金		2,142,469
2 当年度純損失		<u>417,054</u>
当年度未処理欠損金		<u><u>2,559,524</u></u>

資本剰余金の部

I	国庫補助金		
1	前年度末残高	386,185	
2	前年度処分額	0	
3	当年度発生高	0	
4	当年度処分額	<u>0</u>	
5	当年度末残高		386,185
II	他会計補助金		
1	前年度末残高	7,597,191	
2	前年度処分額	0	
3	当年度発生高	174,392	
4	当年度処分額	<u>26,177</u>	
5	当年度末残高		<u>7,745,406</u>
	翌年度繰越資本剰余金		<u>8,131,591</u>

平成 22 年度 長野市病院事業欠損金処理計算書

		(税抜き)
		(単位 千円)
1	当年度未処理損失金	2,559,524
2	欠損金処理額	<u>0</u>
3	翌年度繰越欠損金	<u>2,559,524</u>

平成 22 年度 長野市病院事業貸借対照表

(平成 23 年 3 月 31 日)

		(税抜き)
		(単位 千円)
		資 産 の 部
1	固定資産	
(1)	有形固定資産	
イ	土地	1,984,900
ロ	建物	15,095,443
	減価償却累計額	<u>3,541,352</u>
		11,554,090
ハ	構築物	6,703,026
	減価償却累計額	<u>1,998,443</u>
		4,704,582
ニ	機械備品	7,242,256
	減価償却累計額	<u>2,865,447</u>
		<u>4,376,808</u>

有形固定資産合計		<u>22,620,382</u>	
固定資産合計			22,620,382
2 流動資産			
(1) 現金預金	1,322,846		
(2) 未収金	<u>1,561,594</u>		
流動資産合計			2,884,440
3 繰延勘定			
(1) 控除対象外消費税額	<u>300,997</u>		
繰延勘定合計			<u>300,997</u>
資産合計			<u>25,805,820</u>
負債の部			
4 流動負債			
(1) 未払金	<u>248,619</u>		
流動負債合計			<u>248,619</u>
負債合計			<u>248,619</u>
資本の部			
5 資本金			
(1) 自己資本金	6,240,484		
(2) 借入資本金			
イ 企業債	<u>13,744,649</u>		
借入資本金合計	<u>13,744,649</u>		
資本金合計			19,985,133
6 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 国庫補助金	386,185		
ロ 他会計補助金	<u>7,745,406</u>		
資本剰余金合計		8,131,591	
(2) 欠損金			
イ 当年度未処理欠損金	<u>2,559,524</u>		
欠損金合計	<u>2,559,524</u>		
剰余金合計			<u>5,572,067</u>
資本合計			<u>25,557,200</u>
負債資本合計			<u>25,805,820</u>

収 益 費 用 明 細 書

(1) 収 益

(税抜き表示 単位：千円)

款	項	目	節	金額	備考
病院事業収益	医業収益	入院収益		11,185,231	
				9,745,214	
		外来収益		6,018,097	
			入院収益	6,018,097	
		その他医業 収益		2,816,955	
			外来収益	2,816,955	
			910,162		
			171,885		
			272,355		
			385,503	(注 1)	
		80,418			
	医業外収 益		1,440,016		
		受取利息及 び配当金	250		
			250		
		他会計補助 金	207,953		
			207,953	(注 2)	
		他会計負担 金	786,227		
		786,227	(注 3)		
	445,584				
	445,584				

(注 1)他会計負担金の内訳

救急医療 385,503 千円

(注 2)一般会計補助金の内訳

起債利息 166,234 千円

市事務費 41,719 千円

(注 3)一般会計負担金の内訳

高度医療 289,191 千円
 リハビリ医療 85,652 千円
 小児医療 84,975 千円
 院内保育所 22,939 千円
 医師等の研究研修費 28,908 千円
 起債利息 274,562 千円

(2) 費用

(税抜き表示 単位:千円)

款	項	目	節	金額	備考	
病院事業費用	医業費用			11,602,286		
				11,137,671		
			給与費		38,672	
			給料	18,988	(注1)	
			手当等	13,407	(注2)	
			法定福利費	6,143	(注3)	
			報酬	133	(注4)	
			経費		10,173,257	
			旅費交通費	206		
			需用費	283		
			役務費	962		
			燃料費	13,318		
			賃借料	1,098		
			負担金	396		
			補助交付金	10,170,296		
			減価償却費		924,508	
			建物減価償却費	399,101		
			構築物減価償却費	134,265		
			機械備品減価償却費	391,141		
	資産消耗費		1,233			
	固定資産除却費	1,233				
医業外費用		464,614				
支払利息及び企業債取扱諸費		440,797				
企業債利息	440,797					

		繰延勘定償却		17,170	
			控除対象外消費税額 償却	17,170	
		雑損失		6,647	
			その他雑損失	6647	

(注1) 予算額 20,138 千円

(注2) 予算額 14,458 千円

(注3) 予算額 6,249 千円

(注4) 予算額 210 千円

③消費税等の申告書等

(単位：千円)

ア 課税標準額	902,117	(a) 課税売上高 (税抜)	902,117
		(b) 非課税売上高	8,815,933
		(c) 不課税収入	2,215,315
		(d) 内特定収入	192,411
		課税売上割合 (a)/(a) + (b)	9.2%
		特定収入割合 (d)/(a) + (b) + (d)	2.0%
イ 消費税額 (ア × 4%)	36,084		
ウ 仕入控除税額 (a) - (b) 一括比例配分方式	999	(a) 課税仕入れに係る税額	999
		① 課税仕入れ 282,706 × 4/105 × 課税 売上割合 = 999 ② 返還等対価に係る税 額 0 ① + ② = 999	
		(b) 特定収入に係る税額	0
エ 差引消費税納税額 (イ - ウ)	35,084		
オ 地方消費税額 (エ × 25%)	8,771		

④監査の結果等

指定管理者負担金について（意見）

当病院事業会計は、本則課税適用事業者に付

外部監査の手法

①収入支出の課否判定の網羅性

②収入支出の課否判定区分の妥当性検討

③特定収入の使途の特定の妥当性検討

④特定収入割合の計算の妥当性検討については、特定収入割合が、2.0%と5%以下に付き課税仕入れ等の税額の調整は不要であるため、通常の場合により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入税額として申告書の作成を行っている。

上記①②③及び④について検討した結果、問題事項は発見されなかった。ただ、下記事項については、消費税等の節税の観点から意見を述べたい。

長野市民病院の指定管理者による管理に関する基本協定書

第 29 条（診療報酬交付金）	9,385,958,795 円
第 30 条（政策的医療交付金）	683,914,000 円
第 32 条（管理運営交付金）	100,423,545 円
合 計	10,170,296,340 円

上記の額を協定書に基づき長野市は(財)長野市保健医療公社へ補助交付金として支払っている。

一方、

第 33 条（指定管理者負担金）	314,114,806 円
第 34 条（病院事業会計共通経費負担金）	45,056,707 円
合 計	359,171,513 円

を指定管理者の協定上受け入れている。

支払いの補助交付金 10,170,296,340 円の金額は、不課税として処理されている。

一方、指定管理者負担金 314,114,806 円は、課税対象とされ、課税（本体）299,156,959 円と消費税等額 14,957,847 円に分けられ、共通経費負担金 45,056,707 円は不課税で処理されている。

そこで、

長野市民病院の指定管理者による管理に関する年度協定書

第 6 条（指定管理者負担金）

基本協定書第 33 条第 1 項に定める指定管理者負担金の額は、協定期

間の病院事業会計に計上される次の各号に掲げる費用の額を合算した
ものとする。

(1) 減価償却費

(2) 資産減耗費

2 前項に定める負担金は、協定期間の末日に一括納入するものとする。

3 甲は、基本協定書第 33 条第 1 項のただし書きにより、第 1 項に定め
る負担金を減免するものとする。

第 7 条（病院事業会計共通経費負担金）

基本協定書第 34 条第 1 項に定める病院事業会計共通経費負担金の
額は、病院事業会計の協定期間の収益的収入に係る仮受消費税相当額
とする。

2 前項に定める負担金は、協定期間の末日に一括納入するものとする。
と年度協定書にある。

ここで、消費税等の視点から問題となるのは、指定管理者負担金に係
る消費税等であり、甲と乙との間で基本協定書・年度協定書に基づいて
資金移動が行われていることに因り発生する消費税等 14,957,847 円であ
る。

現在の年度協定書第 6 条の条文からすると、消費税等の処理は、適正
になされているが、協定書の条文の内容並びに勘定科目等を検討すること
により、消費税等の発生を現状より抑えることができると思われる。

平成 22 年度の支払消費税等額（年額）43,856,100 円に占める指定管理
者負担金に係る消費税等額 14,957,847 円は余りにも過大なのではないかと
思料する。

因みに同様の視点で平成 21 年度 20 年度を検討してみると、

平成 21 年度の支払消費税等額（年額）41,719,200 円のうち、指定管理
者負担金に係る消費税等額 17,038,093 円

平成 20 年度は、支払消費税等額（年額）24,376,500 円で、指定管理者
負担金は 0 円であった。

結論として、具体的な方法とすれば、長野市から財団法人長野市保健
医療公社へ交付する「政策的医療交付金」と、逆に財団法人長野市保健
医療公社から長野市へ支払う「指定管理者負担金」が可能な限り相殺す
ることで、上記の件が節減効果をもたらす。

※長野市民病院の指定管理者による管理に関する年度協定書
第 7 条（病院事業会計共通経費負担金）

仮受消費税相当額とあるのを、仮受消費税及び地方消費税相当額と訂正されたい。

(5) 戸隠観光施設事業会計

① 概要

観光資源に恵まれている戸隠地区において、夏期は戸隠キャンプ場を、冬期には戸隠スキー場を経営しており、いずれも戸隠地区の観光産業を担う中核施設である。

平成 21 年度から指定管理者制度を導入し、社団法人長野市開発公社が利用料金制により管理運営を行っている。

平成 22 年度の施設設備は、戸隠スキー場において中社ゲレンデベアスエリアにトイレ・駐車場を建設した。また、平成 23 年度までの 3 カ年計画で実施している農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（戸隠地区活性化計画）の戸隠キャンプ場・牧場再整備では、区画サイト・トレーラーサイトの造成をはじめ、バンガロー・トイレ棟・シャワー棟・乗馬設備の馬房等を新築し、更なる利便性の向上を図ることにより収益の改善を目指している。

(単位：円、消費税込み)

区 分	平成 22 年度	平成 21 年度	年度別比較	
			増 減	率(%)
スキー場利用者数(人)	100,722	109,234	△ 8,512	92.2
旅客運搬収入	183,666,091	202,039,818	△ 18,373,727	90.9
雑収入	5,803,571	6,385,677	△ 582,106	90.9
レンタル収入	7,305,188	5,782,795	1,522,393	126.3
除雪収入	13,876,352	13,544,867	331,485	102.4
スキー場収入合計	210,651,202	227,753,157	△ 17,101,955	92.5
キャンプ場利用者数(人)	38,003	40,116	△ 2,113	94.7
キャンプ収入	47,149,500	47,982,800	△ 833,300	98.3
売店売上	7,994,295	8,331,601	△ 337,306	96.0
雑収入	704,313	822,067	△ 117,754	85.7
水道施設分担金(市収入)	838,000	838,000	0	100.0

キャンプ場収入合計	56,686,108	57,974,468	△ 1,288,360	97.8
食堂収入	43,994,697	56,295,440	△ 12,300,743	78.1
売店収入	15,237,355	11,518,005	3,719,350	132.3
食堂収入合計	59,232,052	67,813,445	△ 8,581,393	87.3
収入総合計	326,569,362	353,541,070	△ 26,971,708	92.4

注) 指定管理者の決算数値を転載

キャンプ場収入には、毛布・シャワー等料金を含む。

② 決算諸表

損益計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 索道事業収益	0		
(2) 野営場事業収益	798		
(3) 施設貸付収益	28,342	29,140	
2 営業費用			
(1) 索道事業費	15,204		
(2) 野営場事業費	9,026		
(3) 食堂事業費	11,909		
(4) 総係費	9,193		
(5) 有形固定資産減価償却費	67,872		
(7) 資産減耗費	101	113,307	
営業損失			84,167
3 営業外収益			
(1) 他会計補助金	7,418		
(2) 雑収益	289	7,708	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	6,885		
(2) 繰延勘定償却	8,192		
(3) 雑支出	814	15,892	△ 8,183
経常損失			92,351
当年度純損失			92,351

前年度繰越欠損金	1, 195, 909
当年度未処理欠損金	1, 288, 260

剰余金計算書

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

(単位：千円)

利益剰余金の部

1 欠損金		
(1) 前年度未処理欠損金	1, 195, 909	
(2) 前年度欠損金処理額	0	
(3) 当年度純損失	92, 351	
当年度未処理欠損金	1, 288, 260	

資本剰余金の部

1 補助金等		
(1) 前年度末残高	10, 000	
(2) 前年度処分額	0	
(3) 当年度発生高		
1) 国庫支出金	15, 000	
2) 県支出金	110, 900	125, 900
(4) 当年度処分額		
1) 特定収入仮払消費税 及び地方消費税	5, 995	5, 995
(5) 当年度末残高		129, 904
翌年度繰越資本剰余金		129, 904

欠損金処理計算書

(単位：千円)

1 当年度未処理欠損金	1, 288, 260
2 欠損金処理額	0
3 翌年度繰越欠損金	1, 288, 260

貸借対照表

平成 23 年 3 月 31 日

(単位：千円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

ア土地		3,248	
イ建物	761,183		
減価償却累計額	417,705	343,477	
ウ構築物	811,616		
減価償却累計額	379,540	432,076	
エ機械及び装置	2,098,445		
減価償却累計額	1,692,816	405,628	
オ車両及び運搬具	52,732		
減価償却累計額	50,095	2,636	
カ器具及び備品	4,238		
減価償却累計額	3,673	565	
有形固定資産合計			1,187,633
(2) 無形固定資産			0
(3) 投資			0
固定資産合計			1,187,633

2 流動資産

(1) 現金預金			4,454
(2) 未収金			53,117
(3) 有価証券			600
流動資産合計			58,172

3 繰延勘定

(1) 開発費			27,361
繰延勘定合計			27,361

資産合計			1,273,166
------	--	--	-----------

負債の部

4 固定負債		
(1) 他会計借入金		430,000
固定負債合計		<u>430,000</u>
5 流動負債		
(1) 一時借入金		40,000
(2) 未払金		31,857
流動負債合計		<u>71,857</u>
負債合計		<u>501,857</u>

資本の部

6 資本金		
(1) 自己資本金		951,692
(2) 借入資本金		
ア企業債	396,000	
イ他会計借入金	581,972	
借入資本金合計	<u>977,972</u>	
資本金合計		<u>1,929,665</u>
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
ア補助金等	129,904	
資本剰余金計	<u>129,904</u>	
(2) 欠損金		
ア当年度未処理欠損金	1,288,260	
欠損金合計	<u>1,288,260</u>	
剰余金合計		<u>△ 1,158,355</u>
資本合計		<u>771,309</u>
負債資本合計		<u><u>1,273,166</u></u>

③ 消費税等の申告書等

(単位：千円)

ア課税標準額	29,146	(a)課税売上高(税抜)	29,146
		(b)非課税売上高	29,815
		(c)不課税収入	314,731
		(d)うち特定収入	131,012
		課税売上割合 (a)/(a)+(b)	49.43%
		特定収入割合 (d)/(a)+(b)+(d)	69.0%
イ消費税額 (ア×4%)	1,165		
ウ仕入控除税額 (a)-(b) 個別対応方式	8,588	(a)課税仕入れに係る税額	13,579
		(課税仕入れ 356,466×4/105)	
		(b)特定収入に係る課税仕入れの税額	4,990
		(特定収入 131,012×4/105)	
エ差引消費税納付額(イ-ウ)	△7,422	左の△印は還付金を意味する。	
オ地方消費税額 (エ×25%)	△1,855		

④ 監査の結果等 庁舎利用権の売却について (指摘)

収益的収入の中に無形固定資産売却益 29,815,567 円がある。これは、貸借対照表の無形固定資産に記載されている庁舎利用権 29,815,567 円を、帳簿価額で一般会計に売却したときの売却額である。

平成 5 年度に戸隠村役場庁舎建設の財源として戸隠村観光施設事業会計(現戸隠観光施設事業会計)から戸隠村一般会計へ 38,000,000 円の貸付を行った。平成 5 年度から 7 年度までは長期貸付金として処理されている。平成 8 年度に一般会計からの貸付金の返済が不可能との判断から、当事業会計で庁舎を利用する応分の分担金(庁舎利用権)として無形固定資産に振り替えた。これは、平成 5 年の役場庁舎建設の際、当事業会計も役場庁舎を利用するのであるから、相応の負担をすべきであるとの協議の結果、資金を拠出した経緯による。それ以降、毎年無形固定資産の減価償却を行い、平成 21 年度末における資産残高は 29,815,567 円である。

平成 21 年度から当事業会計の施設運営が指定管理者に移行したことに伴い、当庁舎での当事業会計の事務所利用がなくなった。この現状を踏ま

えて、一般会計で当該資産を購入するのが妥当との判断から当該資産を購入した。そして、平成 22 年度に一般会計において公有財産の利用権の売買として、公有財産購入費から支出されている。

各年度の会計処理を適正と考えて庁舎利用権の売却と解すれば資産の譲渡にあたる。課税非課税の区分については、消費税法に規定する非課税売上げには該当しないため課税売上げになる。しかし、当事業会計の申告書において庁舎利用権は非課税売上げに区分している。当該資産の売却額を 29,815,567 円(税込)として計算をやり直すと、当年度の還付額は 7,808,445 円となり、当初の還付額は 9,278,618 円であるので、修正申告をして 1,470,100 円を納付する必要がある。

この件については申告後、税務署より、庁舎利用権は実態がないため資産の譲渡とはみなされないので、一般会計からの繰入金とみなし、不課税の特定収入（用途不特定）であるとの指摘があった。特定収入として消費税計算をすると、約 550 万円を納付することになる。最終的には、当事業会計では、庁舎利用権の売却は無形固定資産の売却（課税売上げ）と解して修正申告を行い、1,470,100 円を納付した。

3 法 人

(1) 社団法人長野市開発公社

①概要

1 目的及び事業

(1) 目的

公社は、長野市が策定する開発計画に沿って積極的に地域の開発を図り、その資源を活用することにより、住民の福祉の向上に資することを目的とする。

(2) 事業

公社は、上記の目的を達成するため、以下に掲げる事業を行う。

- ・地域開発のための調査及び実施計画の樹立
- ・霊園の造成、分譲及び管理
- ・地域住民のための保健、レクリエーション、休養等の施設の建設及び運営
- ・住宅用地等の取得、造成、分譲及びあっ旋
- ・公共的施設の受託運営
- ・その他、公社の目的を達成するために必要な事業

2 公社の概要

- ・資産 2,417,884 千円 (内訳 基本財産 3,000 千円 運用財産 2,414,884 千円)
- ・市の出資金 53,000 千円
- ・役職員 理事長 1 人 副理事長 1 人 常務理事 1 人 理事 9 人
監事 2 人
派遣職員 4 人 公社職員 71 人 嘱託等 64 人

3 主要事業 (H23 年 4 月現在)

- ・保健休養施設事業 (国民宿舎松代荘、いこいの村アゼィリア飯綱)
- ・霊園事業
- ・千曲川リバーフロントスポーツガーデン事業 (グラウンド、クラブハウス部分指定管理事業)
- ・戸隠スキー場、キャンプ場、牧場指定管理事業
- ・飯綱高原スキー場、キャンプ場、ボート場指定管理事業
- ・飯綱高原屋外市民ホール指定管理事業、飯綱高原運動広場指定管理事業
- ・保健保養訓練センター及び松代老人憩の家指定管理事業

- ・茶臼山動物園及び茶臼山マレットゴルフ場、植物園指定管理事業
- ・総合レクリエーションセンター指定管理事業
- ・施設貸付事業
- ・城山動物園指定管理事業

②決算諸表

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日

(単位：千円)

科目	合計	一般会計	付帯会計	霊園特別会計	内部取引消去
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
①事業収益	1,988,485	1,657,488	295,430	62,205	△ 26,638
②受取補助金等	13,134	13,134	0	0	0
経常収益計	2,001,619	1,670,622	295,430	62,205	△ 26,638
(2) 経常費用					
①販売及び管理費	1,894,142	1,680,048	193,049	47,683	△ 26,638
②運営費	150,541	90,394	60,146	0	
③減価償却費	29,207	2,522	23,292	3,392	
経常費用計	2,073,890	1,772,965	276,488	51,075	△ 26,638
当期経常増減額	△ 72,271	△ 102,342	18,941	11,129	0
2. 経常外収益					
(1) 経常外収益					
①繰入金収入	26,936	0	22,239	4,696	
②土地売却益	75,671	0	75,671	0	
③雑収入	44	37	7	0	
④貸倒引当金取崩収入	194	162	31	1	
経常外収益計	102,847	200	97,949	4,697	0
(2) 経常外費用					
①繰入金支出	26,936	26,936	0	0	
②固定資産除却損失	1,476	0	1,476	0	
③貸倒引当金繰入額	154	142	11	1	

経常外費用計	28,567	27,078	1,487	1	0
当期経常外増減額	74,280	△ 26,878	96,461	4,696	
税引前当期一般正味財産増減額	2,009	△ 129,221	115,403	15,826	
法人税、住民税及び事業税	185	51	134	0	
法人税等調整額	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	1,823	△ 129,272	115,268	15,826	
一般正味財産期首残高	1,618,863	1,012,942	243,326	362,594	
一般正味財産期末残高	1,620,686	883,699	358,595	378,421	
II 指定正味財産増減の部	0				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	3,000	3,000	0	0	
指定正味財産期末残高	3,000	3,000	0	0	
III 正味財産期末残高	1,623,686	886,669	358,595	378,421	

貸借対照表

平成 23 年 3 月 31 日現在

(単位：千円)

科目	合計	一般会計	付帯会計	霊園特別会計
I 資産の部				
流動資産	1,585,724	1,206,713	13,524	365,486
固定資産	832,159	441,649	345,752	44,757
資産合計	2,417,883	1,648,363	359,276	410,243
II 負債の部				
流動負債	218,849	149,022	46,414	23,412
固定負債	575,347	612,671	△ 45,733	8,410
負債合計	794,197	761,693	680	31,822
III 正味財産の部				
正味財産	1,623,687	886,670	358,596	378,421
負債及び正味財産合計	2,417,883	1,648,363	359,276	410,243

③消費税等の申告書等

(単位：千円)

ア課税標準額	1,884,807	(a)課税売上高(税抜)	1,862,549
		(b)非課税売上高	126,987
		(c)不課税収入	569,809
		(d)うち特定収入	0
		課税売上割合 (a)/(a)+(b)	93.61%
		特定収入割合 (d)/(a)+(b)+(d)	0%
イ消費税額 (ア×4%)	75,392		
ウ仕入控除税額 (a)－(b) 一括比例配分方式	38,902	(a)課税仕入れに係る税額	38,902
		①課税仕入れ 1,065,857×4/105×課税売上割合＝38,012 ②返還等対価に係る税額 890 ①＋②＝38,902	
		(b)特定収入に係る課税仕入れの税額	0
エ差引消費税納付額(イ－ウ)	36,489		
オ地方消費税額 (エ×25%)	9,122		

④監査の結果等

課税売上割合が95%未満なので非課税売上げを詳細に調べた。非課税売上げの主なものは、霊園売却収益と土地の売却収入であった。霊園売却収益は墓地の貸付けに当たり、非課税となる。土地の売却収入は近隣の土地との等価交換によって生じたものである。取得した土地の価額が非課税売上げとして処理されている。したがって、非課税売上げの処理は妥当である。

平成20年度の外部監査報告書の中に記載された事項の中に、消費税に関することがあったので、これについて監査した。報告書では、給料の中の通勤手当が不課税となっているのを課税仕入れとすることと、長野市へのリベート(納付金)が不課税となっているのを売上に対する対価の返還等として処理することの2つが挙がっていた。どちらも妥当な処理に変更されていた。

駐車場の貸付の整合性について（意見）

駐車場の貸付について、駐車場の一部を長野市土地開発公社から賃借している。駐車場施設として整えられたものを賃借しているため、当公社ではこの賃借料について課税仕入れとして処理している。しかし、土地開発公社では、土地の貸付に当たると解して、非課税売上げとしている。駐車場施設を整備し、所有するのはどちらの公社かを明確にして、処理を一致させる必要がある。

(2)長野市土地開発公社

①概要

長野市土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設置されたもので、長野市の行財政と密接な連携を図り、公共用地、公用地の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に努めてきている。

公有地取得事業の主な内容としては、長野市からの依頼による三才若槻北部線等の道路用地を始め、（仮称）大豆島児童センター整備用地等の公共施設用地の買収を行っている。また、長野駅周辺第二土地区画整備事業を始め、公園用地、道路用地、消防施設用地等の売却を行っている。

土地造成事業の主な内容としては、富竹弘誓住宅用地・曾峯団地等、公社保有地の売却を行っている。

地価下落が続く情勢の下、土地開発公社を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、当年度も公共用地の取得を行うとともに、保有資産の早期処分を積極的に進め、また、運転資金の早期償還、経費節減を図り、健全な経営に努めた。

事務所所在地	長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
設立年月日	昭和 48 年 3 月 1 日
資本金	基本財産 4,500,000 円
市の出資金	4,500,000 円

②決算諸表

平成 22 年度長野市土地開発公社損益計算書

(平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで)

(単位:千円)

1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益	2,497,753	
(2) 土地造成事業収益	50,515	
(3) 附帯等事業収益	55,977	
(4) あっせん等事業収益	31,447	2,635,695
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価	2,542,591	
(2) 土地造成事業原価	32,185	
(3) 附帯等事業原価	20,901	
(4) あっせん等事業原価	31,447	2,627,126
事業総利益		8,569
3 販売費及び一般管理費		
事業損失		32,879
4 事業外収益		
(1) 受取利息	9	
(2) 受取配当金	2	
(3) 雑収益	245	256
経常損失		24,054
5 特別損失		
(1) 土地評価損	33,894	33,894
当期純損失		57,949

注: 出資法人(長野市)との間における取引高
 公有地取得事業収益のうち 1,863,683 千円
 あっせん等事業収益のうち 19,206 千円

平成 22 年度長野市土地開発公社貸借対照表

(平成 23 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

資 産 の 部

1 流動資産

(1)現金及び預金	94,118	
(2)事業未収金	73,167	
(3)公 有 用 地	7,460,455	
(4)完成土地等	524,346	
(5)代 替 地	18,479	
(6)前 払 費 用	<u>300</u>	
流動資産合計		8,170,866

2 固定資産

(1)有形固定資産

ア車両その他の運搬具	444	
減価償却累計額	<u>427</u>	17
イ工具、器具及び備品	1,239	
減価償却累計額	<u>964</u>	275
有形固定資産合計		292

(2)投資その他の資産

ア出 資 金	50	
投資その他の資産合計	<u>50</u>	

固 定 資 産 合 計		<u>342</u>
資 産 合 計		<u><u>8,171,209</u></u>

負 債 の 部

1 流動負債

(1)未 払 金	119,937	
(2)短期借入金	5,770,000	
(3)預 り 金	<u>407</u>	
流動負債合計		5,890,345

2 固定負債

(1)長期借入金	744,554	
(2)引当金		

ア退職給付引当金	25,224	25,224	
固定負債合計			769,778
負債合計			6,660,123

資 本 の 部

1 資本金			
(1)基本財産		4,500	
資本金合計			4,500
2 準備金			
(1)前期繰越準備金		1,564,535	
(2)当期純損失		57,949	
準備金合計			1,506,585
資本合計			1,511,085
負債資本合計			8,171,209

用地取得等の年度別状況

	平成 20 年度	
	面積 (㎡)	金額 (円)
公有地取得事業	24,891.45	857,819,855
土地造成事業	0.00	0
あっせん等事業	17,902.33	529,695,689
合 計	42,793.78	1,387,515,544
	平成 21 年度	
	面積 (㎡)	金額 (円)
公有地取得事業	25,385.69	1,469,852,132
土地造成事業	0.00	0
あっせん等事業	15,762.71	563,482,644
合 計	41,148.40	2,033,334,776
	平成 22 年度	
	面積 (㎡)	金額 (円)
公有地取得事業	9,682.16	560,349,384
土地造成事業	0.00	0
あっせん等事業	17,134.59	980,196,539
合 計	26,816.75	1,540,545,923

③消費税等の申告書等

(単位：千円)

ア課税標準額	66,951	(a)課税売上高(税抜)	66,951
		(b)非課税売上高	2,568,752
		(c)不課税収入	247
		(d)うち特定収入	247
		課税売上割合 (a)/(a)+(b)	2.5 %
		特定収入割合 (d)/(a)+(b)+(d)	0.0 %
イ消費税額 (ア×4%)	2,678		
ウ仕入控除税額 個別対応方式	309	(a)課税仕入れに係る税額	682
		①課税仕入 $17,923,876 \times 4/105 \times$ 課税売上割合 (a)のうち課税売上へのみ対応 299 (a)のうち課税売上と非課税売上 に共通して要するもの 383 控除する課税仕入れ等の税額 $299 + (383 \times 66,951/2,635,704) = 309$	
エ差引消費税納付 額(イーウ)	2,368		
オ地方消費税額 (エ×25%)	592		

④監査の結果等

ア 一般国道 18 号改築(長野東バイパス)工事用地事務委託契約に係る消費税等の取扱いについて

(意見)

当社は、関東地方整備局との間に、一般国道 18 号改築（長野東バイパス）工事用地事務委託契約を締結し業務を行なっているが、双方において契約に係る消費税等の算定方法に誤解があり、結果消費税等の取り扱いに際し、誤った判断をしている可能性があると思われる。従って、内容の実態に応じた消費税等の適正な考え方に双方が納得する統一の見解を得るよう、早期に検討を要すると判断した。

本契約は、消費税法上の構成要件である「事業者が国内において対価を

得て行われる役務の提供」に該当し、委託契約額の総額に対して消費税及び地方消費税が課されるのが当然である。しかしながら、当該委託契約書では、誤った根拠により消費税額等の計算をしている。

本契約において消費税の算定方法に誤解が生じた原因は、事務委託費の算出過程にあると思われる。消耗品費等のように購入業者からの見積もりなどに既に消費税等が計上されている経費がある半面、人件費等のように消費税等が掛けられていない経費もあり、事務委託費の算出はこれら経費の積み上げ方式により決定されている。本来は、消耗品費等のように既に消費税等の対象になっている費用についてはそのまま積み上げ、消費税等の対象になっていない人件費等にはその額に消費税額等を上乘せしていく方式を採用するところ、人件費等には消費税等はかからないとの発想から金額を決定していることが原因と思われる。

本契約に基づく最終契約金額は、12,249,000円となっており、双方で取り決めた内容は以下のとおりである。

①人件費	12,039,300円
②自動車借上料	133,000円
③自動車保険料	37,500円
④燃料費	31,000円
⑤消費税相当額	8,200円
合計金額	12,249,000円

消費税等の額から逆算すると、消費税等の対象になっているのは、②自動車借上料と④燃料費である。しかし、これらの各費目は既に消費税等の対象となっており、⑤消費税相当額は、①人件費と③自動車保険料の費目であり、603,840円となると思われる。

以上のことから、本契約に関しては契約者間において再度事実確認をしつつ協議を行い、消費税法の正しい解釈による運用の妨げにならないよう注意し、今後事務委託費の契約をされる場合には、取扱いに慎重を期すべきと判断した。

イ (社)長野市開発公社との間の土地賃貸借に係る消費税等の取扱いについて

(意見)

当公社が(社)長野市開発公社に賃貸している、川中島原・稲葉第一・豊野駅前・豊野駅南口の各土地については、駐車場としての機能を有しているが、当公社はこれらの賃貸料収入を、土地の賃貸借として消費税法上の非

課税扱いをして申告書を作成している。しかしながら、相手の(社)長野市開発公社は、駐車場の賃借と考え当公社に支払う地代を消費税法上の施設の賃借料として課税仕入れに区分し申告しているようである。

両公社間において、実態把握を行い、駐車場としての設備等はどちらの所有権にあるのかを明確にし、整合性の取れた申告に努められたい。

ウ 篠ノ井駅西口臨時駐車場他に係る収入の消費税等の取扱いについて
(指摘)

当公社は篠ノ井駅の西口に所有する土地について、契約により自動車等の保管場所として賃貸している。これに係る収入は、土地の貸付として消費税法上の非課税扱いを採用しており、その根拠として、地面の整備及びフェンス、建物の設置等がなされていないとのことであつた。

しかしながら、現場写真を確認すると、トラロープによる区画分けの実施、駐車区画番号を表示したプレートの設置、フェンス等の確認ができる。フェンス自体は、当該土地を取得した時点から設置されていたようであるが、これらを総合的に判断すると、土地の貸付ではなく、施設の貸付に該当すると思われ、消費税法の非課税処理は不適切であり、課税売上区分されるべきと判断した。

エ 当公社が所有する土地の賃貸借について

(意見)

当公社の事業の性質上、上記の駐車場以外にも保有する土地を臨時的に有効活用することで収入を得ているが、その貸付けの中に、駐車場として利用されているものがある。その賃料についても、近隣の駐車場の月額利用料を参考に決定されるケースと、固定資産税をベースに決定されるケースがあり、貸付の実態が消費税法上の非課税収入でよいのか疑問視される場所である。

この疑問を解消するには、実際に駐車場としての機能を有するための設備が当公社において行われたものなのか、借主において行われたものなのかを明確にすることが必要である。担当者にヒヤリングで確認したところ、それらは、借主側で行われたものであるとのことであつたが、それらを裏付ける資料は確認できなかった。今後は契約段階において貸付形態が明らかとなる資料を整備するよう努力されたい。

(3)社会福祉法人長野市社会福祉協議会

①概 要

1 概 要

- (1) 本会所在地 長野市大字鶴賀緑町 1714 番地 5
- (2) 設立年月日 昭和 26 年 9 月 25 日
- (3) 法人格取得 昭和 43 年 4 月 2 日
(法人認可日 昭和 43 年 3 月 18 日)
- (4) 基本財産 10,000 千円
- (5) 職員数 315 人 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

役		員		
会 長	副 会 長	常 務 理 事	理 事	監 事
1 人	3 人	1 人	12 人	2 人

職		員	
事 務 局 長	市 派 遣 職 員	正 規 職 員	嘱 託 職 員 等
1 人	6 人	85 人	223 人

2 重点目標

- (1) 長野市社協総合計画及び第二次長野市地域福祉計画に基づいて地域福祉活動の推進を図るとともに、地域福祉推進の中核的役割を担う社協の経営基盤強化を図る
- (2) 地区ごとの地域福祉活動計画づくりを進め、福祉コミュニティの再興を図る
- (3) 住民参加の地区ボランティアセンターの設置促進と機能強化を図る
- (4) 在宅介護者の介護負担の軽減と孤立予防の取り組みの推進を図る
- (5) 災害時の避難支援から日常の見守り支援への活動の取り組みを図る
- (6) 相談・あんしんサービスなど生活支援のあんしん事業として総合的な取り組みの推進を図る
- (7) 介護保険法及び障害者自立支援法等の介護サービス事業の充実を図る

3 事業

(1) 地域福祉活動の推進

各地区住民自治協議会が実施する地域福祉推進事業の支援、小地域福祉活動の推進事業、地域福祉ネットワークづくり、当事者の組織化支援、住民参加の地域たすけあい事業、協働活動の支援事業を実施。

(2) 生活支援・相談事業

総合的な相談支援事業、福祉サービス利用支援助事業、日常生活自立支援事業、成年後見支援センター開設運営事業を実施。

(3) ボランティア活動推進事業

ボランティアコーディネート事業、ボランティア情報センター事業、人育て・学習支援事業、ニーズに対応した活動の開発事業、ボランティアセンター基盤づくり事業、ボランティアセンターの開設運営事業、ボランティア拠点づくり事業、協働事業の開発推進事業の実施。

(4) 介護サービス事業

指定居宅介護支援事業、指定居宅サービス事業（介護予防含）、指定地域密着型サービス事業、指定障害福祉サービス事業、受託事業、その他の介護サービス関連事業の実施。

(5) 共同募金配分金事業

共同募金会からの配分金を高齢者福祉活動、障害児・者福祉活動、児童・青少年福祉活動、福祉教育・援助活動、ボランティア活動教育に配分または助成。

(6) 組織整備と基盤強化事業（法人運営事業）

法人組織の円滑な運営の推進、社会福祉大会の開催、広報啓発活動事業の実施。

(7) 施設の管理経営事業（指定管理）

長野市から指定管理者の委任を受けて、長野市ふれあい福祉センターほかの管理運営。

(8) その他の事業

共同募金運動及び日本赤十字社事業への協力、援護事業（罹災者に対する援護・行旅困難者等の援護）、各種福祉団体の事務受託を実施、その他市民の福祉向上に資する活動を実施。

4 平成 23 年度各会計予算額

会 計 名	予 算 額
一 般 会 計	2,466,346 千円
公 益 事 業 特 別 会 計	476,671 千円
合 計	2,943,017 千円

②決算諸表

平成 22 年度 経理区分別資金収支決算総括表

一般会計

(単位： 千円)

経理区分名		収 入			
		経常収入 ①	施設整備収入 ②	財務収入 ③	収入合計 ④=①+②+③
1	法人運営事業	248,606	0	54,783	303,391
2	企画・広報事業	692	0	0	692
3	助成事業	400	0	0	400
4	地域福祉事業	50,966	0	0	50,966
5	ふれあいのまちづくり事業	16,240	0	0	16,240
6	地域福祉活動計画推進事業	2,850	0	0	2,850
7	共同募金配分金事業	41,480	0	0	41,480
8	介護サービス管理事業	136,749	0	0	136,749
訪問介護事業(9事業所)計		409,282	0	0	409,282
9	本部訪問介護事業	64,538	0	0	64,538
10	東長野訪問介護事業	101,046	0	0	101,046
11	安茂里訪問介護事業	61,369	0	0	61,369
12	篠ノ井訪問介護事業	69,396	0	0	69,396
13	戸隠訪問介護事業	44,759	0	0	44,759
14	鬼無里訪問介護事業	18,168	0	0	18,168
15	大岡訪問介護事業	9,836	0	0	9,836
16	信州新町訪問介護事業	25,731	0	0	25,731
17	中条訪問介護事業	14,435	0	0	14,435
デイサービスセンター事業(10施設)計		684,025	105	0	684,130
18	氷鉋デイサービスセンター事業	56,527	0	0	56,527
19	安茂里デイサービスセンター事業	101,430	0	0	101,430

20	吉田デイサービスセンター事業	102,233	7	0	102,240
21	柳町デイサービスセンター事業	103,636	0	0	103,636
22	三陽デイサービスセンター事業	80,008	98	0	80,106
23	篠ノ井デイサービスセンター事業	74,966	0	0	74,966
24	戸隠裾花デイサービスセンター事業	33,326	0	0	33,326
25	鬼無里デイサービスセンター事業	47,467	0	0	47,467
26	大岡デイサービスセンター事業	43,953	0	0	43,953
27	中条デイサービスセンター事業	40,476	0	0	40,476
基準該当短期入所生活介護事業(2事業所)計		88,119	0	0	88,119
28	鬼無里基準該当短期入所生活介護事業	29,952	0	0	29,952
29	大岡基準該当短期入所生活介護事業	58,167	0	0	58,167
30	鬼無里認知症対応型共同生活介護事業	29,971	0	0	29,971
31	ボランティアセンター活動事業	6,522	0	0	6,522
32	児童館管理・経営事業	443,372	0	0	443,372
33	老人福祉センター管理・経営事業	102,514	0	0	102,514
34	生活福祉資金貸付調査事業	7,556	0	0	7,556
35	助け合い資金貸付事業	183	0	0	183
36	退職手当積立基金運営事業	10,335	0	26,028	36,363
37	ふれあい福祉基金運営事業	2,255	0	3,596	5,851
38	ボランティア活動振興基金運営事業	8,425	0	0	8,425
一般会計 小計		2,290,550	105	84,407	2,375,063

(単位：千円)

経理 区分	支 出				当期資金収支	前期末支払	合併受入	当期末支払
	経常支出 ⑤	施設整備 支出⑥	財務支出 ⑦	支出額 ⑧=⑤+⑥+⑦	差額合計 ⑨=④-⑧	資金残高 ⑩	資金残高 ⑪	資金残高 ⑫=⑨+⑩+⑪
1	299,241	729	7,339	307,311	△3,920	92,409	73,549	162,038
2	692	0	0	692	0	0	0	0
3	400	0	0	400	0	0	0	0
4	49,356	0	0	49,356	1,610	1,175	0	2,785
5	15,516	0	0	15,516	724	1,963	0	2,688
6	2,850	0	0	2,850	0	819	0	819
7	41,480	0	0	41,480	0	0	0	0
8	158,592	0	13,962	172,554	△35,805	244,304	0	208,499
訪問計	384,494	685	3,856	389,035	20,246	0	0	20,246
9	63,571	0	614	64,185	352	0	0	352

10	95,293	685	437	96,416	4,630	0	0	4,630
11	57,310	0	600	57,910	3,458	0	0	3,458
12	67,651	0	524	68,176	1,220	0	0	1,220
13	43,722	0	932	44,654	104	0	0	104
14	12,569	0	330	12,900	5,268	0	0	5,268
15	9,794	0	41	9,836	0	0	0	0
16	20,520	0	0	20,520	5,211	0	0	5,211
17	14,060	0	375	14,435	0	0	0	0
ダイ 計	615,561	3,081	4,889	623,532	60,597	0	0	60,597
18	46,639	130	285	47,054	9,472	0	0	9,472
19	90,796	130	578	91,505	9,924	0	0	9,924
20	86,660	1,923	633	89,217	13,022	0	0	13,022
21	87,549	0	349	87,898	15,737	0	0	15,737
22	78,604	643	411	79,659	446	0	0	446
23	62,611	254	107	62,973	11,993	0	0	11,993
24	32,998	0	327	33,326	0	0	0	0
25	46,534	0	932	47,467	0	0	0	0
26	43,777	0	175	43,953	0	0	0	0
27	39,388	0	1,088	40,476	0	0	0	0
短期計	78,459	880	508	79,848	8,271	0	0	8,271
28	21,257	0	424	21,681	8,271	0	0	8,271
29	57,202	880	83	58,167	0	0	0	0
30	29,464	136	370	29,971	0	0	0	0
31	6,522	0	0	6,522	0	0	0	0
32	443,064	0	0	443,064	307	6,147	0	6,455
33	101,878	0	0	101,878	635	7,842	0	8,478
34	7,556	0	0	7,556	0	0	0	0
35	50	0	0	50	133	1,183	1,730	3,047
36	26,028	0	10,335	36,363	0	0	0	0
37	3,596	0	2,255	5,851	0	0	0	0
38	3,425	0	5,000	8,425	0	0	0	0
一般計	2,268,231	5,513	48,517	2,322,262	52,801	355,845	75,280	483,927

公益事業特別会計

(単位： 千円)

経理区分名		収入			
		経常収入 ①	施設整備収入 ②	財務収入 ③	収入合計 ④=①+②+ ③
居宅介護支援事業所運営事業(11事業所)計		244,122	0	0	244,122
39	本部居宅介護支援事業所運営事業	32,487	0	0	32,487
40	東長野居宅介護支援事業所運営事業	28,743	0	0	28,743
41	篠ノ井居宅介護支援事業所運営事業	42,059	0	0	42,059
42	城山居宅介護支援事業所運営事業	30,276	0	0	30,276
43	安茂里居宅介護支援事業所運営事業	36,981	0	0	36,981
44	豊野居宅介護支援事業所運営事業	15,445	0	0	15,445
45	戸隠居宅介護支援事業所運営事業	11,980	0	0	11,980
46	鬼無里居宅介護支援事業所運営事業	14,979	0	0	14,979
47	大岡居宅介護支援事業所運営事業	13,895	0	0	13,895
48	信州新町居宅介護支援事業所運営事業	5,948	0	0	5,948
49	中条居宅介護支援事業所運営事業	11,324	0	0	11,324
50	本部訪問入浴介護事業	60,035	0	0	60,035
51	戸隠訪問看護事業	14,873	5	0	14,878
52	高齢者生活福祉センター管理・経営事業	17,799	0	0	17,799
53	高齢者共同生活支援施設管理・経営事業	19,714	0	0	19,714
54	生きがいデイサービス受託事業	33,134	0	0	33,134
55	配食サービス受託事業	2,467	0	0	2,467
56	移送サービス受託事業	3,061	0	0	3,061
57	公共交通バス受託事業	13,715	0	0	13,715
58	ふれあい福祉センター管理・経営事業	15,559	0	0	15,559
59	地域包括支援センター安茂里運営事業	23,555	0	0	23,555
公益事業特別会計 小計		448,037	5	0	448,042
一般会計・公益事業特別会計合計		2,738,587	110	84,407	2,823,105

(単位： 千円)

経理区分	支 出				当期資金 収支 差額合計 ⑨=④-⑧	前期末 支払 資金残 高 ⑩	合併受 入 資金残 高 ⑪	当期末 支払 資金残 高 ⑫=⑨ +⑩+⑪
	経常支出 ⑤	施設整 備 支出⑥	財務支 出 ⑦	支出額 ⑧=⑤+⑥ +⑦				
居宅計	222,815	126	3,653	226,595	17,526	88,539	0	106,066
39	30,007	0	567	30,574	1,913	80	0	1,993
40	24,596	0	99	24,695	4,048	15,364	0	19,412
41	36,655	0	428	37,083	4,976	17,902	0	22,878
42	25,153	0	45	25,198	5,077	6,545	0	11,623
43	33,082	126	107	33,316	3,664	33,965	0	37,630
44	14,807	0	382	15,189	255	7,989	0	8,244
45	13,657	0	433	14,091	△2,111	2,111	0	0
46	15,475	0	763	16,239	△1,259	1,259	0	0
47	12,891	0	41	12,933	962	3,321	0	4,283
48	5,573	0	375	5,948	0	0	0	0
49	10,915	0	409	11,324	0	0	0	0
50	65,175	0	1,092	66,268	△6,232	75,873	0	69,640
51	12,688	0	712	13,400	1,477	4,978	0	6,456
52	17,766	0	32	17,799	0	0	0	0
53	19,614	100	0	19,714	0	0	0	0
54	33,401	0	292	33,694	△560	14,487	0	13,927
55	2,559	0	0	2,559	△92	225	0	133
56	3,061	0	0	3,061	0	0	0	0
57	11,308	0	0	11,308	2,406	2,339	0	4,745
58	15,559	0	0	15,559	0	0	0	0
59	22,803	0	752	23,555	0	0	0	0
公益計	426,753	226	6,536	433,515	14,526	186,444	0	200,970
一般公益 合計	2,694,984	5,739	55,053	2,755,778	67,327	542,290	75,280	684,897

③消費税等の申告書等

(単位：千円)

ア課税標準額	114,133	(a)課税売上高(税抜)	114,133
		(b)非課税売上高	2,026,142
		(c)不課税収入	356,063
		(d)うち特定収入	81,062
		課税売上割合 (a)/(a)+(b)	5.33%
		特定収入割合 (d)/(a)+(b)+(d)	3.7%
イ消費税額 (ア×4%)	4,565		
ウ仕入控除税額 (a)－(b) 一括比例配分方式	1,044	(a)課税仕入れに係る税額	1,044
		①課税仕入れ 513,911×4/105×課税売上割合 =1,044 ②返還等対価に係る税額 0 ①+②=1,044	
		(b)特定収入に係る課税仕入れの税額	0
エ差引消費税納付額(イ－ウ)	3,521		
オ地方消費税額 (エ×25%)	880		

④監査の結果等

消費税に関して問題なし

特定収入割合が、3.7%と5%以下であるので、課税仕入れ等の調整は不要であるため、通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額(課税売上割合が95%未満であり、一括比例配分方式を適用している)を控除対象仕入税額として正しく申告書の作成が行われていた。

大勢には影響はないが、課税、否課税判定に当たり、受取利息配当金収入5,100,345円あるが、全て非課税取引としている。しかし厳密には、利息は非課税取引(消法別表1三、消令10、消基通6-3-1(金融取引及び保険料を対価とする役務の提供等))、配当は不課税取引で特定収入に該当するもの(消基通5-2-8(剰余金の配当等)、16-2-1(5)(特定収入の意義・出資に対する配当金))に区分される。

そのため検証したところ、国債、地方債等、預貯金等の利子であるため、全て非課税取引の計算には問題はなかった。

(4)社会福祉法人長野市社会事業協会

①概要

1 概 要

多様化する福祉行政の中で福祉対象者本位の福祉サービスをより高めるため、市と一体となり公益性を保持しながら効率的な事業を推進する。また、自ら設置した施設はもとより市の施設も指定管理者として管理することで、自らの経営の安定を図るとともに市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(1) 事務所の位置 大字鶴賀字苗間平 1714 番地 5

(2) 設 立 昭和 27 年 7 月 30 日

(3) 資 産 3,775,475 千円

(4) 役 職 員 (単位：人)

役 員				
理 事 長	副理事長	常務理事	理 事	監 事
1	1	(1)	7	2

(単位：人)

職 員		
派 遣	正 規	嘱 託
1	151	205

2 事 業

1.長野市社会事業協会が設置経営する施設

事 業 所	事 業 (種別)	設 置 場 所
共和寮	救護	長野市篠ノ井岡田 3241 番地 203
尚和寮	養護老人ホーム	長野市松代町東条 94 番地 1
	特定・介護予防入居者生活介護	
	訪問介護・介護予防訪問介護	
	特別養護老人ホーム	
	老人短期入所事業	
松代ダイサービスセンター	居宅介護支援事業	
	通所介護・介護予防通所介護	

更級福祉園	児童養護	長野市信更町赤田 44 番地
三輪学園	知的障害児通園	長野市三輪 1 丁目 4 番地 9 号
ほほえみ	施設入所支援 生活介護	長野市大字富竹 1570 番地 3
	短期入所	
はなみずき	生活介護	長野市大字富竹 1570 番地 3
ほっとらいふ	共同生活介護 共同生活援助	長野市安茂里小市 4 丁目 26 番 1-1 号 小市団地 B-141 号 (小市ホーム)
		長野市若穂保科 3852 番地白塚団地 117 号 (白塚ホーム)
		長野市大字稲葉南俣 2347 番地 5 (南俣ホーム)
		長野市篠ノ井二ツ柳 1696-1 (瀬原田ホーム)
ほっとらいふ相談室桃の郷	相談支援	長野市川中島今井 1387 番地 5
ほっとらいふステーション桃の郷	居宅支援	
長野授産所 七二会分所	社会事業授産	長野市大字三輪字柳原 1252 番地 1 長野市七二会己 949 番地 2
篠ノ井授産所		長野市篠ノ井小森 583 番地
松代福祉企業センター		長野市松代町東条 2523 番地 2
小田切園	知的障害者入所授産	長野市大字塩生乙 302 番地 1
	短期入所	
すまいる	就労移行 就労継続 B	長野市大字富竹 1570 番地 3
15 事業所	25 事業	

2. 指定管理者制度により管理する施設

事業所	事業(種別)	設置場所
長野市青池保育園	保育所	長野市篠ノ井有旅 3692 番地
長野市西条保育園		長野市松代町西条 3623 番地 1
長野市清野保育園		長野市松代町清野 90 番地 1
長野市芋井保育園		長野市大字桜 599 番地
長野市愛の樹園	児童デイサービス	長野市大字栗田 103 番地 2

長野市篠ノ井愛の樹園	事業	長野市篠ノ井石川 1523 番地 2
長野市美和荘	母子生活支援	
長野市ひかり学園	知的障害者入所更生	長野市若穂川田 557 番地 1
	短期入所	
長野市栗田園	就労移行	長野市大字栗田 103 番地
	就労継続B	
長野市ハーモニー桃の郷かがやき	生活介護	長野市川中島町今井 1387 番地 5
長野市ハーモニー桃の郷びあぼーと	重症心身障害児者 通園事業B型	
長野市ハーモニー桃の郷はばたき	地域生活支援	
長野市ハーモニー桃の郷希望の家	就労移行	
	就労継続B	
長野市ななせ仲まち園	就労移行	長野市大字鶴賀 276 番地 11
	就労継続B	
長野市ふたば園	就労移行	長野市篠ノ井石川 1523 番地 2
長野市ふたば園分園	就労継続B	長野市松代町東条 2450 番地 2(分園)
15 事業所	20 事業	
30 事業所	45 事業	

②決算諸表

総括資金収支計算書			
(自)平成22年4月1日 (至)平成23年3月31日			
			(単位:千円)
勘定科目			決算額
活動による収支	収入	就労支援事業収入	78,963
		就労支援事業収入計(1)	78,963
	支出	就労支援事業支出	78,100
		就労支援事業支出計(2)	78,100
	就労支援事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		862

福祉事業活動による収支	収入	措置費収入	614,469	
		私的契約利用料収入	6,750	
		受託事業収入	171,572	
		その他の事業収入	2,126	
		経常経費補助金収入	66,954	
		寄附金収入	3,350	
		雑収入	30,063	
		借入金利息補助金収入	20,736	
		受取利息配当金収入	1,269	
		会計単位間繰入金収入	104,924	
		経理区分間繰入金収入	157,645	
		福祉事業収入計(4)	2,671,763	
		支出	人件費支出	1,599,016
			事務費支出	283,902
事業費支出	312,794			
借入金利息支出	20,736			
会計単位間繰入金支出	104,924			
経理区分間繰入金支出	157,645			
福祉事業支出計(5)	2,479,020			
福祉事業活動資金収支差額(6) = (4) - (5)		192,743		
施設整備等による収支等に	収入	施設整備等補助金収入	20,133	
		施設整備等収入計(7)	20,133	
	支出	固定資産取得支出	40,930	
		施設整備等支出計(8)	40,930	
	施設整備等資金収支差額(9) = (7) - (8)		△ 20,797	
財務活動による収支	収入	借入金元金償還補助金収入	74,225	
		積立預金取崩収入	3,670	
		その他の収入	16,825	
		財務収入計(10)	94,721	
	支出	借入金元金償還金支出	81,021	
		積立預金積立支出	117,592	
		その他の支出	23,587	
		財務支出計(11)	222,200	
財務活動資金収支差額(12) = (10) - (11)		△ 127,479		
予備費(13)		0		
当期資金収支差額合計(14) = (3) + (6) + (9) + (12) - (13)		45,329		
前期末支払資金残高(15)		627,494		
当期末支払資金残高(14) + (15)		672,823		

③消費税等の申告書等

(単位：千円)

ア課税標準額	89,078	(a)課税売上高(税抜)	89,078
		(b)非課税売上高	2,254,832
		(c)不課税収入	215,115
		(d)うち特定収入	154,353
		課税売上割合 (a)/(a)+(b)	3.8%
		特定収入割合 (d)/(a)+(b)+(d)	6.2%
イ消費税額 (ア×4%)	3,563		
ウ仕入控除税額 (a)－(b) 一括比例配分方式	749	(a)課税仕入れに係る税額	944
		①課税仕入れ 652,504×4/105×課税売上割合 =944 ②返還等対価に係る税額 0 ①+②=944	
		(b)特定収入に係る課税仕入れの税額	195
エ差引消費税納付額(イ－ウ)	2,813		
オ地方消費税額 (エ×25%)	703		

④監査の結果等

消費税に関して問題なし

特定収入である補助金収入は、明確にその用途の特定が行われており、適正に計算されている。

また、今回のテーマではないが、平成 20 年度長野市包括外部監査結果報告書テーマ「外郭団体等の管理運営状況および市との取引について」P155 3. 監査の結果等 (3) 会計 平成 19 年度における社事協の決算内容を検討した結果は、次の通りである。

①計算書類 計算書類は、社会福祉法人会計基準および就労支援の事業の会計処理の基準に従い作成される必要がある。

上記の指摘がなされていたが、その点については既に改善されていた。

参 考

平成 20 年度長野市包括外部監査報告書 P 155

(5) 公益社団法人長野シルバー人材センター

① 概要

定年退職など一線を退いた 60 歳以上の高齢者に対し、臨時的・短期的又は軽易な就業の機会を提供し、その就業を通して、生きがいの充実、社会参加の推進を図り、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりを目的としている。

(1) 会員数 平成 23 年 3 月 31 日現在 2,454 人(男 1,699 人、女 755 人)

(2) 市補助金 平成 22 年度 19,056 千円

(3) 事業内容 1) 受託事業

サービス分野、技能を必要とする分野、事務分野、管理分野、屋内外の一般作業、専門技術分野、折衝、外交分野など

2) 一般労働者派遣事業

3) 企画提案方式事業

環境・教育分野、子育て分野、環境・子育て分野

4) 指定管理事業 長野県立若里公園指定管理

5) 独自事業

小学生おさらい教室、門松しめ飾り、パソコン、刃物研ぎ、木工工作、手芸(袋作り他)、結婚相談、シルバー農園

6) ライフ・サポートサービス事業

子育て・高齢者支援

7) シニアワークプログラム技能講習

庭木、庭園管理講習、介護講習、ライフ・サポートサービス講習

8) ふるさと雇用再生事業

9) ボランティア活動

地域の美化奉仕活動、子ども見守り活動

22年度	会員数	就業人数	就業率	延日人員
	2,454人	2,365人	96.4%	237,801人
	受託件数	公共受託契約額	民間受託契約額	計
	18,801件	232,605千円	772,957千円	1,005,562千円

② 決算諸表

正味財産増減計算書

平成22年4月1日～平成23年3月31日

(単位：千円)

科目	金額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
受託事業収益	983,146
指定管理事業収益	13,200
独自事業収益	9,216
労働者派遣事業収益	1,914
受取会費	7,653
受取補助金等	40,962
特定資産運用益	0
雑収益	1,556
経常収益計	1,057,650
(2) 経常費用	
事業費	1,014,244
受託事業費	915,074
指定管理事業費	11,096
独自事業費	8,168
安全・適正就業推進費	472
普及啓発費	2,156
就業開拓提供費	17,100
調査研究費	0
ライフ・サポートサービス事業	0
S P 事業費	497
事業管理費	47,794

企画提案方式による事業費	9,527
ふるさと雇用再生事業費	2,353
シニア就業支援プログラム事業費	0
管理費	33,643
人件費	19,224
一般運営費	13,876
支払委託金等返還金	542
経常費用計	1,047,888
当期経常増減額	9,762
当期一般正味財産増減額	9,762
一般正味財産期首残高	76,473
一般正味財産期末残高	86,236
Ⅱ 正味財産期末残高	86,236

貸借対照表

平成 23 年 3 月 31 日現在

(単位：千円)

科目	金額
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	83,823
未収金	72,717
仮払金	336
前払金	8
流動資産合計	156,886
2. 固定資産	
(1) 特定資産	
減価償却積立預金	0
特定資産合計	0
(2) その他の固定資産	
車両運搬具	1,906
電話加入権	242
その他の固定資産合計	2,148
固定資産合計	2,148

資産合計	159,035
II 負債の部	
1. 流動負債	
未払金	70,194
前受金	1,958
預り金	646
仮受金	0
流動負債合計	72,799
負債合計	72,799
III 正味財産の部	
1. 一般正味財産	86,236
(うち基本財産への充当額)	(0)
正味財産合計	86,236
負債及び正味財産合計	159,035

③ 消費税等の申告書等

(単位：千円)

ア課税標準額	961,429	(a)課税売上高(税抜)	961,429
		(b)非課税売上高	30
		(c)不課税収入	49,187
		(d)うち特定収入	26,990
		課税売上割合 (a)/(a)+(b)	99.99%
		特定収入割合 (d)/(a)+(b)+(d)	2.8%
イ消費税額 (ア×4%)	38,457		
ウ仕入控除税額 (a)－(b)	37,219	(a)課税仕入れに係る税額	37,219
		(課税仕入れ 976,582×4/105=37,203)+(貸倒れに係る税額 16)	
		(b)特定収入に係る課税仕入れの税額	0
エ差引消費税納付額(イ－ウ)	1,237		
オ地方消費税額 (エ×25%)	309		

④ 監査の結果等

消費税に関して問題なし

不課税収入のうち、特定収入として把握される可能性のある収入として会費収入と補助金等収入がある。このうち、補助金等収入については、消費税法施行令第75条第1項第6号に該当する収入と特定収入とに分類されている。その結果、特定収入割合が5%以下になっている。そのため、特定収入に係る特例計算を行う必要がないので、納付税額が少なく済んでいる。

(6) 財団法人 長野市勤労者共済会

①概要

(1) 目的

中小企業に働く勤労者及び市民に対し、総合的な福祉事業を行うことにより、その経済的、社会的地位の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 沿革

昭和49年5月15日長野市労働者互助会を設立し、未組織労働者の融資制度が確立され、併せて福利厚生が推進された。

その後、昭和53年4月1日長野市勤労者互助会に改名、昭和63年4月1日長野市勤労者共済会に改名し、平成3年4月1日財団法人長野市勤労者共済会として新たに発足した。

(3) 事務所の位置

長野市大字鶴賀西鶴賀町1481番地1

(長野市勤労者女性会館「しなのき」1階)

(4) 基本財産

50,000,000円 (長野市より出捐金24,000,000円、
長野市勤労者共済会寄付金26,000,000円)

(5) 会員資格

- ・ 長野市内の常時雇用する従業員の数が300人以下の事業所に勤務する従業員及びその事業主
- ・ 入会時の年齢が65歳未満の人

(6) 会費

入会金 200円、会費月額 300円

(7) 会員数

昭和 49 年 5 月（設立時） 16 事業所 178 人
平成 22 年度末 1,848 事業所 16,629 人

(8) 主な事業の内容

1. 中小企業勤労者の健康維持に係る事業
 - ・スポーツ教室の開催、スポーツ・レジャー施設等の利用割引、利用補助
 - ・人間ドックの受診料補助
 - ・健康に関する情報提供
2. 中小企業勤労者の老後生活の安定に係る事業
 - ・中小企業退職金共済制度の情報提供
 - ・生涯生活設計セミナーの開催
3. 中小企業勤労者の自己啓発、余暇活動に係る事業
 - ・各種教室の開催
 - ・各種教室、講座等の情報提供及び利用補助
 - ・保養施設の利用割引及び利用補助
 - ・各種旅行、バスハイク、スポーツ大会等の開催
4. 中小企業勤労者の財産形成に係る事業
 - ・生活資金、住宅資金の融資斡旋及び利子・保証料補助
 - ・財形事務代行事業
5. 中小企業勤労者の在職中の生活安定に係る事業
 - ・共済給付事由に基づく祝金、弔慰金、見舞金等の給付
 - ・割引協賛指定店制度（割引料金で物品購入ができる店舗の指定）
6. その他共済会の目的を達成するために必要な事業
 - ・会報の発行
 - ・ミニガイドブックの発行

(9) 平成 22 年度の事業

1. 健康維持に係る事業
 - イ スポーツ教室
ゴルフ教室等 参加者 164 人 105 事業所
 - ロ 人間ドック受診料補助事業
受診者 755 人 補助金額 4,189,000 円
 - ハ スポーツ施設利用補助事業
飯綱スキー場等 10 施設 利用者 6,111 人
補助金額 4,580,300 円
 - ニ 家庭用常備薬・健康管理用品のあっせん
申込件数 877 件 購入金額 3,718,120 円

2. 老後生活の安定に係る事業
 - イ 生涯生活設計セミナー
「年金セミナー」 受講者 40 人
「生活サポート講演会」 受講者 109 人
3. 自己啓発、余暇活動に係る事業
 - イ 各種教室
パソコン教室等 参加者 353 人 167 事業所
 - ロ レクリエーション事業
バスハイク、納涼パーティ、ゴルフ大会、温泉の旅等 10 事業
参加者 733 人 245 事業所
 - ハ レクリエーション参加費補助
参加者 3,254 人 補助金額 1,988,925 円
 - ニ 保養施設利用補助事業
松代荘、湯香里荘、アゼィリア飯綱等
利用者 5,453 人 補助金額 4,116,820 円
4. 財産形成に係る事業
 - イ 利子・保証料補助状況
補助件数 18 件 補助金額 230,237 円
 - ロ 財形事務代行制度委託状況
委託事業所 7 事業所 委託件数 15 件
5. 生活安定に係る事業
 - イ 共済事業
給付件数 3,093 件 給付金額 34,349,617 円
6. その他の事業
会報 8 回発行

②決算諸表

収 支 計 算 書 総 括 表

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで
(平成 22 年度)

(単位：千円)

科 目	一般会計	財形事務代行 事業 特別会計	総合計
I 事業活動収支の部			

1 事業活動収入			
① 基本財産運用収入	50	0	50
② 特定資産運用収入	68	0	68
③ 会費収入	60,711	0	60,711
④ 事業収入	11,122	0	11,122
⑤ 預託金収入	0	1,550	1,550
⑥ 預託金利息収入	0	0	0
⑦ 補助金収入	20,000	0	20,000
⑧ 出資金収入	272	0	272
⑨ 雑収入	2,564	0	2,564
⑩ 繰入金収入	0	0	0
事業活動収入計	94,790	1,550	96,340
2 事業活動支出			
① 健康維持事業費支出	9,980	0	9,980
② 老後生活安定事業費支出	0	0	0
③ 余暇活動事業費支出	15,163	0	15,163
④ 財産形成事業費支出	262	0	262
⑤ 生活安定事業費支出	48,879	0	48,879
⑥ 会報発行事業費支出	3,407	0	3,407
⑦ 加入促進事業費支出	758	0	758
⑧ 管理費支出	30,448	0	30,448
⑨ 預託金支出	0	1,550	1,550
⑩ 繰入金支出	0	0	0
事業活動支出計	108,900	1,550	110,450
事業活動収支差額	△14,110	0	△14,110
II 投資活動収支の部			
1 投資活動収入			
① 特定資産取崩収入			
共済給付積立金取崩収入	20,000	0	20,000
投資活動収入計	20,000	0	20,000
2 投資活動支出			
① 出資金・長期貸付金支出			
出資金支出	272	0	272
投資活動支出計	272	0	272
投資活動収支差額	19,728	0	19,728
III 財務活動収支の部			

1 財務活動収入	0	0	0
2 財務活動支出	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	5,617	0	5,617
前期繰越収支差額	9,884	0	9,884
次期繰越収支差額	15,501	0	15,501

③ 消費税等の申告書等

本財団は、消費税法第9条第1項の規定により、消費税の課税事業者とならないため、申告書の作成は該当しない。

④ 監査の結果等

本財団は、免税事業者であるが、課税仕入れ等が、課税売上に比べて極めて多く、明らかに還付が生じる場合には、あえて課税事業者を選択することによって還付を受けることができる。

そこで、本財団につき還付の可能性を視野に入れ検証したが、結果は還付にまでは至らなかった。よって、現状のままで特に問題はないと判断した。

将来的にも還付は発生しないと思われるが、もし還付が确实視されれば、今後開始する会計年度前に「消費税課税事業者選択届出書」の提出が必要になる。

(課税選択をした以上は、2年間は拘束される。また、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出しない限り、納税義務を逃れられないので注意が必要。)

この「消費税課税事業者選択届出書」の提出後は、計算して還付額が発生しない場合は、反対に消費税の納付義務が生じてしまうので十分な注意をもって数年(最低2年間)の事業計画と予算を立案する必要がある。この場合の消費税の試算について巻末、参考資料 資料7・資料8を利用されたい。

(7)財団法人ながの観光コンベンションビューロー

① 概要

1 目的

長野市の産業、自然、文化、歴史などの資源及び長野冬季オリンピックの有形無形の財産を活用し、コンベンション(イベント・各種大会・見本市等)の企画・誘致及び支援並びに観光の振興を図り、もって長野市の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に寄与す

る。

2 概要

設立 昭和62年6月 財団法人長野市商工振興公社長野県知事認可

名称変更 平成15年4月 財団法人ながの観光コンベンションビューロー

基本財産 103,000千円（出捐金：市52,000千円 50.5%、民間47,600千円 46.2%、
予算組替 3,400千円 3.3%）

賛助会員 550会員、会員口数10,650（年会費1口1千円）

役員 理事長1, 副理事長3, 専務理事1, 常務理事1, 理事18, 監事2

評議員 評議員20

事務局 職員26 常勤役員（専務理事・常務理事兼事務局長）・総務部5名・コンベンション
部4名・観光部15名（長野市観光情報センター5名、松代観光案内所3名を含む）

3 事業概要

(1) コンベンション誘致に関する事業

*国内外のコンベンション主催者・事務局に対し、長野市での会議・大会等開催の誘致活動

(2) コンベンション支援に関する事業

*市内で開催されるコンベンションの主催者及び参加者への支援活動

（歓迎看板・ポスター、各種パンフレット、バッグなどの提供、エクスカーションバス
運行）

*市内で開催されるコンベンション主催者へ参加者数に応じて助成金を交付

*市内で開催されるスポーツ大会及び合宿の主催者等へ参加者数・宿泊者数に応じて支援
金を交付

*国際会議に対し「国際会議開催助成金」を交付

*コンベンションの主催者に対し、開催準備金の貸付

(3) コンベンション情報収集並びに広報宣伝に関する事業

*機関紙「インフォームながの」、コンベンションカレンダーの作成

*主催者、参加者へのアンケート調査

*開催実績調査、経済波及効果の試算を公表

*インターネットホームページの公開

- * 個人向け携帯電話サイト（QRコード）を開設し長野市の最新情報を発信
- (4) 関係組織との協調に関する事業
 - * J N T O（日本政府観光局）、J C C B（日本コンGRESS・コンベンション・ビューロー）からの情報収集及び情報交換、職員研修の実施
 - * 賛助会員セミナーの実施
 - * 関連団体との情報交換会の実施
- (5) 自主イベント創造
 - * イベント創造に向け各種団体・業界と情報交換や勉強会を開催し、実施可能なイベントを組織化
- (6) 観光振興に関する事業
 - * 観光宣伝及び観光客の誘致活動
 - * 観光パンフレット、ポスター等の作成
 - * 「おもてなしの心」あふれる観光地づくりの推進
- (7) フィルムコミッションに関する事業
 - * 映画、ドラマ、CMなどの撮影・制作支援を行い、映像を通じての観光客誘致・地域文化の向上
- (8) 観光支援に関する事業
 - * 観光機関・団体と連携しての観光宣伝
 - * 観光情報センター等観光案内と質の高い観光情報の提供
 - * 各種観光行事・イベントの支援
- (9) 第3種旅行業運営に関する事業
 - * 長野市及び隣接市町村の農作業体験、産業観光、地元お勧め処等の着地型ツアーを企画し、新たな長野市の魅力についてのPR

② 決算諸表

平成 22 年度 (財)ながの観光コンベンションビューロー

一般会計正味財産増減計算書

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科 目	決 算 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用収益	
基本財産受取利息	272,500
② 受取補助金	
受取コンベンション事業補助金	45,000,000
受取観光振興事業補助金	82,300,000
受取長野市運営補助金	91,804,632
③ 受取会費	
賛助会員受取会費	10,664,000
④ 事業収益	
事業収益	6,685,630
⑤ 受取負担金	
受取負担金	1,000,000
⑥ 雑収益	
受取利息・配当金	345
雑収益	78,892
経常収益計	237,805,999
(2) 経常費用	
① コンベンション事業費	
会議費	631,887
旅費交通費	1,389,800
通信運搬費	1,149,961
什器備品費	341,000
消耗品費	1,340,886
印刷製本費	12,805,850
賃借料使用料	2,289,037
委託費	12,692,309

負担金	339,000
助成金	11,789,200
広告費	877,950
保険料	58,490
② 観光振興事業費	
会議費	228,408
旅費交通費	1,952,535
通信運搬費	1,232,321
什器備品費	0
消耗品費	1,142,763
修繕費	55,335
印刷製本費	17,312,439
燃料費	491,721
水道光熱費	486,960
諸謝金	22,800
賃借料使用料	2,345,319
委託費	1,501,210
負担金	15,462,500
助成金	2,028,100
広告費	43,325,037
保険料	233,780
旅行仕入	3,203,215
雑費	155,858
③ 管理費	
役員報酬	1,316,000
給料手当	62,162,963
賞与引当金繰入額	2,926,000
福利厚生費	9,940,269
会議費	45,202
旅費交通費	17,940
通信運搬費	0
什器備品費	0
消耗品費	795,699
修繕費	9,975
印刷製本費	7,875
公租公課	106,800

賃借料使用料	582,508
委託費	3,326,925
負担金	15,984,680
交際費	171,000
広告費	52,500
保険料	82,390
雑費	355,677
④ 他会計への繰出額	
コンベンション開催準備金	
貸付特別会計への繰出額	0
経常費用計	234,770,074
当期経常増減額	3,035,925
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	3,035,925
一般正味財産期首残高	2,098,095
一般正味財産期末残高	5,134,020
II 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	103,000,000
指定正味財産期末残高	103,000,000
III 正味財産期末残高	108,134,020

③消費税等の申告書等

本財団は、消費税法第9条第1項の規定により、消費税の課税事業者とならないため、申告書の作成は該当しない。

④監査の結果等

本財団は、免税事業者であるが、課税仕入れ等が課税売上に比べて極めて多い場合、還付の可能性が生ずる。そこで当財団に対しては、還付の可能性を視野に入れて監査を実行した。

課税仕入額 112,678,902 円(消費税等 5,365,662 円)と多額であるが、特定収入

も、230,768,632円と多額であるため、控除対象仕入税額がほとんど消されてしまう。その結果、還付には結びつかない。

将来的にも還付は発生しないと思われるが、もし還付が確定視されれば、今後開始する会計年度前に「消費税課税事業者選択届出書」の提出が必要になる。(課税選択をした以上は、2年間は拘束される。また、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出しない限り、納税義務を逃れられないので注意が必要。)この「消費税課税事業者選択届出書」の提出後は、計算して還付額が発生しない場合は、反対に消費税の納付義務が生じてしまうので十分な注意をもって数年(最低2年間)の事業計画と予算を立案する必要がある。この場合の消費税の試算について巻末、参考資料 資料7・資料8を利用されたい。

(8)財団法人長野市体育協会

① 概要

1 目的

スポーツを振興し、市民の体力の向上と健全なる発達を図り、アマチュア・スポーツ精神の高揚を図ることを目的とする。

2 概要

設 立 平成3年6月1日

基本財産 43,040千円

内訳	市出捐金	21,730千円
	寄付金	14,150千円
	競技団体分担金	5,160千円
	自己資金	2,000千円

役 員 会長1, 副会長4, 専務理事1, 常務理事1, 理事32, 監事2

事 務 局 大字鶴賀緑町1613番地

3 事業概要

- (1) 市民の体力向上と競技者の競技力向上を図ること
- (2) 学校体育団体と連絡協調を図ること
- (3) 各種体育大会、研修会、講習会の開催及び補助をすること
- (4) 加盟団体の強化育成、相互連絡を図ること

- (5) スポーツ少年団を育成すること
 - (6) スポーツ功労者を表彰すること
 - (7) 指導者及び競技役員の養成をすること
 - (8) その他本会の目的達成に必要な事業
- 4 平成 22 年度スポーツ振興事業実績
- (1) 市民体育祭（水泳、弓道等）26 大会
 - (2) 基本構想補助事業（陸上、水泳等）8 競技団体
 - (3) スポーツ振興補助事業選手強化事業（空手、馬術等）8 競技団体
 - (4) スポーツ振興補助事業優秀選手役員招へい（ソフトテニス、バスケットボール等）
10 競技団体
 - (5) スポーツ振興補助事業指導者等育成事業（スキー、アイスホッケー等）3 競技団体
 - (6) スポーツ振興補助事業ジュニア特別対策事業（テニス、陸上等）9 競技団体
 - (7) ジュニアスケート選手強化対策事業（スケート協会）
 - (8) スポーツ教室（競技団体主催）103 教室
- 5 加盟団体 （41）
- 陸上競技協会、水泳協会、スキークラブ、テニス協会、バレーボール連盟、体操協会、バスケットボール協会、スケート協会、ソフトテニス協会、卓球協会、軟式野球連盟、相撲連盟、馬術連盟、柔道協会、バドミントン協会、弓道連盟、ライフル射撃協会、剣道連盟、カヌー協会、空手協会、銃剣道協会、グライダー協会、合気道協会、サッカー協会、ソフトボール協会、ボウリング協会、綱引連盟、ラグビーフットボール協会、アイスホッケー協会、バウンドテニス協会、ゲートボール連盟、カーリング協会、ローラースポーツ協会、太極拳協会、ドッジボール協会、硬式野球連盟、障害者スポーツ協会、ゴルフ協会、長野県ボブスレー・リュージュ連盟、エアロビック協会、ダンススポーツ連盟
- 6 準加盟団体 （5）
- 長野アメリカンフットボール協会、長野市スポーツ指導員会、長野市少女ソフトボール連盟、長野県水上スキー連盟、長野市ビーチボール協会

②決算諸表

平成22年度 収 支 報 告

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	決 算 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	
基本財産受取利息	
基本財産受取利息	0
基本財産投資有価証券受取利息	380
② 分担金収益	
分担金収益	
加盟団体分担金収益	460
③ 受取補助金	
受取補助金	
受取県体協補助金	30
受取その他補助金	50
④ 受取負担金	
受取負担金	
長野市受取負担金	38,090
⑤ 使用料収益	
使用料収益	
貸与備品使用料収益	301
⑥ 受取会費	
受取会費	
賛助会員受取会費	2,224
⑦ 雑収益	
雑収益	
受取利息	24
雑収益	0
経常収益計	41,561

(2) 経常費用	
① 事業費	24,568
競技力向上事業費	
ジュニア対策特別事業	931
優秀選手招へい事業	886
選手強化事業	12,207
ジュニアスケート選手強化事業	2,000
指導者育成事業	143
スポーツ振興事業費	
スポーツ教室補助	0
スポーツ大会補助	30
団体強化推進事業	1,935
運動用具購入費	
貸与備品購入費	1,756
補給消耗品購入費	356
行事費	
市民体育祭	1,182
スポーツ大会運営	800
研修事業費	138
選手激励費	750
大会助成費	183
NAGANO スポーツフェスティバル	100
一般事業費	
表彰費	95
普及啓発費	291
スポーツ少年団費	
スポーツ少年団育成費	780
② 管理費	20,986
人件費	
給与	4,558
諸手当	2,591
共済費	2,770
賃金	7,037
事務局費	
会議費	119
旅費	0

交際費	74
需用費	
消耗品費	256
印刷製本費	302
燃料費	64
役務費	
通信運搬費	233
手数料	276
使用料及び賃借料	
使用料	136
賃借料	653
負担金	65
公課費	44
委託費	1,802
雑費	0
③ 引当金繰入額	1
事務局移転引当金繰入額	1
経常費用計	45,557
当期経常増減費	△3,996
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	△3,996
一般正味財産期首残高	15,194
一般正味財産期末残高	11,197
II 指定正味財産増減の部	
① 基本財産運用益	
基本財産投資有価証券受取利息	△2
② 一般正味財産への振替額	
一般正味財産への振替額	2
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	43,040
指定正味財産期末残高	43,040

③消費税等の申告書等

本社は、消費税法第9条第1項の規定により消費税の課税事業者とならないため、申告書の作成は該当しないが、参考資料として下記に表示する。

(財)長野市体育協会 平成22年度決算書(消費税額算定)

支出の部

(単位：千円)

大科目	中科目	小科目	予算額	決算額	消費税額	備考
1 事業費			25,307	24,568	117	
	1 競技力向上事業		16,833	16,169	0	
		(1) ジュニア対策特別事業	977	931	0	
		(2) 優秀選手招へい事業	890	886	0	
		(3) 選手強化事業	12,757	12,207	0	
		(4) ジュニアスケート選手強化事業	2,000	2,000	0	
		(5) 指導者育成事業	209	143	0	
	2 スポーツ振興事業費		1,965	1,965	0	
		(1) スポーツ教室補助	0	0	0	
		(2) スポーツ大会補助	30	30	0	
		(3) 団体強化推進事業	1,935	1,935	0	
	3 運動用具購入費		2,165	2,113	100	
		(1) 貸与備品購入費	1,808	1,756	83	H23より 廃止
		(2) 補給消耗品購入費	357	356	16	
	4 行事費		3,176	3,155	0	
		(1) 市民体育祭	1,187	1,182	0	
		(2) スポーツ大会運営	800	800	0	
		(3) 研修事業費	139	138	0	
		(4) 選手激励費	750	750	0	
		(5) 大会助成費	200	183	0	
		(6) NAGANO スポーツフェスティバル	100	100	0	

	5 一般事業費		388	386	17	
		(1) 表彰費	96	95	3	
	(2) 普及啓発費	292	291	13		
	6 スポーツ少年団費		780	780	0	
		(1) スポーツ少年団育成費	780	780	0	
2 管理費			21,119	20,986	198	
	1 人件費		17,040	16,957	16	
		(1) 給与	4,562	4,558	0	
		(2) 諸手当	2,655	2,591	0	
		(3) 共済費	2,782	2,770	0	
		(4) 賃金	7,041	7,037	16	電車定期代
	2 事務局費		4,079	4,029	182	
		(1) 会議費	132	119	5	
		(2) 旅費	0	0	0	
		(3) 交際費	75	74	2	
		(4) 需用費	629	624	28	
		(5) 役務費	520	510	22	
		(6) 委託料	1,815	1,802	85	H22のみ
		(7) 使用料及び賃借料	791	789	37	
		(8) 負担金	67	65		
(9) 公課費		50	44			
(10) 雑費	0	0	0			
3 投資有価証券購入支出			68	67	0	
	1 投資有価証券購入支出		68	67	0	
		(1) 投資有価証券購入支出		68	67	0
4 特定預金支出			2	1	0	
	1 特定預金支出		2	1	0	
		(1) 基本財産預金支		0	0	0

		出				
		(2) 退職給与引当預 金支出	0	0	0	
		(3) 事務局移転引当 預金支出	2	1	0	
		(4) 選手強化積立預 金支出	0	0	0	
5 予備費			0	0	0	
	1 予備費		0	0	0	
		(1) 予備費	0	0	0	
当期支出合計 (C)			46,496	45,624	316	
当期収支差額 (A) - (C)			△5,194	△4,063		
次期繰越収支差額 (B) - (C)			2,000	3,130		

平成 22 年度消費税額 合計 : 316,611 円

- ①貸与備品購入は平成 23 年度より廃止
- ②委託料は平成 22 年度のみ
- ③平成 23 年度以降は、約 150 千円程度と思われる。

④監査の結果等

当法人は、平成 22 年度 収支報告 正味財産増減計算書の中で、経常収益計 41,561 千円（経常外収益計 0 円）とあるが、その内特定収入に該当する長野市受取負担金 38,090 千円・賛助会員受取会費 2,224 千円と大方を占め、課税売上高が 1,000 万円以下となる。

毎年このような数値の推移の状況の中で、当然に基準年度（平成 20 年度）も同様のパターンであり、消費税法第 9 条第 1 項の規定により消費税の免税事業者である。

一方、還付の可能性も視野に入れて監査したが、平成 22 年度課税仕入れに係る消費税額 316,611 円あるものの、還付には至らなかった。

将来的にも還付は発生しないと思われるが、もし還付が確実視されれば、今後開始する会計年度前に「消費税課税事業者選択届出書」の提出が必要になる。（課税選択をした以上は、2 年間は拘束される。また、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出しない限り、納税義務を逃れられないので注意が必要。）この「消費税課税事業者選択届出書」の提出後は、計算して還付額が発生しない場合は、反対に消費税の納付義務が生じてしまうので十分な注意をもって数

年（最低 2 年間）の事業計画と予算を立案する必要がある。
 そこで、現状（免税事業者）のとおりが良いと判断する。

(9)財団法人長野市保健医療公社

①概要

1 目 的

公社は、地域医療関係者の研修及び研究、地域保健医療等に関する情報の収集及び提供、住民が必要とする保健医療サービスの提供等の事業を行なう事により、住民の健康の保持と公衆衛生の向上及び地域の保健医療体制の確立を図り、もって地域住民の医療と福祉の増進に寄与することを目的とする。

事務所の位置 長野市大字富竹 1333 番地 1

設 立 平成 3 年 4 月 12 日

基 本 財 産 3 億円 内訳 長野市 2 億 6 千万円

長野市医師会 1 千 5 百万円

銀行団 2 千 5 百万円

役 職 員

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

役 員					評議員	職 員		
理事長	副理事長	専務理事	理事	監事		派遣社員	正規社員	非正規社員等
1	3	1	4	2	20	0	690	154

2 事 業

公社は、その目的を達成するために当面次の事業を行なう。

(1) 医療スタッフその他の医療関係者の研修及び研究事業

長野市医師会等の協賛を得て、県内外の大学医学部教授、先進病院長等を講師として招へいし地域医師・医療スタッフ等の研修会を開催し、保健医療に係る専門家の生涯教育の場としての役割を果たし、もって地域の医療水準の向上に努めるもの。

(2) 地域保健医療等の情報収集及び提供事業

市民の公衆衛生に関する知識や意識をより広く普及させるため啓発活動を行うとともに、その資質向上を図るため、公衆衛生だより「ふれ愛」を発行し、市内全戸に回覧する。また、市民健康講座を開催するほか、看護師等による出前講座を実施するもの。

(3) 在宅寝たきり老人、心身障害児、心身障害者等の在宅ケア事業

平成8年11月に訪問看護ステーションを設置し、在宅寝たきり老人及びその家族の支援を行うため、訪問看護師による看護・介護の専門的指導・相談及び、理学療法士等による訪問リハビリテーションを行い、住民の福祉の向上に努めるもの。

(4) 長野市民病院の管理運営事業

地方自治法第244条の2第3項に基づき長野市から指定管理者として指定を受け、長野市民病院の管理を行うもの。

市民病院の概要（平成23年4月1日現在）

診療科目

内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、内分泌・代謝内科、緩和ケア内科、小児科、外科、消化器外科、呼吸器外科、乳腺外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科、救急科、病理診断科

病床数

10病棟 400床

市民病院職員数（平成23年4月1日現在）

診療職員	92名	(医師、歯科医師)
診療技術職員	110名	(臨床検査技師、薬剤師、診療放射線技師、管理栄養士ほか)
看護職員	486名	(看護師)
事務職員	128名	(事務員、臨床心理士、診療情報管理士、医療ソーシャルワーカー、保育士)
業務職員	28名	(看護助手)
		計 844名

②決算諸表

平成22年度 財団法人長野市保健医療公社 貸借対照表 総括表
(平成23年3月31日現在) (単位：千円)

科 目	一般会計	訪問看護会計	病院会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部					
1 流動資産					
現金預金	4,143	12,240	664,278		682,662
未収金		8,823	218,523	9,033	218,314
貯蔵品			60,095		60,095

前払費用			1,690		1,690
短期貸付金			8,000	8,000	0
その他流動資産			21,313		21,313
流動資産合計	4,143	21,063	973,901	17,033	982,074
2 固定資産					
(1) 基本財産					
基本財産預金	300,000				300,000
基本財産合計	300,000				300,000
(2) 特定資産					
退職給付引当資産			978,386		978,386
修繕引当資産			65,644		65,644
特定資産合計			1,044,030		1,044,030
(3) その他固定資産					
長期性預金			189,236		189,236
その他固定資産		7	120,840		120,847
その他固定資産合計		7	310,076		310,084
固定資産合計	300,000	7	1,354,106		1,654,114
資産合計	304,143	21,071	2,328,008	17,033	2,636,189
科 目	一般会計	訪問看護会計	病院会計	内部取引消去	合 計
II 負債の部					
1 流動負債					
未払金	234	9,403	958,318	9,033	958,922
短期借入金		8,000		8,000	0
預り金			67,476		67,476
賞与引当金			258,182		258,182
流動負債合計	234	17,403	1,283,977	17,033	1,284,582
2 固定負債					
退職給付引当金			978,386		978,386
修繕引当金			65,644		65,644
固定負債合計	0	0	1,044,030	0	1,044,030

負債合計	234	17,403	2,328,008	17,033	2,328,612
Ⅲ 正味財産の部					
1 一般正味財産	303,908	3,668	0		307,576
(うち基本財産への 充当額)	(300,000)	(0)	(0)		(300,000)
(うち特定財産への 充当額)	(0)	(0)	(0)		(0)
正味財産合計	303,908	3,668	0	0	307,576
負債・正味財産合計	304,143	21,071	2,328,008	17,033	2,636,189

平成22年度 財団法人長野市保健医療公社 正味財産増減計算書 総括表

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)					
					(単位:千円)
科 目	一般会計	訪問看護会計	病院会計	内部取引消去	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 基本財産運用収入	2,442				2,442
基本財産運用収入	2,442				2,442
② 雑 収 入					
雑 収 入					
③ 療 養 費 収 益		51,734			51,734
基本療養費収益		12,097			12,097
末期基本療養費収益		1,337			1,337
管理療養費収益		9,885			9,885
情報提供療養費収益		316			316
ターミナルケア療養費収益		280			280
介護療養費収益		27,816			27,816
④ 利 用 料 収 益		1,598			1,598
その他利用料収益		1,598			1,598
⑤ そ の 他 事 業 収 益		2,475			2,475
その他事業収益		2,475			2,475
⑥ 診 療 報 酬 交 付 金			9,385,958		9,385,958
診療報酬交付金			9,385,958		9,385,958
⑦ 他 会 計 交 付 金			683,914		683,914
政策的医療交付金			683,914		683,914
⑧ そ の 他 交 付 金			100,423		100,423
管理運営交付金			100,423		100,423
経常収益計	2,442	55,809	10,170,296		10,228,547

科 目	一般会計	訪問看護会計	病院会計	内部取引消去	合 計
(2) 経常費用					
1) 事業費					
① 研修研究事業費	215				215
謝 金	122				122
賃 借 料	66				66
旅 費 交 通 費	21				21
需 用 費	4				4
② 情報収集提供事業費	1,190				1,190
通 信 運 搬 費	0				0
印 刷 製 本 費	699				699
謝 金	142				142
旅 費 交 通 費	19				19
賃 借 料	178				178
委 託 料	142				142
需 用 費	6				6
③ 給 与 費	0	51,078	5,458,736		5,509,814
給 料		27,805	2,134,099		2,161,905
手 当 等		16,155	2,202,877		2,219,032
賃 金		781	402,542		403,323
法 定 福 利 費		6,336	554,231		560,567
退職給付引当金繰入			164,985		164,985
④ 材 料 費		126	2,538,289		2,538,416
薬 品 費			1,383,265		1,383,265
診 療 材 料 費		126	1,151,849		1,151,975
医 療 消 耗 備 品 費			3,175		3,175
⑤ 経 費		4,361	1,754,837		1,759,198
厚 生 福 利 費			72,525		72,525
旅 費 交 通 費			14,287		14,287
交 際 費			1,685		1,685
需 用 費		379	193,303		193,683
広 告 宣 伝 費			13,530		13,530
役 務 費		641	29,955		30,597
光 熱 水 費		216	253,333		253,550
燃 料 費		479	324		804,404
賃 借 料		674	221,062		221,737
委 託 料		1,819	947,404		949,224
負 担 金 費			782		782
養 成 費			5,800		5,800
租 税 公 課		148	4		152
雑 費		0	837		837
⑥ 研 究 研 修 費		141	59,261		59,403
謝 金			2,389		2,389
図 書 費		12	11,715		11,727
研 究 旅 費		81	20,531		20,613
研 究 雑 費		48	24,624		24,672
⑦ 指 定 管 理 者 負 担 金			314,114		314,114
減 価 償 却 負 担 金			314,114		314,114
⑧ 共 通 経 費 負 担 金			45,056		45,056
共 通 経 費 負 担 金			45,056		45,056
事業費合計	1,405	55,708	10,170,296	0	10,227,409

2)管理費					
①一般管理費	119				119
会議費	21				21
旅費交通費	98				98
管理費合計	119				119
経常費用計	1,524	55,708	10,170,296	0	10,227,528
当期経常増減額	918	100			1,018
2 経常外増減の部					
(1)経常外収益	0	0	0		0
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2)経常外費用	0	0	0		0
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	918	100			1,018
一般正味財産期首残高	302,990	3,567	0	0	306,557
一般正味財産期末残高	303,908	3,668	0	0	307,576
Ⅱ 正味財産期末残高	303,908	3,668	0	0	307,576

平成22年度 財団法人長野市保健医療公社 病院会計 収支計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)		
I 収入の部		(単位:千円)
科目	決算額	備考
第1款 病院事業収益	10,170,296	
1 交付金	10,170,296	
1 診療報酬交付金	9,385,958	
診療報酬交付金	9,385,958	
2 他会計交付金	683,914	
政策的医療交付金	683,914	
3 その他交付金	100,423	
管理運営交付金	100,423	
当期収入合計(A)	10,170,296	
前期繰越収支差額	0	
収入合計(B)	10,170,296	

II 支出の部		(単位:千円)
科目	決算額	備考
第1款 病院事業費用	10,170,296	
1 医業費用	9,811,124	
1 給与費	5,458,736	
給料	2,134,099	
手当等	2,202,877	
賃金	402,542	
法定福利費	554,231	
退職給付引当金繰入	164,985	
2 材料費	2,538,289	
薬品費	1,383,265	
診療材料費	1,151,849	
医療消耗備品費	3,175	
3 経費	1,754,837	
厚生福利費	72,525	
旅費交通費	14,287	
交際費	1,685	
需用費	193,303	
広告宣伝費	13,530	
役務費	29,955	
光熱水費	253,333	
燃料費	324	
賃借料	221,062	
委託料	947,404	
負担金	782	
養成費	5,800	
租税公課	4	
雑費	837	
4 研究研修費	59,261	
謝金	2,389	
図書費	11,715	
研究旅費	20,531	
研究雑費	24,624	
2 医業外費用	359,171	
1 指定管理者負担金	314,114	
減価償却費負担金	314,114	
2 共通経費負担金	45,056	
共通経費負担金	45,056	
当期支出合計(C)	10,170,296	
当期収支差額(A)-(C)	0	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	

③消費税等の申告書等

本財団は、消費税法第9条第1項の規定により、消費税の課税事業者とならないため、申告書の作成は該当しない。

④監査の結果等 支払い指定管理者負担金について（意見）

財団法人長野市保健医療公社は、一般会計、訪問看護会計、病院会計から成り、病院会計が、そのほとんどが数値的にも占めており、収益は、すべて長野市からの交付金収入で、特定収入であり消費税の課税事業者には該当しない。

ただ病院会計は、長野市民病院の管理運営事業であり、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づき長野市から指定管理者として指定を受け、長野市民病院の管理を行うものである。

そこで、長野市との協定上、長野市病院事業会計へ支払義務の発生する指定管理者負担金 314,114,806 円、共通経費負担金 45,056,707 円の支払があるが、その指定管理者負担金 314,114,806 円が受入側の長野市病院事業会計で、課税（本体）299,156,959 円と消費税等額 14,957,847 円としているところに今後の検討の必要性を病院事業会計で意見したところである。病院事業会計の④監査の結果等を参照されたい。

参 考

「基本協定書」

長野市民病院の指定管理者による管理に関する基本協定書

長野市・・・・・・・・・・・・・・・・・・甲

財団法人長野市保健医療公社・・・・乙

（指定管理者負担金）

第 33 条 乙は、甲に対し、指定管理者負担金を毎年度支払うものとする。

ただし、甲が必要と認めるときは、この負担金を減免することができるものとする。

2 指定管理者負担金の金額、支払方法等は、年度協定書に定める。

（病院事業会計共通経費負担金）

第 34 条 乙は、甲に対し、長野市病院事業の本部運営に係る経費として、

病院事業会計共通経費負担金（以下「共通経費負担金」という。）を支払うものとする。

2 共通経費負担金の金額、支払方法等は、年度協定書に定める。

「年度協定書」

長野市民病院の指定管理者による管理に関する年度協定書

長野市・・・・・・・・・・・・・・・・甲

財団法人長野市保健医療公社・・・・乙

(指定管理者負担金)

第6条 基本協定書第33条第1項に定める指定管理者負担金の額は、協定期間の病院事業会計に計上される次の各号に掲げる費用の額を合算したものとする。

(1) 減価償却費

(2) 資産減耗費

2 前項に定める負担金は、協定期間の末日に一括納入するものとする。

3 甲は、基本協定書第33条第1項のただし書きにより、第1項に定める負担金を減免するものとする。

(病院事業会計共通経費負担金)

第7条 基本協定書第34条第1項に定める病院事業会計共通経費負担金の額は、病院事業会計の協定期間の収益的収入に係る仮受消費税相当額とする。

2 前項に定める負担金は、協定期間の末日に一括納入するものとする。

(10) 社団法人 長野市農業公社

①概要

長野市の農業は、高齢化及び後継者不足による農業者の減少、遊休農地や遊害虫被害の増大などにより活力が低下し、かつ、農業産出額が減少している状況である。諸課題を解決するため、行政・農協・商工業事業者などの関係機関が有する情報の集積やノウハウを一元化し、効率的・効果的に機能する新たな組織体制の整備が必要である。このような背景により農業者、農業関係団体、商工業事業者及び行政の一体化になった事業運営により、農作業支援体制の再構築、農地利用集積円滑化事業の促進、多様な担い手の育成確保及び農業者と消費者や都市住民との結びつきの強化を図り、もって長野市農業の発展と地域社会経済の活性化に寄与することを目的として設立された。

事務所の位置 長野市大字中御所字岡田131番地14 (JAながの会館3階)

設立 平成19年7月3日

基本財産 5,000千円

(出えん内訳 長野市2,500千円50%、JAグリーン長野1,000千円20%、

J Aながの 1,000 千円 20%、長野市農業再生協議会 500 千円 10%)
 役員 理事 12 名 (理事長 1 名、副理事長 3 名、常務理事 1 名)
 監事 2 名
 事務局 20 名 市派遣 4 名、J Aグリーン長野派遣 2 名、J Aながの派遣 2
 名、嘱託等 12 名

事業内容

- 農作業の受託に関すること
- 農作業の受託のあつ旋に関すること
- 農業機械の利用貸付に関すること
- 農地利用集積円滑化に関すること
- 担い手の育成・支援に関すること
- 都市と農村との交流促進に関すること
- 特産品の加工、開発等の支援に関すること
- 市民菜園・市民農園の管理運営に関すること
- 農業者、消費者、食品・加工業者、流通業者等との連絡協調に関すること
- 農業情報の受発信に関すること

②決算諸表

平成 22 年度正味財産増減計算書

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

(単位：千円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
① 基本財産運用益	10
② 受取会費	7,100
③ 事業収益	191,033
④ 受取補給金	54,273
⑤ 雑収益	622
経常収益計	253,038
(2) 経常費用	
① 事業費	218,441
給料手当	7,861
臨時雇用賃金	76,904

福利厚生費	5,112
会議費	477
旅費交通費	101
通信運搬費	1,920
減価償却費	417
什器備品費	1,187
消耗品費	561
修繕費	688
印刷製本費	288
燃料費	937
光熱水料費	205
賃借料使用料	13,148
保険料	32
諸謝金	5,479
租税公課	3,417
支払負担金	3,177
支払助成金	5,509
委託費	89,614
雑費	1,407
②管理費	33,797
給料手当	19,719
臨時雇用賃金	2,387
福利厚生費	5,201
会議費	40
旅費交通費	90
通信運搬費	141
消耗品費	178
印刷製本費	44
賃借料使用料	4,772
租税公課	9
支払負担金	201
交際費	0
委託費	835
雑費	180
經常費用計	252,238
当期經常増減額	800

2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	800
一般正味財産期首残高	2,331
一般正味財産期末残高	3,131
II 指定正味財産増減の部	
① 受取補助金	5,000
受取長野市補助金	5,000
当期指定正味財産増減額	5,000
指定正味財産期首残高	10,000
指定正味財産期末残高	15,000
III 正味財産期末残高	18,131

平成 22 年度貸借対照表

平成 23 年 3 月 31 日現在

(単位：千円)

科 目	金 額
I 資産の部	
1 流動資産	
現金預金	7,928
未収金	15,847
流動資産合計	23,775
2 固定資産	
(1) 基本財産	
定期預金	5,000
基本財産合計	5,000
(2) その他の固定資産	
機械装置	368
有価証券	5,000
その他の固定資産合計	5,368
固定資産合計	10,368
資産合計	34,143

Ⅱ負債の部	
1 流動負債	
未払金	15,888
預り金	124
流動負債合計	16,012
負債合計	16,012
Ⅲ正味財産の部	
1 指定正味財産	15,000
(うち基本財産への充当額)	(5,000)
2 一般正味財産	3,131
正味財産合計	18,131
負債及び正味財産合計	34,143

③消費税の申告書等

平成22年4月1日～平成23年3月31日

(単位:千円)

ア課税標準額	179,075	(a) 課税売上高(税抜)	179,075
		(b) 非課税売上高	3,036
		(c) 不課税収入	66,771
		(d) 内特定収入	8,763
		課税売上割合(a)/(a)+(b) 98.3%	
		特定収入割合(d)/(a)+(b)+(d) 4.6%	
		イ消費税額 (ア×4%)	7,163
ウ仕入控除税額 (a)-(b)	4,608	(a) 課税仕入れに係る 税額	4,608
		(課税仕入れ 120,985×4/105)	
		(b) 特定収入に係る税 額	0
		(特定収入割合が5%以下のため調整 不要)	
エ差引消費税納税額 (イ-ウ)	2,554		
地方消費税額 (エ×25%)	638		

特定収入の内訳

単位：千円

科目	内容	資産の譲渡等以外の収入	特定収入以外	特定収入	特定収入のうち課税仕入のみ	課税仕入れのみ以外の特定収入
正会員受取会費		6,050		6,050		6,050
賛助会員受取会費		1,050		1,050		1,050
会費・入会金合計		7,100		7,100		7,100
長野市補助金	人件費、事業補助	59,273	57,610	1,663	1,663	
雑収入	人件費補助	397	397			
補助金・交付金合計		59,671	58,008	1,663	1,663	
総合計		66,771	58,008	8,763	1,663	7,100

④ 監査の結果等

当該年度について収入支出の課否判定の網羅性、課否判定区分の妥当性について留意して監査した結果、確認した範囲では指摘すべき事項は認められなかった。特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算過程には適切でない処理があった。

ア.特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算過程が適切ではない処理（指摘）

上記特定収入の内、長野市補助金 59,273 千円について確定申告では農作業支援事業のトラックレンタル料 907 千円と 農地保有特別対策事業の保全管理委託料他 756 千円を課税仕入れ等にもみ用途が特定されている部分の金額(課税仕入れ等に係る特定収入の額)としている。派遣職員等の給与人件費に含まれる通勤費 1,223 千円については課税仕入れ等に係る特定収入の額とすべき金額と判断される。特定収入は 9,986 千円、その内課税仕入れ等に係る特定収入の額は 2,886 千円となる。

以上の結果、これを受け再計算の結果平成 22 年度は 348,500 円、平成 21 年度は 61,100 円過少申告額となっていたため社団法人長野市農業公社において速

やかに修正申告を行なった。

(11) 社会福祉法人ながのコロニー

① 概要

・事業目的

当法人は、障害者の中で一般雇用の困難な方に対し、個々の能力や適性に応じて仕事の間を提供し、かつ必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。

・施設概要

I 篠ノ井施設

1 身体障害者授産施設

(1) ワークサポート篠ノ井（就労支援タイプ）

入所定員 40名・通所定員 35名

作業職種 軽作業・印刷・縫製・園芸・食品加工・陶芸作業

(2) ハートフル五明 指定障害者支援施設

(施設入所支援・生活介護)

施設入所支援定員 40名

生活介護定員 40名

生活活動 軽作業・陶芸作業

2 グループホーム

さいなみほーむ

II 若槻施設

1 指定障害者就労継続支援A型事業所

長野福祉工場

利用定員 40名（3障害受け入れ）

延床面積 3,318.31 m²

就労支援職種 印刷・縫製・観賞魚メンテナンス・売店・防災用品・オリジナルグッズ

2 知的障害者通所授産施設

はあてい若槻

利用定員 30名

延床面積 451.65 m²

作業職種 軽作業・縫製作業・緑地管理等の屋外作業

3 グループホーム
うわのほーむ

② 決算諸表

事業活動収支内訳書

自平成22年4月1日 至平成23年3月31日

(単位:千円)

勘定科目	金額
I 就労支援事業活動収支の部	
就労支援事業収入	585,693
就労支援事業支出	620,090
収支差額(1)	△ 34,397
II 福祉事業活動収支の部	
福祉事業活動収入	
1. 運営費収入	16,238
2. 私的契約利用収入	2,316
3. 自立支援費収入	399,254
4. 補助事業等収入	10,629
5. 経常経費補助金収入	311
6. 寄附金収入	100
7. 雑収入	2,855
8. 借入金元金償還補助金収入	22,558
9. 引当金戻入	16,657
10. 国庫補助金等特別積立金取崩額	33,613
11. 退職年金共済積立金積立額	5,387
収入計	509,922
福祉事業活動支出	
1. 人件費支出	195,248
2. 事務費支出	59,931
3. 事業費支出	56,304
4. 減価償却費	61,173
5. 引当金繰入	17,306
6. 退職年金共済積立金取崩額	4,597
支出計	394,562
収支差額(2)	115,359

Ⅲ 事業活動外収支の部	
事業活動外収入	
1. 借入金利息補助金収入	4,269
2. 受取利息配当金収入	495
3. 経理区分間繰入金収入	18,813
収入計	23,579
事業活動外支出	
1. 借入金利息支出	5,528
2. 経理区分間繰入金支出	18,213
支出計	23,742
収支差額(3)	△ 163
経常収支差額 (4) = (1) + (2) + (3)	80,799
Ⅳ 特別収支の部	
特別収入	
施設整備等補助金収入	11,075
収入計	11,075
特別支出	
1. 国庫補助金等特別積立金積立額	282
2. 固定資産売却損・処分損	11,075
支出計	11,357
収支差額(5)	△ 282
当期活動収支差額 (4) + (5)	80,517
Ⅴ 繰越活動収支差額の部	
前期末繰越収活動支差額	239,486
当期末繰越活動収支差額	320,003
その他の積立金取崩額	620
その他の積立金積立額	24,202
次期繰越活動収支差額	296,421

貸借対照表

平成 23 年 3 月 31 日現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
流動資産	(446, 229)	流動負債	(90, 335)
現金預金	301, 238	支払手形	23, 717
受取手形	7, 027	買掛金	34, 094
売掛金	44, 116	未払金	16, 536
商品・製品	10, 436	預り金	1, 554
原材料	11, 368	賞与引当金	14, 127
貯蔵品	60	前受金	306
未収金	70, 189	固定負債	(456, 442)
立替金	362	設備整備借入金	28, 266
仮払金	1, 428	施設整備借入金	348, 040
固定資産	(1, 516, 032)	退職給与引当金	80, 135
基本財産	1, 062, 911	負債の部合計	546, 778
その他の固定資産	453, 121	純資産の部	
		基本金	240, 094
		国庫補助金等特別積立金	686, 035
		その他の積立金	192, 931
		次期繰越活動収支差額	296, 421
		純資産の部合計	1, 415, 483
資産の部合計	1, 962, 262	負債及び純資産の部合計	1, 962, 262

③ 消費税等の申告書等

(単位:千円)

ア課税標準額	532, 308	(a) 課税売上高(税抜)	533, 332
		(b) 非課税売上高	403, 852
		(c) 不課税収入	88, 871
		(d) うち特定収入	41, 414
		課税売上割合 (a)/(a)+(b)	56.90%
		特定収入割合 (d)/(a)+(b)+(d)	4.23%
イ消費税額 (ア×4%)	21, 292		

ウ仕入控除税額 (a) - (b) 個別対応方式	15,809	(a) 課税仕入れに係る税額	15,809
		(課税売上げにのみ要する課税仕入れ 383,530 × 4/105) + (課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ 2,106 × 課税売上割合)	
		(b) 特定収入に係る課税仕入れの税額	0
エ差引消費税納付額(イ-ウ)	5,482		
オ地方消費税額 (エ×25%)	1,370		

④ 監査の結果等

消費税に関して問題なし

当法人の事業活動収入は就労支援事業収入と福祉事業収入がある。就労支援事業収入は課税売上げであり、福祉事業収入は主に非課税売上げと不課税に分かれる。全体の課税売上割合は56.9%となり、95%未満となるので、控除税額の計算方法として個別対応方式か一括比例配分方式のどちらかを選択することとなる。ここでは、個別対応方式を採用している。個別対応方式を採用した結果、一括比例配分方式を選択する場合に比べて消費税額が6,178,300円少なく済んでいる。

また、福祉事業の不課税収入及び事業活動外収入にある特定収入の割合は4.2%であり、5%以下となっている。そのため、特定収入に係る特例計算を行う必要がないので、納付税額が少なく済んでいる。

(12) 長野森林組合

① 事業の概要

長野森林組合は、地域の森林管理の主体として、地域の森林を協同の力で育て守り続け、森林環境保全と林業発展を通じて、地域温暖化防止へ貢献するとともに、水源の保全、国土の安全、健全な森林環境と良質な木材を国民に提供しながら、健康で安心、豊かな住生活を支えていくことを使命としている。

合併10年目の節目を迎え、森林造成事業を中心に実施している。国から示された森林施業の集約化推進、木材搬出の低コスト化、「公共建築物等における

木材の利用の促進に関する法律」により 10 年後の木材自給率を 50%以上とすることを目標に育てる林業から木材の利用促進へ政策転換が図られている。長野県では「森林づくり県民税」の活用の「みんなで支える里山整備事業」による間伐整備、「森の里親促進事業」、間伐材の利用促進を進めるための「環モデル事業」、木質ペレットの利用による「カーボンオフセットシステム構築事業」、雇用対策事業として国の「緑の雇用担い手育成事業」、県の「森林資源調査事業」に取り組んでいる。今年新しくオガ粉製造工場を建設した。

施設の設置状況

名称	構造及び面積	所在地	職員数	摘要
本所・長野支所	コンクリート 286.74 m ²	長野市	14	借間
大岡西山連絡所	木造 2 階建 252.60 m ²	長野市信州新町	3	
戸隠連絡所	木造 2 階建 141.79 m ²	長野市戸隠	1	
須高支所	木造 2 階建 4 400.24 m ²	須坂市	4	
更埴支所	木造平屋 1 1172.45 m ²	千曲市	4	
北部支所	コンクリート 373.15 m ²	信濃町	3	借家
鬼無里事業所	木造 2 階建 428.00 m ²	長野市鬼無里	5	
西山事業所	木造 2 階建 117.00 m ²	小川村	3	
木材加工流通施設 設備 (丸棒加工施設)	木造平屋 297.00 m ²	長野市鬼無里		林業経営構造対策事業
特用林産物生産施設 (オガ粉製造施設)	木造平屋 297.00 m ²	長野市鬼無里		林業経営構造対策事業
		10 箇所	37 人	

出資金 352,019,200 円

役員 組合長 1 名、副組合長 1 名、専務理事 1 名、理事 18 名、代表監事 1 名
監事 2 名

職員 28 名 参与 1 名、参事 2 名、一般職員 25 名、常用人 9 名

事業内容

間伐事業

販売事業

林産事業

林産請負事業

木材加工

森林整備事業

② 決算諸表

損 益 計 算 書

(平成 22 年 2 月 1 日から平成 23 年 1 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	小 計	合 計
I 事業総損益		
1. 事業総収益	1,161,161	
2. 事業総費用	887,906	
		273,255
II 事業管理費		
1. 人件費	200,996	
2. 旅費交通費	1,794	
3. 事務費	7,844	
4. 業務費	7,964	
5. 諸税負担金	5,483	
6. 施設費	47,751	
7. 雑費	1,531	
事業管理費計		273,363
事業利益		△ 108
III 事業外損益		
1. 事業外収益	8,181	
2. 事業外費用	1,703	

事業外損益		6,478
経常利益		6,370
IV特別損益		
1. 特別利益	72,265	
2. 特別損失	73,500	
特別損益		△ 1,235
税引前当期純利益		5,135
法人税・住民税		3,310
当期剰余金		1,825
前期繰越剰余金		27,206
当期未処分利益		29,031

貸借対照表

平成 23 年 1 月 31 日現在

(単位：千円)

科目	内訳	小計	合計	科目	内訳	小計	合計
資産の部				負債の部			
流動資産				流動負債			
1 現金		300		1 受託販売預り金		67,054	
2 預金		383,457		2 買掛金		5,391	
3 受取手形	16,187			3 未払金			
4 売掛金	59,617			(1) 未払金	81,873		
5 未収金	190,145			(2) 未払消費税	0	81,873	
6 短期貸付金	4,370			4 未払法人税等		2,754	
7 有価証券	0			5 短期借入金		2,000	
8 棚卸資産		64,513		6 前受金		5,207	
9 立替金	50,322			7 預り金		130,341	
3~9 貸倒引当金	4,324	316,319		8 預り消費税		3,329	
10 仮払金		126,748		9 仮受金		3,029	
11 前渡金		0		流動負債合計			300,982
12 雑資産							

(1) 前払費用		0				
流動資産合計			891,340			
固定資産				固定負債		
有形固定資産				1 森林担保資金借入金		
1 建物	261,438			2 林業改善資金借入金		
減価償却累計額	218,035	43,402		3 農林漁業資金借入金		
2 建物付属設備	1,959			(1) 造林借入金	4,357	
減価償却累計額	946	1,012		(2) 改善資金借入金		4,357
3 構築物	64,706			4 林道借入金		134,166
減価償却累計額	57,391	7,314		5 退任慰勞引当金(役員)		9,221
4 機械装置	275,491			6 退職給与引当金(職員)		98,737
減価償却累計額	233,824	41,666		固定負債合計		246,483
5 車輛運搬具	23,187			負債合計		547,465
減価償却累計額	22,225	962				
6 工器具備品	17,830					
減価償却累計額	16,007	1,822				
7 土地		33,494				
8 森林						
(1) 所有林	3,854					
(2) 分収林	30,725	34,579				

有形固定 資産合計	164,256				
無形固定 資産			資本の部 出資金		
1 ソフトウ ェア利用 権	1,689		1 出資金		
2 実用新案 権	128			350,012	
3 電話加入 権	774				
4 意匠権	83		出資金合計		350,012
5 市売預け 入保証金	100				
無形固定 資産合計	2,776		剰余金		
外部出資			1 法定準備金	188,200	
1 系統出資	33,884		2 資本準備金	2,865	
2 系統外出 資	4,112		3 特別積立金	125,800	
外部出資 金合計	37,996		4 当期未処分剰余 金		
その他固 定資産			(1) 当期剰余金	1,825	
1 長期貸付 金	2,050		(2) 前期繰越剰余 金	27,206	29,031
2 森林担保 資金貸付 金			剰余金合計		345,896
3 農林漁業			資本合計		695,909

資金貸付金						
(1) 造林貸付金	5,616					
(2) 改善貸付金						
4 林道未収賦課金	134,166					
1~4 貸倒引当金	4,235	137,596				
5 保険積立金		9,409				
その他の固定資産合計		147,006				
固定資産合計			352,035			
繰延資産合計						
資産合計			1,243,375	負債・資本合計		1,243,375

③ 消費税の申告書等

平成22年2月1日～平成23年1月31日

(単位:千円)

ア課税標準額	1,117,210	(a) 課税売上高(税抜)	1,117,210
		(b) 非課税売上高	1,761
		課税売上割合(a)/(a)+(b)	99.8%
イ消費税額 (ア×4%)	44,688		
ウ仕入控除税額	34,646	(a) 課税仕入れに係る税額 909,476千円×4/105	
エ差引消費税納税額 (イ-ウ)	10,041		
地方消費税額 (エ×25%)	2,510		

④ 監査の結果等

収入支出の課否判定の網羅性、課否判定区分の妥当性について留意して監査した結果、確認した範囲では指摘すべき事項は認められなかった。

IV 参考資料

資料 1 消費税法別表第三

別表第三（第三条、第六十条関係）

一 次の表に掲げる法人

名称	根拠法
委託者保護基金	商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)
一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)
一般社団法人	
医療法人(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項(社会医療法人)に規定する社会医療法人に限る。)	医療法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)
貸金業協会	貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)
学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十四条第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人を含む。)	私立学校法
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)
企業年金基金	確定給付企業年金法(平成十三年法律第五

	十号)
企業年金連合会	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)
危険物保安技術協会	消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)
行政書士会	行政書士法(昭和二十六年法律第四号)
漁業共済組合	漁業災害補償法(昭和三十一年法律第百五十八号)
漁業共済組合連合会	
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)
漁船保険組合	漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)
漁船保険中央会	
勤労者財産形成基金	勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)
軽自動車検査協会	道路運送車両法
健康保険組合	健康保険法
健康保険組合連合会	
原子力損害賠償支援機構	原子力損害賠償支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)
原子力発電環境整備機構	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号)
高圧ガス保安協会	高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百

	四号)
広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)
公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)
公益社団法人	
厚生年金基金	厚生年金保険法
更生保護法人	更生保護事業法
港務局	港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)
小型船舶検査機構	船舶安全法(昭和八年法律第十一号)
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法
国家公務員共済組合連合会	
国民健康保険組合	国民健康保険法
国民健康保険団体連合会	
国民年金基金	国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)
国民年金基金連合会	
国立大学法人	国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)
市街地再開発組合	都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)

自転車競技会	自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)
自動車安全運転センター	自動車安全運転センター法(昭和五十年法律第五十七号)
司法書士会	司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)
社会福祉法人	社会福祉法
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)
社会保険労務士会	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)
宗教法人	宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)
住宅街区整備組合	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)
酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	
酒販組合	
酒販組合中央会	

酒販組合連合会	
商工会	商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)
商工会議所	商工会議所法(昭和二十八年法律第四百十三号)
商工会連合会	商工会法
商工組合(組合員に出資をさせないものに限る。)	中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)
商工組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)	
商品先物取引協会	商品先物取引法
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律百七号)
職員団体等(法人であるものに限る。)	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号)
職業訓練法人	職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)
信用保証協会	信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)
水害予防組合	水害予防組合法(明治四十一年法律第五十号)
水害予防組合連合	
生活衛生同業組合(組合員に出資をさせない)	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興

ものに限る。)	に関する法律(昭和三十二年法律第百六十四号)
生活衛生同業組合連合会(会員に出資をさせないものに限る。)	
税理士会	税理士法
石炭鉱業年金基金	石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第百三十五号)
船員災害防止協会	船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)
全国健康保険協会	健康保険法
全国健康保険協会	健康保険法
全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法
全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法
全国農業会議所	農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)
損害保険料率算出団体	損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第百九十三号)
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方競馬全国協会	競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号)
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法(平成十九年法律第六十四号)
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法

地方公務員共済組合連合会	
地方公務員災害補償基金	地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)
地方道路公社	地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)
地方独立行政法人	地方独立行政法人法(平成十五年法律第一百十八号)
中央職業能力開発協会	職業能力開発促進法
中央労働災害防止協会	労働災害防止団体法(昭和三十九年法律第一百十八号)
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)
投資者保護基金	金融商品取引法
独立行政法人(所得税法別表第一の独立行政法人の項に規定するものに限る。)	独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三十三号)及び同法第一条第一項(目的等)に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)
土地改良区	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)
土地改良区連合	

土地改良事業団体連合会	
土地家屋調査士会	土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)
土地区画整理組合	土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)
都道府県職業能力開発協会	職業能力開発促進法
都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律
日本行政書士会連合会	行政書士法
日本勤労者住宅協会	日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第三百三十三号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)
日本公認会計士協会	公認会計士法(昭和二十三年法律第三百号)
日本司法支援センター	総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)
日本司法書士会連合会	司法書士法
日本商工会議所	商工会議所法
日本消防検定協会	消防法
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第四十八号)
日本税理士会連合会	税理士法

日本赤十字社	日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法(昭和二十九年法律第二百五号)
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法(昭和三十九年法律第百五十号)
日本土地家屋調査士会連合会	土地家屋調査士法
日本年金機構	日本年金機構法(平成十九年法律第九号)
日本弁護士連合会	弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)
日本弁理士会	弁理士法(平成十二年法律第四十九号)
日本放送協会	放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)
日本水先人会連合会	水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)
認可金融商品取引業協会	金融商品取引法
農業共済組合	農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)
農業共済組合連合会	
農業協同組合中央会	農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百十二号)
農業協同組合連合会(所得税法別表第一の農業協同組合連合会の項に規定するものに限る。)	
農業信用基金協会	農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)

農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)
負債整理組合	農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)
弁護士会	弁護士会
保険契約者保護機構	保険業法(平成七年法律第百五号)
水先人会	水先法
預金保険機構	預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)
労働組合(法人であるものに限る。)	労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)
労働災害防止協会	労働災害防止団体法

資料 2 地方公共団体の特別会計が控除する仕入れに係る消費税額の計算における具体的な用途の特定方法等について(抄)

自治企一第 7 号
自治導第 9 号
平成元年 1 月 26 日

都道府県公営企業管理者
都道府県総務部長
(財政課・地方課扱い)
指定都市公営企業管理者 殿
指定都市財政局長
企業団企業長

自治省財政局公営企業第一課長
自治省財政局指導課長

地方公共団体の特別会計が控除する仕入れに係る消費税額
の計算における具体的な用途の特定方法について

消費税の課税関係における地方公共団体の特別会計が控除する仕入れに係る消費税額の計算における具体的な用途の特定方法については、次のとおりとすることとしたので、遺憾なきよう取り扱われたい。

(中 略)

(別紙)

資産の譲渡等の対価以外の収入の用途の特定方法

地方公共団体の特別会計について、資産の譲渡等の対価以外の収入（不課税収入）がある場合における消費税法第 60 条第 4 項及び第 5 項に係る仕入れ税額控除の計算の特例に係る同法施行令第 75 条に規定する資産の譲渡等の対価以外の収入（同令第 75 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げるものを除く。以下同じ。）の用途の特定については、以下のとおりとする。

(注)「用途の特定」とは、同令第 75 条における「・・・のためにのみ使用することとされている・・・」に該当することとなる場合をいう。

1 資産の譲渡等の対価以外の収入の用途の特定の基本的な方法

(1) 消費税法施行令第 75 条第 1 項第 6 号イの「法令又は交付要綱等」に基づく資産の譲渡等の対価以外の収入である補助金等（補助金、負担金、他会計からの繰入金（出資金、借入金を除く。）その他これらに類するものをいう。以下同じ。）で、当該法令又は交付要綱等においてそ

の使途が明らかにされており、課税仕入れに充てられたか課税仕入れ以外の支出に充てられたかが明らかであるものは、それによって使途が特定される。

(注1) 交付要綱等には、補助金等を交付する国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人が、補助金等の交付の際に作成した補助金等交付要綱、補助金等交付決定書又はこれらの付属書類（例：当該補助金等の交付決定書がある場合における当該補助金等に係る積算内訳書、実績報告書）を含む。

(注2) 同令第75条第1項第1号の借入金等（以下「借入金等」という。）を財源として事業を行い、当該借入金等（当該借入金等の借換えが1回又は数回あったときの当該借換えのための借入金等を含む。）の返済費又は償還費のための補助金等が交付される場合において、当該補助金等の交付要綱等にその旨が記載されているときは、当該補助金等は当該借入金を財源とする事業に係る経費にのみ使用される収入として使途が特定される。

(注3) 「法令又は交付要綱等」には、繰出基準は含まない。

(2) (1)の法令又は交付要綱等においてその使途の細部が不明なもの（例：負担金、補助金等）であっても、その使途の大意がわかるものについては、当該地方公共団体の長（地方公営企業法第7条の適用がある公営企業については、管理者。以下同じ。）が、消費税法施行令第75条第1項第6号ロに規定する文書を税務署長に提出し、当該文書においてその使途の大意の範囲内で合理的計算に基づいてその使途の細部を特定することとする。この場合において、当該地方公共団体の長は当該計算過程を当該文書に添付するものとする。

(注1) 「その使途の大意がわかるもの」とは、例えば、法令又は交付要綱等において「・・・の建設に要する費用に充てる」等の記載があるものである。

(注2) 「その使途の大意の範囲内で合理的計算」とは、例えば、(注1)の「・・・の建設に要する費用」のうちに占める課税仕入れの額と、課税仕入れ以外の仕入れの額で按分するものである。

(3) (1)及び(2)において使途が特定できない場合において、その収入の使途が、予算書若しくは予算関係書類又は決算書若しくは決算関係書類において明らかになるものについては、当該地方公共団体の長がこれらの書類を添付のうえ消費税法施行令第75条第1項第6号ロに規定する文書を税務署長に提出し、当該文書においてその使途の特定を明らかにすることとする。

(注) 「明らかになるもの」とは、例えば決算書の備考欄に当該補助金等が何の費用に充てられたかが記載されている場合又は決算書の項目名から何の費用に充てられてかが明らかな場合等である。

(4) (1)若しくは(2)の「法令又は交付要綱等」又は(3)の「予算書若しくは予算関係書類又は決算書若しくは決算関係書類」において、借入金等の返済費又は償還費のためにのみ使用することとされている補助金等があった場合には、(1)(注2)の場合を除き、当該補助金等の額に、当該借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出((1)、(2)又は(3)により用途が特定された補助金等の用途としての支出及び借入金等の返済費又は償還費を除く。)のうちの課税仕入れ等の支出とその他の支出の額の割合により按分し、又は当該借入金等に係る事業に係る文書(起債申請書等)に基づき区分し、当該地方公共団体の長がその計算過程又は文書を添付のうえ消費税法施行令第75条第1項第6号ロに規定する文書を税務署長に提出し当該文書においてその用途の特定を明らかにすることとする。

(注1) 上記の支出割合による按分計算については、地方公営企業法第20条の適用がある地方公営企業にあつては、損益的収支、資本的収支ごとに行うこととする。

(注2) 消費税法の適用日前に借り入れた借入金等の返済費又は償還費のためにのみ使用することとされている資産の譲渡等の対価以外の収入は、課税仕入れ等の支出以外の支出に用途が特定されるものとする。

(注3) 上記の結果、課税仕入れ等の支出以外の支出に用途が特定されていることとされた収入は、消費税法施行令第75条第1項第6号ロに規定する収入に該当する。

2 1によっては用途が特定できない補助金等については、当該課税期間における支出(1の(1)、(2)及び(3)により用途が特定された収入の用途としての支出及び借入金等の返済費又は償還費のうち1の(4)において用途が特定された収入に係るものとして処理済みの部分を除く。)のうちの課税仕入れ等の支出とその他の支出の額の割合により按分し、当該地方公共団体の長がその計算過程を添付のうえ消費税法施行令第75条第1項第6号ロに規定する文書を税務署長に提出し当該文書においてその用途の特定を明らかにすることができる。この按分計算において、当該収入のうち借入金等の返済費又は償還費で1の(4)において用途が特定された収入に係るもの

として処理済みの部分以外の部分に用途が特定されることとなった部分については、さらに、1の(4)と同様の方法で当該借入金等に係る事業が行われた課税期間に遡って用途を特定するものとする。

(注) 上記の按分計算については、地方公営企業法第20条の適用がある公営企業にあつては、損益的収支、資本的収支ごとに行うこととする。

資料3 消費税及び地方消費税資本的収支調整額

資本的収支（（予算）予算様式第4条、（決算）決算報告書様式(2)）については収益的収支（（予算）予算様式第3条、（決算）決算報告書様式(1)）と同様、税込みの処理を行うこととしているが、資本的収支における補てん財源として認識する当期純利益の額は税込み処理を行うこととしている予算及び決算上の収益的収支の差引によることなく、税抜き処理を行うこととして財務諸表（損益計算書、貸借対照表等）上における当期純利益の額によることとする。（剰余金処分計算書等との整合性を図るため）

なお、消費税の導入（平成9年度から地方消費税の導入）に伴い、消費税及び地方消費税関係の内部留保資金が発生することとなり、これについて「消費税及び地方消費税資本的収支調整額」とし、補てん財源を認識することとする。

「書費税及び地方消費税

$$\begin{aligned} \text{資本的収支調整額} &= (\text{税込み当期純利益} - \text{税抜き当期純利益} - \text{当該年度購入した貯蔵品に係る仮払消費税及び地方消費税}) \\ &= (4 \text{条仮払消費税及び地方消費税} - 4 \text{条仮受消費税及び地方消費税}) - \text{控除対象外消費税額 (特定収入仮払消費税及び地方消費税)} \end{aligned}$$

資料4 国税庁消費税審理事例検索システム

国税庁消費税審理事例検索システムは、情報公開法に基づき開示されたものであり、その一部は国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に質疑応答事例として記載されている。

資料 5 消費税及び地方消費税の導入に伴う勘定科目の設定等について

改正項目	勘 定 科 目				備 考
	(款)	(項)	(目)	(節)	
仮払消費税及び地方消費税	流動資産	その他流動資産	仮払消費税及び地方消費税		「保管有価証券」の次に新設
仮受消費税及び地方消費税	流動負債	その他流動負債	仮受消費税及び地方消費税		(目)の新設
未収消費税及び地方消費税還付金	流動資産	未 収 金	仮払消費税及び地方消費税 営業外未収金	未収消費税及び地方消費税還付金	「未収受取利息」の次に新設
未払消費税及び地方消費税	流動負債	未 払 金	営業外未払金	未払消費税及び地方消費税	(目)営業外未払金は「営業未払金」の次に新設 (節)未払消費税及び地方消費税の新設
控除対象外消費税額償却	〇〇事業費用	営業外費用	繰延勘定償却	控除対象外消費税額償却	「試験研究費償却」の次に新設
控除対象外消費税額	繰延勘定	控除対象外消費税額			「災害損失」の次に新設
特定収入仮払消費税及び地方消費税	流動資産	その他流動資産	特定収入仮払消費税及び地方消費税		(目)「仮払消費税及び地方消費税」の次に新設
前払消費税及び地方消費税	流動資産	前 払 金	前払消費税及び地方消費税		(目)の新設

(注)平成 9 年度から「控除対象外消費税額償却」及び「控除対象外消費税額」には、地方消費税に係るものを含むものであること。

(備 考)

仮払消費税及び地方消費税・・・免税事業者以外の事業者における課税仕入れに係る消費税及び地方消費税額。

仮受消費税及び地方消費税・・・免税事業者以外の事業者における課税売上げに係る消費税及び地方消費税額。

未収消費税及び地方消費税・・・免税事業者以外の事業者において、消費税及

- 還付金 び地方消費税の納税計算の結果還付が予定される消費税及び地方消費税額。
- 未払消費税及び地方消費税・・・免税事業者以外の事業者において、消費税及び地方消費税の納税計算の結果納税が予定される消費税及び地方消費税額。
- 控除対象外消費税額償却・・・控除対象外消費税額の償却額
- 控除対象外消費税額・・・・・・・・免税事業者以外の事業者で、課税売上割合が95%未満の場合の非課税売上げに対応する4条の課税仕入れに係る控除できない消費税及び地方消費税額。(非課税売上げに対応する3条の課税仕入れに係る控除できない消費税及び地方消費税額は、一括雑支出として費用化することとなるため、控除対象外消費税として計上されないことに留意すること。)
- 特定収入仮払消費税及び地方消費税・・・・・・・・免税事業者以外の事業者で、特定収入割合が5%超の場合の4条の特定収入を財源として行われた4条の課税仕入れに係る控除できない消費税及び地方消費税額(3条の特定収入を財源として行われた3条の課税仕入れに係る控除できない消費税及び地方消費税は、一括雑支出として費用化することとなるため、特定収入仮払消費税及び地方消費税として計上されないことに留意すること。)
- 前払消費税及び地方消費税・・・・・・・・年度途中において中間納付される消費税及び地方消費税額。

資料 6 消費税法・消費税施行令・消費税基本通達抜粋

消費税法第 2 条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国内 この法律の施行地をいう。

(中略)

八 資産の譲渡等 事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供（代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として政令で定めるものを含む。）をいう。

九 課税資産の譲渡等 資産の譲渡等のうち、第 6 条第 1 項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

(中略)

十二 課税仕入れ 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。）を受けること（当該他の者が事業として当該資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。）をいう。

十三 事業年度 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条（事業年度）に規定する事業年度（国、地方公共団体その他これらの条の規定の適用を受けない法人については、政令で定める一定の期間）をいう。

十四 基準期間 個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度（当該前々事業年度が一年未満である法人については、その事業年度開始の日の二年前の日の前日から同日以後一年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）をいう。

(以下略)

消費税法第 4 条

国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課する。

消費税法第 6 条

国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消

費税を課さない。

消費税法第9条

事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者については、第5条第1項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

消費税法第30条

事業者（第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行う課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第45条第1項第2号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。）から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に百五分の四を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）につき課された又は課されるべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。）の合計額を控除する。（中略）

2 前項の場合において、同項に規定する課税期間における課税売上割合が百分の九十五に満たないときは、同項の規定により控除する課税仕入れに係る消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額（以下この章において「課税仕入れ等の税額」という。）の合計額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法により計算した金額とする。

一 当該課税期間中に国内において行った課税仕入れ及び当該課税期間における前項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物につき、課税資産の譲渡等にのみ要するもの、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等（以下この号において「その他の資産の譲渡等」という。）にのみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものにその区分が明らかにされている場合

イに掲げる金額にロに掲げる金額を加算する方法
イ 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額

ロ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要する課税仕入れ及び課税貨物に係る課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該課税期間における課税仕入れ等の税額

の合計額に課税売上割合を乗じて計算する方法

3 前項第1号に掲げる場合において、同号ロに掲げる金額の計算の基礎となる同号ロに規定する課税売上割合に準ずる割合（当該割合が当該事業者の営む事業の種類異なるごとく又は当該事業に係る販売費、一般管理費その他の費用の種類異なるごとに区分して算出したものである場合には、当該区分して算出したそれぞれの割合。以下この項において同じ。）で次に掲げる要件のすべてに該当するものがあるときは、当該事業者の第二号に規定する承認を受けた日の属する課税期間以後の課税期間については、前項第一号の規定にかかわらず、同号ロに掲げる金額は、当該課税売上割合に代えて、当該割合を用いて計算した金額とする。ただし、当該割合を用いて計算することをやめようとする旨を記載した届出書を提出した日の属する課税期間以後の課税期間については、この限りでない。

消費税法第37条

事業者（第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、その納税地を所轄する税務署長にその基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下この項及び第38条第1項において同じ。）が五千万円以下である課税期間（第12条第1項に規定する分割等に係る同項の新設分割親法人又は新設分割子法人の政令で定める課税期間（以下この項及び第38条第1項において「分割等に係る課税期間」という。）を除く。）についてこの項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間（当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く）については、第30条から前条までの規定により課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、当該事業者の当該課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間における第38条第1項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の六十に相当する金額（卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者にあつては、当該残額に、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに当該事業における課税資産の譲渡等に係る消費税額のうち課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額）とする。この場合において、当該金額は、当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

消費税法第60条

国若しくは地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業又は国若しくは

は地方公共団体が特別会計を設けて行う事業については、当該一般会計又は特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、国または地方公共団体が特別会計を設けて行う事業のうち政令で定める特別会計を設けて行う事業については、一般会計に係る業務として行う事業とみなす。

2 国又は地方公共団体が行った資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りは、政令で定めるところにより、その資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度並びにその課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りの費用の支払をすべき会計年度の末日に行われたものとする事ができる。

3 別表第三に掲げる法人のうち国又は地方公共団体に準ずる法人として政令で定めるものの資産の譲渡等、課税仕入れ及び課税貨物の保税地域からの引取りを行った時期については、前項の規定に準じて、政令で定める。

4 国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される者を除く。)が課税仕入れを行い、又は課税貨物を保税地域から引取る場合において、当該課税仕入れの日又は課税貨物の保税地域からの引取りの日(当該課税貨物につき特例申告書を提出した場合には、当該特例申告書を提出した日又は特例申告に関する決定の通知を受けた日)の属する課税期間において資産の譲渡等の対価以外の収入(政令で定める収入を除く。以下この項において「特定収入」という。)があり、かつ、当該特定収入の合計額が当該課税期間における資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。)の合計額に当該特定収入の合計額を加算した金額に比し僅少でない場合として政令で定める場合に該当するときは、第三十七条の規定の適用を受ける場合を除き、当該課税期間の課税標準額に対する消費税額(第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額をいう。次項及び第六項において同じ。)から控除することができる課税仕入れ等の税額(第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。以下この項及び次項において同じ。)の合計額は、第三十条から第三十六条までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した場合における当該課税仕入れ等の税額の合計額から特定収入に係る課税仕入れ等の税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額に相当する金額とする。この場合において、当該金額は、当該課税期間における第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額とみなす。

5 前項の場合において、同項に規定する課税仕入れ等の税額から同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額を控除して控除しきれない金額があるときは、当該控除しきれない金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして同項の課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

6 第一項の規定により一の法人が行う事業とみなされる国又は地方公共団体の一般会計に係る業務として行う事業については、第三十条から第三十九条までの規定によりその課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除することのできる消費税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、当該課税標準額に対する消費税額と同額とみなす。

7 国または地方公共団体が一般会計に係る業務として事業を行う場合には、第九条、第四十二条、第四十五条、第五十七条及び第五十八条の規定は適用しない。

8 前各項に定めるもののほか、国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて行う事業に限る。)又は別表第三に掲げる法人のうち政令で定めるものの第四十二条第一項、第四項若しくは第六項又は第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限の特例、その他国若しくは地方公共団体、別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等に対するこの法律の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

消費税法施行令第 75 条第 1 項

法第 60 条第 4 項に規定する政令で定める収入は、次に掲げる収入とする。

- 一 借入金及び債券の発行に係る収入で、法令においてその返済又は償還のため補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けることが規定されているもの以外のもの(第 6 号及び次項において「借入金等」という。)
- 二 出資金
- 三 預金、貯金及び預り金
- 四 貸付回収金
- 五 返還金及び還付金
- 六 次に掲げる収入(前各号に掲げるものを除く。)
 - イ 法令又は交付要綱等(国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人から資産の譲渡等の対価以外の収入を受ける際にこれらの者が作成した当該収入の用途を定めた文書をいう。)において、次に掲げる支出以外の支出(ロにおいて「特定支出」という。)のためにのみ使用することとされている収入
 - (1) 課税仕入れに係る支払い対価の額(法第 30 条第 1 項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。第 4 項において同じ。)に係る支出
 - (2) 課税貨物の引取り価格(課税貨物に係る第 54 条第 1 項第 2 号イに掲げる金額をいう。第 4 項において同じ。)に係る支出
 - (3) 借入金等の返済金又は償還金に係る支出
 - ロ 国又は地方公共団体が合理的な方法により資産の譲渡等の対価以外の収

入の使途を明らかにした文書において、特定支出のためにのみ使用することとされている収入

消費税基本通達 16-2-1 及び 16-2-2 の関係

(特定収入の意義)

16-2-1 法第 60 条第 4 項《国、地方公共団体等に対する仕入れに係る消費税額の特例》に規定する「特定収入」とは、資産の譲渡等の対価に該当しない収入のうち、令第 75 条第 1 項各号《特定収入に該当しない収入》に掲げる収入以外の収入をいうのであるから、例えば、次の収入（令第 75 条第 1 項第 6 号《特定収入に該当しない収入》に規定する特定支出のためにのみ使用することとされているものを除く。）がこれに該当する。

- (1) 租税
- (2) 補助金
- (3) 交付金
- (4) 寄附金
- (5) 出資に対する配当金
- (6) 保険金
- (7) 損害賠償金
- (8) 資産の譲渡等の対価に該当しない負担金、他会計からの繰入金、会費等、喜捨金等

(国又は地方公共団体の特別会計が受け入れる補助金等の使途の特定方法)

16-2-2 国又は地方公共団体の特別会計において、資産の譲渡等の対価以外の収入がある場合における令第 75 条第 1 項第 6 号及び同条第 4 項《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例》の規定による使途の特定の方法は、次による。
(平 14 年課消 1-48、平 20 年課消 1-2 により改正)

(注) 「使途の特定」とは、同条第 1 項第 6 号及び同条第 4 項に規定する「……のためにのみ使用することとされている……」に該当することとなる場合をいう。

- (1) 法令又は交付要綱等により補助金等の使途が明らかにされている場合
法令又は交付要綱等(令第 75 条第 1 項第 6 号イに規定する法令又は交付要綱等

をいう。以下 16-2-2 において同じ。)に基づく補助金等(補助金、負担金、他会計からの繰入金その他これらに類するものをいう。以下 16-2-2 において同じ。)で当該法令又は交付要綱等において用途が明らかにされているもの 当該法令又は交付要綱等で明らかにされているところにより用途を特定する。

この場合の交付要綱等には、補助金等を交付する者が作成した補助金等交付要綱、補助金等交付決定書のほか、これらの附属書類である補助金等の積算内訳書、実績報告書を含むものとする。

(注) 令第 75 条第 1 項第 1 号に規定する借入金等(以下 16-2-2 において「借入金等」という。)を財源として行った事業について、当該借入金等の返済又は償還のための補助金等が交付される場合において、当該補助金等の交付要綱等にその旨が記載されているときは、当該補助金等は当該事業に係る経費のみに使用される収入として用途を特定する。なお、免税事業者であった課税期間に行った事業の経費に用途が特定された当該補助金等は、特定収入(法第 60 条第 4 項《国、地方公共団体等に対する仕入れに係る消費税額の計算の特例》に規定する特定収入をいう。以下 16-2-5 までにおいて同じ。)に該当しないことに留意する。

(2) 国又は地方公共団体が合理的な方法により補助金等の用途を明らかにした文書において用途を特定する場合

(1)により用途が特定されない補助金等については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により用途を特定することができる。

イ 法令又は交付要綱等がある補助金等で当該法令又は交付要綱等においてその用途の細部は不明であるが、その用途の大意が判明するもの 国(特別会計の所管大臣。以下 16-2-2 において同じ。)又は地方公共団体の長(地方公営企業法第 7 条の適用がある公営企業にあっては管理者。以下 16-2-2 において同じ。)が令第 75 条第 1 項第 6 号ロに規定する文書においてその用途の大意の範囲内で合理的計算に基づき細部の用途を特定する。

ロ イにより用途が特定できない場合で、補助金等の用途が予算書若しくは予算関係書類又は決算書若しくは決算関係書類で明らかなもの 国又は地方公共団体の長がこれらの書類で明らかにされるところにより、令第 75 条第 1 項第 6 号ロに規定する文書においてその用途を特定する。

ハ 「法令又は交付要綱等」又は「予算書、予算関係書類、決算書、決算関係書類」において、借入金等の返済費又は償還費のための補助金等とされているもの((1)の注に該当するものを除く。) 当該補助金等の額に、当該借入金等に係る事業が行われた課税期間における支出((1)又はイ若しくはロにより用途が特定された補助金等の用途としての支出及び借入金等の返済費又は償還費を除く。)のうちの課税仕

入れ等の支出の額とその他の支出の額の割合を乗じて、課税仕入れ等の支出に対応する額とその他の支出に対応する額とにあん分する方法によりその用途を特定し、これらの計算過程を令第 75 条第 1 項第 6 号口に規定する文書において明らかにする。

なお、地方公営企業法第 20 条《計理の方法》の適用がある公営企業については、同法施行令第 9 条第 3 項《会計の原則》の損益的取引、資本的取引の区分ごとにこの計算を行うものとする。

(注) 当該借入金等に係る事業が行われた課税期間が免税事業者であった場合の当該補助金等は、特定収入に該当しないことに留意する。

ニ イからハまでによっては用途が特定できない補助金等 当該補助金等の額に、当該課税期間における支出((1)又はイ若しくはロにより用途が特定された補助金等の用途としての支出及び借入金等の返済費又は償還費のうちハにおいて処理済みの部分を除く。)のうちの課税仕入れ等の支出の額とその他の支出の額の割合を乗じて、課税仕入れ等の支出に対応する額とその他の支出に対応する額とにあん分する方法によりその用途を特定する。

この場合、これらの計算過程を令第 75 条第 1 項第 6 号口に規定する文書において明らかにする。

また、このあん分計算において、借入金等の返済費又は償還費でハにおいて処理済みの部分以外の部分に用途が特定されていることとなった補助金等の部分については、更にハの方法で当該借入金等に係る事業が行われた課税期間にさかのぼって用途を特定する。

なお、地方公営企業法第 20 条の適用がある公営企業については、同法施行令第 9 条第 3 項の損益的取引、資本的取引の区分ごとにこの計算を行うものとする。

資料 7 消費税及び地方消費税の 申告書、
付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

G K 0 3 0 1

第27-(1)号様式

平成 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 - -)

(フリガナ) 名称又は屋号

(フリガナ) 代表者氏名又は氏名

経理担当者氏名

一連番号

申告年月日 平成 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認印 省略年月日

指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

(中間申告 自平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至平成 年 月 日)

平成九年四月一日以後終了課税期間分(一般用)

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百万千百十一円	
課税標準額	①		000
消費税額	②		
控除過大調整税額	③		
控除税額	控除対象仕入税額	④	
	返還等対価に係る税額	⑤	
	貸倒れに係る税額	⑥	
	控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	
控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧		
差引税額(②+③-⑦)	⑨		00
中間納付税額	⑩		00
納付税額(⑨-⑩)	⑪		00
中間納付還付税額(⑩-⑨)	⑫		00
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬	
	差引納付税額	⑭	00
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額(⑧)	⑰	
	差引税額(⑨)	⑱	00
譲渡割額	還付額(⑰×25%)	⑲	
	納税額(⑱×25%)	⑳	00
中間納付譲渡割額		㉑	00
納付譲渡割額(㉑-㉒)		㉒	00
中間納付還付譲渡割額(㉒-㉑)		㉓	00
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔	
	差引納付譲渡割額	㉕	00
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	⑳		

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	31
	延払基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	35
	控除税額の計算方法	課税売上割合 95%未満 <input type="checkbox"/> 95%以上 <input type="checkbox"/>	41
		個別対心式 <input type="checkbox"/> 一括配分式 <input type="checkbox"/> 全額控除 <input type="checkbox"/>	
	の内訳	① 課税標準額	4%分
② 消費税額		旧税率分	千円
		新税率分	円
基準期間の課税売上高		4%分	円
i	預金	口座番号	
	銀行	本店・支店	
	農協・漁協	本所・支所	
ii	(窓口受取りの場合)	郵便局	
iii	貯金記号番号	-	
※税務署整理欄			
税理士 署名押印 (電話番号 - -)			
<input type="checkbox"/> 税理士法第30条の書面提出有			
<input type="checkbox"/> 税理士法第33条の2の書面提出有			

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

課税期間		・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	氏名又は名称	
項 目			金 額	
		課 税 売 上 額 (税抜き)	①	円
		免 税 売 上 額	②	
		非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③	
		課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)	④	※申告書の⑤欄へ
		課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額)	⑤	
		非 課 税 売 上 額	⑥	
		資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額 (⑤+⑥)	⑦	※申告書の⑥欄へ
		課 税 売 上 割 合 (④/⑦)		[%] ※端数切捨て
		課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑧	※注2参照
		課税仕入れに係る消費税額 (⑧×4/105)	⑨	※注3参照
		課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑩	
		納税義務の免除を受けない (受ける) こととなった 場合における消費税額の調整 (加算又は減算) 額	⑪	
		課 税 仕 入 れ 等 の 税 額 の 合 計 額 (⑨+⑩±⑪)	⑫	
		課 税 売 上 割 合 が 9 5 % 以 上 の 場 合 (⑫の金額)	⑬	
課 税 95 売% 上未 割満 合の が場 合	個 別 対 応 方 式	⑫のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑭	
	一 括 比 例 配 分 方 式 に よ り 控 除 す る 課 税 仕 入 れ 等 の 税 額	⑫のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑮	
		個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 [⑭ + (⑮×④/⑦)]	⑯	
		一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑫×④/⑦)	⑰	
控 除 の 税 調 整 額		課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整 (加算又は減算) 額	⑱	
		調整対象固定資産を課税業務用 (非課税業務用) に転用した場合の調整 (加算又は減算) 額	⑲	
差 引		控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑬、⑯又は⑰の金額) ±⑱±⑲] がプラスの時	⑳	※申告書の④欄へ
		控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑬、⑯又は⑰の金額) ±⑱±⑲] がマイナスの時	㉑	※申告書の③欄へ
		貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	㉒	※申告書の③欄へ

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 ⑧欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合 (仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。) には、その金額を控除した後の金額を記入する。

3 上記2に該当する場合には、⑨欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額} \textcircled{9} = \left(\text{課税仕入れに係る支払対価の額 (仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)} \times \frac{4}{105} \right) - \left(\text{仕入対価の返還等の金額 (税込み)} \times \frac{4}{105} \right)$$

4 ⑳欄と㉑欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

資料 8 特定収入に係る課税仕入れ等の税額の計算表 1～5

計算表1 資産の譲渡等の対価の額の計算表

内 容		金 額
課 税 売 上 げ	通常の課税売上げ、役員へ贈与及び低額譲渡	①
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例適用の課税売上げ	②
免税売上げ(輸出取引等)		③
非課税売上げ		④
資産の譲渡等の対価の額の合計額		⑤ (計算表3①、計算表4①)

(注) 1 各欄の金額は、いずれも消費税額及び地方消費税額に相当する額を含みません。

2 各欄の金額について、売上げに係る対価の返還等の額がある場合でも、売上げに係る対価の返還等の額を控除する前の金額を記入してください。

3 非課税売上げについては、課税売上割合を計算する場合の調整はありませんから、そのままの金額を記入してください。

4 国外における資産の譲渡等がある場合は、その対価の額を加算してください。

5 ②欄には、消費税法施行規則の一部を改正する省令(平成15年財務省令第92号)附則第2条《課税標準額に対する消費税額の計算の特例》の適用を受けるものを記載します。

計算表2 特定収入の金額及びその内訳書

(1) 特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入、課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入の内訳表

内 容	資産の譲渡等の 対価以外の収入	左のうち特定収入		Aのうち課税仕 入れ等にも使 途が特定されて いる金額(「課税 仕入れ等に係る 特定収入」)	A-Bの金額(「 課税仕入れ等に 係る特定収入以 外の特定収入」)
		A	B	B	C
租 税 ①	円	円	円	円	円
補助金・交付金等 ②					
他会計からの繰入金 ③					
寄 附 金 ④					
出資に対する配当金 ⑤					
保 険 金 ⑥					
損 害 賠 償 金 ⑦					
会 費 ・ 入 会 金 ⑧					
喜 捨 金 ⑨					
債 務 免 除 益 ⑩					
借 入 金 ⑪					
出 資 の 受 入 れ ⑫					
貸 付 回 収 金 ⑬					
	⑭				
	⑮				
	⑯				
合 計 ⑰		計算表3②	計算表5(1)②.(3)②	計算表4②	

(注)免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表2 特定収入の金額及びその内訳書(個別対応方式用)

(2) 課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入、課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入の内訳書

※ この表は課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合のみ使用

内 容	課税仕入れ等に係る 特定収入 (計算表2(1)のB欄 の金額) D	Dの金額のうち	
		課税売上げにのみ要 する課税仕入れ等に のみ使途が特定され ている特定収入 E	課税・非課税売上げ に共通して要する課 税仕入れ等にのみ使 途が特定されている特 定収入 F
租 税 ①	円	円	円
補助金・交付金等 ②			
他会計からの繰入金 ③			
寄 附 金 ④			
出資に対する配当金 ⑤			
保 険 金 ⑥			
損 害 賠 償 金 ⑦			
会 費 ・ 入 会 金 ⑧			
喜 捨 金 ⑨			
債 務 免 除 益 ⑩			
借 入 金 ⑪			
出 資 の 受 入 れ ⑫			
貸 付 回 収 金 ⑬			
	⑭		
	⑮		
	⑯		
合 計 ⑰		計算表5(2)②	計算表5(2)④

(注) 免税事業者である課税期間において行った課税仕入れ等を借入金等で賄い、その後、課税事業者となった課税期間において当該借入金等の返済のために交付を受けた補助金等は特定収入に該当しません。

計算表3 特定収入割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額(計算表1⑤)	①	円
特定収入の合計額(計算表2(1)⑰のA)	②	
分母の額(①+②)	③	
特定収入割合(②÷③)	④	%

(注) ④欄は、小数点第4位以下の端数を切り上げて、百分率で記入してください。

○ 特定収入割合が
・5%を超える場合⇒ 課税仕入れ等の税額の調整が必要です。引き続き【計算表4、5】の作成を行います。
・5%以下の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額の調整は不要です。通常の計算により計算した課税仕入れ等の税額の合計額を控除対象仕入税額として申告書の作成を行います。

計算表4 調整割合の計算表

内 容		金 額 等
資産の譲渡等の対価の額の合計額(計算表1⑤)	①	円
課税仕入れ等に係る特定収入以外の特定収入(計算表2(1)⑰のC)	②	
分母の額(①+②)	③	
調整割合 $\left[\frac{\text{②の金額}}{\text{③の金額}} \right]$	④	

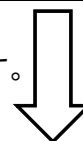
→ $\left\{ \begin{array}{l} \text{計算表5(1)⑤} \\ \text{計算表5(2)⑩} \\ \text{計算表5(3)⑦} \end{array} \right.$

計算表5 調整後税額の計算表

(1) 課税売上割合が95%以上の場合

内 容		金 額 等
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	円
課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入(「課税仕入れ等に係る特定収入」)(計算表2(1)⑰のB)	②	
② × $\frac{4}{105}$ (1円未満の端数切捨て)	③	
① - ③	④	
調整割合(計算表4④)	⑤	
④ × ⑤ (1円未満の端数切捨て)	⑥	
特定収入に係る課税仕入れ等の税額(③ + ⑥)	⑦	
控除対象仕入税額(① - ⑦)	⑧	

(注) ④、⑥、⑦、⑧欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。



⑧欄の金額が

プラス (+) の場合 申告書付表2の⑳欄及び申告書(一般用)の④欄(控除対象仕入税額)へ転記します。

マイナス (-) の場合 申告書付表2の㉑欄及び申告書(一般用)の③欄(控除過大調整税額)の金額に加算します。

計算表5 調整後税額の計算表

(2) 課税売上割合が95%未満で個別対応方式を採用している場合

内 容	金 額 等
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	① 円
課税売上げにのみ要する課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入(計算表2(2)⑰のE)	②
② × $\frac{4}{105}$ (1円未満の端数切捨て)	③
課税・非課税売上げに共通して要する課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入(計算表2(2)⑰のF)	④
④ × $\frac{4}{105}$ (1円未満の端数切捨て)	⑤
課税売上割合(準ずる割合の承認を受けている場合はその割合)	⑥
⑤ × ⑥ (1円未満の端数切捨て)	⑦
③ + ⑦	⑧
① - ⑧	⑨
調整割合(計算表4④)	⑩
⑨ × ⑩ (1円未満の端数切捨て)	⑪
特定収入に係る課税仕入れ等の税額(⑧ + ⑪)	⑫
控除対象仕入税額(① - ⑫)	⑬

(注) ⑨、⑪、⑫、⑬欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。



⑬欄の金額が

プラス (+) の場合 申告書付表2の⑳欄及び申告書(一般用)の④欄(控除対象仕入税額)へ転記します。

マイナス (-) の場合 申告書付表2の㉑欄及び申告書(一般用)の③欄(控除過大調整税額)の金額に加算します。

計算表5 調整後税額の計算表

(3) 課税売上割合が95%未満で一括比例配分方式を採用している場合

内 容		金 額 等
調整前の課税仕入れ等の税額の合計額	①	円
課税仕入れ等にもみ用途が特定されている特定収入(「課税仕入れ等に係る特定収入」)(計算表2(1)⑩のB)	②	
②× $\frac{4}{105}$ (1円未満の端数切捨て)	③	
課税売上割合	④	
③×④(1円未満の端数切捨て)	⑤	
①-⑤	⑥	
調整割合(計算表4④)	⑦	
⑥×⑦(1円未満の端数切捨て)	⑧	
特定収入に係る課税仕入れ等の税額(⑤+⑧)	⑨	
控除対象仕入税額(①-⑨)	⑩	

(注) ⑥、⑧、⑨、⑩欄の計算結果がマイナスの場合には、「△」で表示します。



⑩欄の金額が	
プラス (+) の場合	申告書付表2の⑩欄及び申告書(一般用)の④欄(控除対象仕入税額)へ転記します。
マイナス (-) の場合	申告書付表2の⑩欄及び申告書(一般用)の③欄(控除過大調整税額)の金額に加算します。

